

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

昭和大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	65
基準 6. 内部質保証	75
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A. 独自の教育体制	81
・充実した臨床実習を可能にする 8 つの附属病院	
・学生の生活や学習の継続を支援する昭和大学独自の奨学制度	
・先進的な研究を推進する組織体制	
V. 特記事項	88
VI. 法令等の遵守状況一覧	89
VII. エビデンス集一覧	102
エビデンス集（データ編）一覧	102
エビデンス集（資料編）一覧	102



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・基本理念

昭和 3(1928)年、学祖上條秀介博士は、学問・研究に偏重し、実際の医療と遊離していた当時の医学教育に疑問を抱き、人々の求めに本当に役立つ、人間性豊かで優れた臨床医を養成することを世に訴え、本学医学部の前身となる昭和医学専門学校を創立した。その際、上條博士は常に相手の立場にたって真心を尽くすという精神が、優れた臨床医に必要なものであるとの考えを示し、本学ではその考えを「至誠一貫」という建学の精神として現在に至るまで脈々と受け継いでいる。

### 2. 使命・目的

価値観が多様化し、社会構造の変化が地球規模で進む現代では、人々の医療に対する要求は多様かつ高度になり、医療のあり方もそれぞれの専門領域で深化するとともに分化してきた。その一方で、多種の医療専門職が互いに連携して克服すべき課題も生じ、専門領域の新たな統合も模索されてきている。

このような時代の要請に対して、本学は医系総合大学という特徴を活かして、専門領域の深化と連携をはかり、知の新たな創造を目指すにふさわしく、またその達成が可能であると自ら信ずるものである。建学以来受け継がれてきた「至誠一貫」の精神をこれまでも増して体現し、真心を持って国民一人ひとりの健康を守るために孜孜として尽力することが本学の使命である。

そのために、私学の本領を発揮しつつ、一般教育並びに医学、歯学、薬学、看護学、理学療法学、作業療法学に関する最高最新の学術を授け、併せてその奥義を極めることを本学の目的としている。

### 3. 個性・特色等

#### ① 「チーム医療教育」

多様化し、高度化する今日の医療現場においては、各分野のスペシャリストが互いの領域を超えて力を合わせる「チーム医療」が欠かせない。本学では、医系総合大学のメリットを活かして、全学部・全学年にわたる連携システムで、チーム医療を体系的に学べるカリキュラムを編成し、実践している。具体的には、必修カリキュラムとして4学部で連携して実施する初年次体験実習、学部連携チーム医療 PBL(Problem Based Learning)、学部連携チーム医療 TBL(Team Based Learning)、在宅医療支援演習・在宅高齢者コミュニケーション演習及び学部連携病棟実習を編成している。また、選択カリキュラムとして学部連携地域医療実習を編成している。

#### ② 「初年次全寮制教育」

昭和 40(1965)年に始めた山梨県富士吉田キャンパスでの初年次全寮制教育（以下、「初年次全寮制」という）は、本学の教育システムの基盤となるものであり、学生寮は医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部混合の部屋割りとし、1年間の寮生活において他人を思いやる協調性、人の痛みのわかる人間性を培っている。このシステムは、学部間のコミュニケーション力を高め、チーム医療の基盤を築くとともに、将来医療人として欠くことので

きない問題解決能力の育成と、全人的医療の実践に大きな成果を収めている。

③ 「指導担任制度」「修学支援制度」

本学では、学生が充実した学生生活を送り勉学や諸活動に専念できるよう支援・指導するために設けられた「学生指導担任制度」（以下、「指導担任制度」という。）があり、半世紀を超える歴史を有している。これは指導担当教育職員（以下、「指導担任」という。）1人が数名の学生を受持ち、勉学や学生生活等の相談にのり、父兄会時など必要に応じて保護者とも面談を行っている。1年次の学部混成型指導担任、医・歯・薬学部の2年次から4年次の学部横断の指導担任及び5・6年次の学生が所属する学部教育職員による指導担任、保健医療学部2年次の学科混成型指導担任および3・4年次の学生が所属する学科教育職員による指導担任と、学生の進級・成長に合わせた柔軟な体制を構築している。

また、指導担任制度の他に、「学業成績下位学生に対する修学支援制度」（以下、「修学支援制度」という）があり、前年度の学業成績が奮わなかった学生に対し、1名の教育職員が1、2名程度の学生を受け持ち、きめ細やかな学修支援・指導を行っている。これら2つの制度の相互補完により、医療人を目指す学生の指導・教育に高い効果を挙げている。

④ 「クリニカル・クラークシップ（少人数病院実習教育(CC：Clinical Clerkship))」

本学では、各学部の臨床実習及び学部連携病棟実習を少人数グループのクリニカル・クラークシップで効果的に実施している。本学が誇る多数の臨床教育職員、3,200床を超える8つの附属病院の診療科、病棟、薬剤部、リハビリテーション室等を有効的に活用し、実習が展開されている。

⑤ 「各学部・各研究科の連携によるさまざまな領域の研究への取り組み」

各学部・各研究科が密に連携し、ライフサイエンスのさまざまな領域の研究に取り組んでいる。更に8つの附属病院で得られた臨床上の発見を、基礎的なアプローチでメカニズムを発見、逆に基礎的な分野で得られた発見を臨床で応用するなど、臨床系・基礎系が密接に連携した研究環境が整っている。

本学の附置研究施設として先端がん治療研究所、臨床薬理研究所、発達障害医療研究所、スポーツ運動科学研究所の4つの研究所を有しており、研究の充実に寄与している。

先端がん治療研究所は、令和元年8月に腫瘍分子生物学研究所を改組し設置された研究施設である。診断・治療・予防技術の新規提案・開発を目標としており、附属病院と協働し、科学的根拠に基づいたがん個別化医療の確立と新たながん治療戦略の実現を目指している。

臨床薬理研究所は、烏山病院内に設置された研究専用病床44床を有する研究施設である。医薬品候補薬を投与する第Ⅰ相試験から第Ⅲ相試験までシームレスに行える附属病院間の支援ネットワーク体制も構築し、医師や看護師などが各施設を行き交い連携を取りながら、新薬の開発及び試験を行っている。

発達障害医療研究所は、平成26(2014)年4月に発達障害者の社会参加の実現等を目的として烏山病院内に設置された研究施設である。文部科学省の「共同利用・協同研究拠点」に平成26(2014)年度から認定されており、令和2年度に6年間再認定された。発達障害そのものの医学的研究はもとより、発達障害特有の社会性の障害に着目し、より広く人間の社会性に迫る文理融合型共同研究を展開している。

スポーツ運動科学研究所は、わが国のスポーツ運動科学分野の発展に寄与すべく、平成

27(2015)年4月に藤が丘リハビリテーション病院内に設置された研究施設である。トップアスリートやジュニアアスリート、運動愛好家の運動器・内科・歯科・栄養に関する諸問題や、予防や疾病治療のための運動療法などを大きなテーマとし、藤が丘リハビリテーション病院診療部門を中心に他の附属病院・各学部と有機的に連携し、それぞれの診療科・学部研究室のテーマを横断的に融合させた学際的な研究を行っている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和3(1928)年3月	財団法人昭和医学専門学校設置認可
5月	医学専門学校附属医院開院（現在の昭和大学病院）
昭和6(1931)年8月	附属産婆看護婦講習所設置認可
昭和21(1946)年4月	財団法人昭和医科大学設置認可（大学令による医科大学）
昭和26(1951)年2月	財団法人から学校法人に組織変更
6月	烏山病院開院
昭和27(1952)年2月	昭和医科大学医学科（専門課程）設置（学校教育法による）
昭和28(1953)年9月	昭和大学附属秋田外科病院開院
昭和34(1959)年3月	大学院医学研究科（博士課程）設置認可
昭和39(1964)年3月	薬学部薬学科設置認可
	医学部附属高等看護学校設置認可
4月	学校法人昭和医科大学を学校法人昭和大学に名称変更 昭和医科大学を昭和大学に名称変更 昭和医科大学病院を昭和大学病院に名称変更
昭和40(1965)年4月	富士吉田校舎開設
昭和41(1966)年9月	薬学部生物薬学科設置認可
昭和44(1969)年3月	大学院薬学研究科（修士課程）設置認可
昭和47(1972)年12月	昭和大学附属烏山病院高等看護学校設置認可
昭和49(1974)年4月	大学院薬学研究科（博士課程）設置認可
昭和50(1975)年7月	昭和大学附属烏山病院高等看護学校第二看護学科設置認可
	藤が丘病院開院
昭和52(1977)年1月	歯学部歯学科設置認可
昭和52(1977)年6月	歯科病院開院
昭和53(1978)年11月	医学部附属看護専門学校設置認可（専修学校に切替）
昭和57(1982)年6月	豊洲病院開院
昭和58(1983)年3月	大学院歯学研究科（博士課程）設置認可
平成2(1990)年6月	藤が丘リハビリテーション病院開院
平成6(1994)年4月	昭和大学附属烏山看護専門学校と名称変更
平成8(1996)年3月	昭和大学附属秋田外科病院廃止
9月	昭和大学腫瘍分子生物学研究所開設
12月	昭和大学医療短期大学設置認可
平成10(1998)年4月	大学院薬学研究科改組
	薬学専攻・医療薬学専攻 博士課程（前期・後期）

## 昭和大学

平成11(1999)年4月	昭和大学病院附属東病院開院
平成13(2001)年2月	診療放射線専門学校設置認可
4月	横浜市北部病院開院
12月	昭和大学保健医療学部設置認可
平成17(2005)年3月	昭和大学附属烏山看護専門学校廃止
5月	昭和大学医療短期大学廃止
平成18(2006)年4月	保健医療学部看護学科助産師学校指定
4月	教養部を改組し富士吉田教育部設置
4月	薬学部6年制教育開始に伴い薬学科、生物薬学科を薬学科に改組
11月	豊洲クリニック開院
11月	大学院保健医療学研究科（修士課程）設置認可
平成23(2011)年3月	診療放射線専門学校廃止
4月	大学院薬学研究科博士課程（前期）廃止
5月	大学院薬学研究科博士課程（後期）募集停止
6月	大学院薬学研究科博士課程（4年制課程）設置届出
10月	大学院保健医療学研究科課程変更認可 保健医療学専攻 博士課程（前期・後期） 昭和大学臨床薬理研究所開設
平成24(2012)年4月	助産学専攻科 助産師学校指定
平成26(2014)年3月	豊洲病院廃止（江東豊洲病院へ診療体制移行） 江東豊洲病院開院
平成26(2014)年4月	昭和大学発達障害医療研究所開設
平成27(2015)年4月	スポーツ運動科学研究所開設
平成28(2016)年4月	歯科病院内科クリニック開院
平成30(2018)年8月	先端がん治療研究所開設
令和元(2019)年5月	上條記念館竣工

## 昭和大学

### 2. 本学の現況

#### ・ 大学名

昭和大学

#### ・ 所在地

旗の台キャンパス	東京都品川区旗の台 1-5-8
洗足キャンパス	東京都大田区北千束 2-1-1
横浜キャンパス	神奈川県横浜市緑区十日市場町 1865
富士吉田キャンパス	山梨県富士吉田市上吉田 4562

#### ・ 学部構成

医学部	医学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科
保健医療学部	看護学科
	理学療法学科
	作業療法学科

(昭和大学大学院)

医学研究科	生理系専攻 (博士課程)
	病理系専攻 (博士課程)
	社会医学系専攻 (博士課程)
	内科系専攻 (博士課程)
	外科系専攻 (博士課程)
歯学研究科	歯学専攻 (博士課程)
薬学研究科	薬学専攻 (博士課程)
保健医療学研究科	保健医療学専攻 (博士前期課程)
	保健医療学専攻 (博士後期課程)

・ 学生数、教員数、職員数

(学部・学生数)

医学部	医学科	712 人
歯学部	歯学科	598 人
薬学部	薬学科	1,175 人
保健医療学部	看護学科	411 人
	理学療法学科	150 人
	作業療法学科	79 人

(大学院・学生数)

医学研究科	生理系	89 人
	病理系	99 人
	社会医学系	29 人
	内科系	53 人
	外科系	18 人
歯学研究科		100 人
薬学研究科		86 人
保健医療学研究科	(修士課程)	33 人
	(博士課程)	26 人

(教員数 (学部))

教授	178 人
准教授	177 人
講師	437 人
助教	1,193 人

(職員数)

正職員	4,869 人
嘱託	0 人
パート (アルバイト含む)	281 人
派遣	0 人

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「国民の健康に親身になって尽くせる優れた臨床医家を養成する」との考えから、本学の建学の精神を「至誠一貫」と定め、現在まで受け継いでいる。この建学の精神に基づき、本学の使命及び目的並びに教育目的は学則に明確に定められている。「至誠一貫」の精神及び使命・目的のもとに策定された「真心をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材の育成」という教育目標を実現するため、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針、卒業時の達成目標）並びにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を構築し、医系総合大学の特徴を活かした基礎と臨床の統合型カリキュラムを編成している。また、「至誠一貫」の精神は、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）にも明確に反映されており、求める人材像を呈示している。

本学の「建学の精神」「使命・目的」「教育目標」は、「昭和大学ホームページ」等により公表しており、「大学案内パンフレット」「学生生活ガイド」「授業計画（シラバス）」等にも明確に示されている。また、建学の精神に基づき制定した「昭和大学宣言」にもその精神は明確に表されており、職員・学生は「建学の精神、昭和大学宣言カード」を入職・入学時に配布するとともに、各種式典等で唱和することにより意識の高揚に努めている。

###### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的および教育目的は、具体的かつ簡潔な表現で文章化し学則に定めている。これに加え学部・学科ごと、研究科ごとの教育研究上の目的を学則に定めている。さらに教育目標を初年次教育と学部ごとに簡潔な文章でシラバスに掲載することにより、学生および職員の理解を高めている。

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、医・歯・薬・保健医療の4学部が揃う「医系総合大学」である。本学の特色である患者を中心として多くの医療人が心を通い合わせ、連携・協力して医療を実践する「チーム医療教育」は、「至誠一貫」の精神のもと、「真心をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材の育成」という教育目標を基調としている。これらは、学則第1条、第2条に明示するとともに、「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポ

リシー」「ディプロマ・ポリシー」いわゆる「三つの方針」にも具体的に明示している。

1年次の富士吉田キャンパスでの4学部の学生が一緒に生活する「初年次全寮制」を始め、4学部全学年にわたる学部連携型の体系化された「チーム医療教育」の学習プログラム（学部混合の参加型学習）や8つの附属病院を中心とした医療現場での少人数でのきめ細かい実習により、体系的な「チーム医療教育」の基盤を形成し、実践できる能力を醸成することが個性・特色となっている。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、社会に貢献し得る医療人の育成にあり、日々発展する生命科学と先進的な医療を探求することにより、人類の健康と福祉に貢献することである。これは社会情勢への変化に対応し得るものであるが、今後の変化の状況によって、全学部合同で行う「昭和大学教育者のためのワークショップ」をはじめとするFD (Faculty Development)など、多様な検討方法・手段を用い、全学的に対応していく。

##### 【エビデンス・資料編】

【資料 1-1-1】 昭和大学学則

【資料 1-1-2】 昭和大学大学院学則

【資料 1-1-3】 各学部シラバス、各研究科シラバス

【資料 1-1-4】 学生生活ガイド

【資料 1-1-5】 大学案内パンフレット

【資料 1-1-6】 大学院案内パンフレット

【資料 1-1-7】 昭和大学ホームページ

【資料 1-1-8】 昭和大学宣言カード

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、使命・目的及び教育目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持し、社会情勢や社会の要請に基づき、必要に応じ教育目的の適合性を多様な方法を用い、全学的に見直しを図っていく。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

## (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則において、「目的及び使命」「教育研究の目的」が規定されており、これらを基に各学部等の教育研究上の目的が定められている。これらの策定・見直しにあたっては、教育職員で組織する教育委員会や昭和大学教育者のためのワークショップ等で議論がなされた後、教授会、学部長会で審議を経た後に理事会の承認を得るものとしている。これらのプロセスには、役員、教育職員のほか事務職員が参画している。

### 1-2-② 学内外への周知

大学の理念、建学の精神はホームページや大学案内パンフレットに掲載し、学内外に周知している。入学式や入職式では理事長挨拶、学長告示により示されており、「至誠一貫」の精神は学生・職員一人一人の実践課題となっており、学生・職員の理解と支持を得ている。

また、「三つの方針」について、「アドミッション・ポリシー」を大学案内・入試要項に掲載することにより受験生に周知している。「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」はシラバス・学生生活ガイドに掲載することにより学生及び保護者へ周知している。それらをホームページに掲載することにより、幅広く学外への周知を図っている。この他に1年次のオリエンテーションにアイデンティティ教育を実施している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画は、令和2(2020)年度に教育、研究、診療、管理運営、施設設備の5つの領域による中期計画を策定した。その後、中期計画策定の体制を整備するために、理事会内設置委員会として中期計画策定委員会を設置し、さらにこの委員会のもとに、各領域の検討部会を設置し、内容の充実を図っている。

また、理事会内設置委員会として位置付けられる活性化推進委員会において、使命・目的に則し、法人・大学・病院の各部門における課題解決等を目的としたプロジェクトを設置し、短期・中長期的なビジョンを検討し、改善を推し進めている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、各学部（学科）・研究科においてそれぞれ三つのポリシーを定めている。前回受審を踏まえ、平成29(2017)年度に大学全体（昭和大学教育者のためのワークショップ）で見直しを行った。建学の精神等も踏まえ、4学部間で整合性を図り、記載方針と書式の統一を行った。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学学則等に規定する目的及び使命等を踏まえ、4学部4研究科1専攻科の教育組織を設置している。本学では、学部長会、学務委員会、統括教育推進室会議など教育に係る事項を審議する委員会を設置している。これらには、各学部から教育職員が委員として出席し、それぞれの教育目的に沿った検討を行っている。学部間の意思疎通が図られているとともに、全学的な体制が整っており、教育研究組織の構成と整合性はとれている。

【エビデンス・資料編】

【資料 1-2-1】 昭和大学学則

【資料 1-2-2】 学部長会規程

【資料 1-2-3】 各学部教授会規程、各学部教授総会規程

【資料 1-2-4】 各学部教育委員会規則

【資料 1-2-5】 昭和大学ホームページ

【資料 1-2-6】 大学案内パンフレット

【資料 1-2-7】 各学部シラバス、各研究科シラバス

【資料 1-2-8】 学校法人昭和大学令和 2 年度～6 年度中期計画書（改訂）

【資料 1-2-9】 法人委員会関連組織図（理事会内設置委員会）

【資料 1-2-10】 平成 29 年度昭和大学教育者のためのワークショップ報告書

【資料 1-2-11】 各学部三つのポリシー、各研究科三つのポリシー

【資料 1-2-12】 法人組織図

【資料 1-2-13】 学務関連委員会一覧

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

**1-2-① 役員、教職員の理解と支持・1-2-② 学内外への周知**

医系総合大学として真心をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材を育成し、また、そのような優れた医療人を社会に輩出するため、バランスのとれた教育を推進し、今後も社会から求められる医療や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応すべく、教育研究組織のあり方を検討していく。

**1-2-③ 中長期的な計画への反映**

建学の精神に沿った視点を持ちつつ、社会からの求めに応じた教育の質の向上にあわせ、適宜、検討・見直しを進める。

**1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

建学の精神等を踏まえ変更を行ったが、学校教育法や社会情勢の変化等にあわせ、昭和大学教育者のためのワークショップ等で三つのポリシーの見直しの検討を図り、よりよい教育の提供のために柔軟に対応して行く。

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

医系総合大学として真心をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材を育成し、また、そのような優れた医療人を社会に輩出するため、バランスのとれた教育組織を構築している。社会から求められる医療や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応すべく、今後も教育研究組織のあり方を検討していく。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神・基本理念、使命・目的及び教育目的は、明確に定められ、学内外に周知されている。

「国民の健康に親身になって尽くせる優れた臨床医家を養成する」との考えから定められた「至誠一貫」の建学の精神は、現在まで脈々と受け継がれ、社会の要請や時代の変化に応じた教育研究活動を推進している。

以上のことから基準1「使命・目的等」の基準は満たしているものと判断する。

## 基準 2. 学生

※昭和大学は医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の4学部を有する医系総合大学である。学部間は緊密に連携しており、共通する事項は大学として定め、学部毎に特徴的な事項については各学部で設定することとしている。このため、基準2及び3においては原則、大学として各学部（研究科）の共通な事項を記載し、続いて医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の特徴的な点について記載することとしている。

### 昭和大学アドミッション・ポリシー

医系総合大学である昭和大学は、「至誠一貫」の精神を体現する医療人の育成を目的に次のような学生を広く求めます。

- ◆ 常に真心を持って人に尽くす意欲と情熱のある人
- ◆ チーム医療を担うための協調性と柔軟性のある人
- ◆ 医療や健康に関わる科学に強い興味を持つ人
- ◆ 自ら問題を発見し解決する積極性のある人
- ◆ 医療を通じた国際社会への貢献に関心のある人
- ◆ 1年次の全寮制共同生活・学修に積極的に取り組める人

### 昭和大学カリキュラム・ポリシー

医系総合大学である昭和大学では、「至誠一貫」の精神のもと、ディプロマ・ポリシーで掲げた基本的能力を身につけるために必要な体系的・段階的に編成した講義・演習・実習等のカリキュラムを展開します。また、学修成果を評価することにより、教育内容等の改善を行い、教育の質の向上（よりよい教育の実現）に努めます。

### 昭和大学ディプロマ・ポリシー

医系総合大学である昭和大学では、「至誠一貫」の精神を体現する社会に貢献する優れた医療人の育成を目的とし、その目的を達成するためのカリキュラムを通して、以下に関する基本的能力を身につけた者に対して学位を授与する。

- ◆ プロフェッショナリズム
- ◆ コミュニケーション能力
- ◆ 患者中心のチーム医療
- ◆ 専門的実践能力
- ◆ 社会的貢献
- ◆ 自己研鑽
- ◆ アイデンティティ

#### 昭和大学大学院アドミッション・ポリシー

昭和大学大学院は、「至誠一貫」の精神をもとに、より高度な医療や研究に邁進し、人類の幸福に貢献する人材の育成をめざしています。

入学選抜にあたり、私共は次のような多様な学生・社会人を広く求めます。

- ◆ 医療・健康・生命科学の専門知識を深く追究する意欲のある人
- ◆ 常に探究心を持ち、先進的な医療を担う意欲のある人
- ◆ 自らの活動領域を拡げ、医系総合科学を発展させる意欲のある人
- ◆ さまざまな分野の専門家と共に、先端的・独創的な研究を志す人
- ◆ 社会での実践から得た知識と経験を体系化し還元する意欲のある人
- ◆ 国際的視野を持ち、国内外へ向けて広く成果を発信する意欲のある人
- ◆ 真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性を持つ指導者を志す人

#### 昭和大学大学院カリキュラム・ポリシー

昭和大学大学院では、「至誠一貫」の精神のもと、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身に着けるために、授業科目の講義・演習・実習及び研究・学位論文作成の指導を行います。

#### 昭和大学大学院ディプロマ・ポリシー

昭和大学大学院では、「至誠一貫」の精神のもと、より高度な医・歯・薬・保健医療学研究に取り組み、国民の健康増進と福祉に寄与できる優れた人材を育成することを目標とし、以下の能力を有する者に、博士の学位を授与する。

- ◆ 医療・健康・生命科学に関する深い学識と専門性、高度な思考・判断能力を有する。
- ◆ 多様な学術的連携・協調をもち、先端的・独創的に研究推進する能力を有する。
- ◆ 円滑なコミュニケーションのもと、成果を社会へ情報発信できる能力を有する。
- ◆ 生涯にわたり研鑽をし、社会との架け橋となる自覚を有する。
- ◆ 研究者・医療従事者等として強い責任感と高い倫理観をもち、医療・生命科学分野の発展に寄与する能力を有する。

※各学部・研究科の三つのポリシーは、根拠資料として明示しております。

## 2-1. 学生の受入れ

### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 【学部】

本学では、「至誠一貫」の精神、学則第 2 条「教育研究の目的」を踏まえ、大学としてのアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定している。そして、それらに基づき各々の学部でディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーに掲げた要件を満たして学士を取得できる人材を育成できるよう、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を策定している。また、カリキュラム・ポリシーを基に策定されたアドミッション・ポリシーはホームページ、大学案内パンフレット及び入学試験要項を通じて、広く社会に向けて公表している。具体的には、オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問等でアドミッション・ポリシーに基づく学生募集の要点について具体的な説明を行い、本学に関心を持つ受験生及び保護者、高校教員に広く周知を図っている。

学内においても、アドミッション・ポリシーを含む入学試験関連事項について、入学試験常任委員会（以下、「入試常任委員会」という。）、教授会等を通して教育職員相互の情報共有と協力体制を構築している。

#### 【研究科】

昭和大学大学院学則の「大学院研究科の教育研究上の目的」（大学院学則別表 1）をふまえ、アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページ及び大学院入学試験要項に掲載し、周知している。

### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 【学部】

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った人材を確保するため、筆記試験、小論文、面接試験を組み合わせ実施し、志願票・調査書も総合的に判断して合否判定を行っている。学力試験だけでは医療人としての態度や倫理観を評価することができないため、面接試験により受験生の医療に対する動機や意欲、社会に貢献する姿勢、基本的なコミュニケーション能力を評価している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れに関する業務は各学部に設置された入試常任委員会が中心となって行っている。入試常任委員会は、「入学試験常任委員会規則」に則り、学部長及び教授会で選出された教育職員及び学事部入学支援課長をもって構成さ

れる。

各年度の全学部における入学者選抜基本方針は、学長が主宰する4学部合同の入試常任委員会で確認している。入学試験の募集定員、出願期間、選抜方法、試験場、試験日程、合格者発表の日時・方法、入学手続、入学検定料、学納金等については入学試験要項として、ホームページに入試情報を掲げて受験生に公表している。出願資格については、学校教育法施行細則に従い、入学試験要項に掲載している。

入学者選抜において、試験問題の作成は大学独自で行われ、試験が実施されて採点が行われる。入試常任委員会で作成された合否判定案は選抜委員会及び教授会の審議を経て、学長により合格者が決定され、出願サイト内マイページへの掲載を通じて発表される。合否判定の各プロセスは事後検証が可能となるよう記録している。

本学の入学者選抜の公平性、妥当性の確保・維持のため、学長の下に入学者選抜検証委員会が令和2(2020)年度に設置された。本委員会は、入学者選抜検証委員会規則に則り、学長が指名する副学長1人及び4学部と富士吉田教育部の入試常任委員以外の教育職員各1人をもって構成され、入学者選抜が入学試験要項のもとに適切に実施されていることを検証している。

### (医学部)

1. 一般選抜入試：学力試験として英語、数学・国語（どちらか1教科選択）、理科(物理・化学・生物から2科目選択)を課し、学力を判定する。学力試験により第1次選抜を行い、合格者のみ第2次選抜において小論文・面接試験を実施する。最終合否は学力試験と小論文・面接試験の結果及び、志願票、調査書の記載内容を加味したうえで総合的に判断して、本学の教育理念に合致した学生を選抜している。なお、令和3(2021)年度からは論理的思考力を確認することを目的として国語・数学からどちらか1教科を選択する方式を導入した。
2. 大学入学共通テスト利用入試（B方式地域別選抜）：高校新卒者を対象として、学力試験に大学入学共通テストの英語、数学、理科2科目、国語、社会を含めた5教科6科目を課し、総合的に判定している。これは、理科系だけでなく、幅広い知識を身につけた現役学生を選抜する目的である。更に、全国を6地域に分割し、それぞれの地域から2人ずつを選抜している。一次試験の大学入学共通テストで学力を保証した後、一般選抜試験と同様に小論文試験と面接試験を行い、調査書の記載内容を加味したうえで総合的に判断して、本学の教育理念に合致し、地域医療を推進する意欲をもち、地域医療に貢献できる学生を選抜している。
3. 学校推薦型選抜入試：高大連携の一環として、高校新卒者を対象として、基礎学力試験として英語、数学・国語（どちらか1教科選択）、理科(物理・化学・生物から2科目選択)を課し、小論文・面接試験の結果及び、調査書の記載内容を加味したうえで総合的に判断して、特別協定校2校より1人ずつ、計2人を選抜している。
4. 地域枠入試：高校新卒者を対象として、学力試験として英語、国語・数学（どちらか1教科選択）、理科(物理・化学・生物から2科目選択)を課し、小論文・面接試験の結果及び、調査書の記載内容を加味した上で総合的に判断して、静岡県5人、新潟県2人を選抜している。なお、地域枠入試は恒久定員外の扱いとなっている。

### (歯学部)

1. 一般選抜入試： 学力試験では、英語、数学・国語（どちらか1教科選択）、理科に十分な学力を有するかを判定し、面接試験では歯科医学を学ぶにあたっての動機や意欲、他者への理解や思いやり、社会に対する十分な理解と基本的なコミュニケーション、1年次の全寮制共同生活・学修への姿勢などを評価し、本学の教育理念に合致した学生を選抜している。試験はⅠ期とⅡ期の2回行って受験機会を増やしている。さらに医学部一般選抜入試（Ⅰ期）利用の歯学部併願入試も実施し、複数学部受験者の負担を軽減している。
2. 学校推薦型選抜入試： 特別協定校・指定校推薦と公募推薦を併用している。指定校推薦を適用する高校は過去の合格実績に基づいて設定している。公募推薦は、学校長から推薦を受けた高校3年生の者について、基礎学力試験、小論文、面接試験を行って総合的に合否を判定し、本学の教育理念に合致した学生を選抜している。
3. 大学入学共通テスト利用入試： A方式は、共通テストの英語、数学または国語、理科1科目の得点と面接で選抜を行う。B方式は、全国を6地域に分割し、それぞれの地域から1人ずつを選抜している。英語、数学、国語、理科2科目、社会1科目の総合点が一定以上のものに対して小論文と面接試験を行い、これらの点数を合計し総合的に合否を判定する。本学の教育理念に合致するとともに地域医療に貢献できる学生を選抜している。
4. 編入学試験： 編入試験は、大学の所定単位取得者及び短期大学の卒業者に歯学以外での知識や技能を活かして歯科医療における専門能力をより高める機会を提供することを目的としている。
5. 総合型選抜入試： 歯学部では令和4年度入試より総合型選抜入試を実施することとなっている。この入試では、「未来の歯学研究と歯科臨床を牽引する柔軟な発想力と論理的思考力を持つ人材の獲得」を目指し、総合試験（論理的思考力を測る）、模擬授業（授業についていけるか測る）、面接試験（歯学部への適性、人物評価）において一般選抜入試では行えない一人一人の特性を充分時間をかけ評価し、入学者選抜を実施する予定である。

### (薬学部)

1. 一般選抜入試： 選抜試験は2回（Ⅰ期・Ⅱ期）行い、受験生の受験機会の確保に努めている。また、選抜Ⅰ期試験では、東京だけでなく、大阪と福岡にも試験場を設置している。これにより全国規模で本学のアドミッション・ポリシーに賛同・共感する受験生が応募することが可能となる。令和2(2020)年度入試までは学力試験として英語・数学・化学の3科目を課してきたが、令和3(2021)年度入試からは論理的思考力を確認することを目的として数学と国語のどちらかを1科目を選択できるように変更した。さらに面接試験を実施し、願書と調査書の記載内容を加味したうえで総合的に判断して、アドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。
2. 学校推薦型選抜入試： 高校3年生を対象として、特別協定校2校からの特別協定校推薦と公募推薦を実施している。いずれも選抜方法は同じで、基礎学力テスト(英語、数学あるいは国語、化学)、小論文試験及び面接試験を実施し、願書と調査書の記載内容

を加味したうえで総合的に判断して、アドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。

3. 医学部一般選抜入試（I期）利用薬学部併願入試：本学医学部の一般選抜入試（I期）を受験する際に薬学部も併願できる。学力試験（英語、数学・国語（どちらか1教科選択）、理科（物理・化学・生物から2科目選択）、小論文試験及び面接試験を実施し、願書と調査書の記載内容を加味した上で総合的に判断して、アドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。
4. 大学入学共通テスト利用入試（A方式）：学力試験として大学入学共通テストの英語、数学または国語（国語・数ⅠA・数ⅡBから2科目選択）及び理科（物理・化学・生物から1科目選択）の4科目を課し、本学個別試験として面接試験を実施している。これらに願書と調査書の記載内容を加味した上で総合的に判断して、アドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。
5. 大学入学共通テスト利用入試（B方式：地域別選抜）：全国から学生を募集することで、各地で醸成された個性がぶつかりあい、互いに理解し合うことで新たな全人教育へと発展することを目的とする。高等学校新卒者を対象とし、全国を6地域に分割して、それぞれの地域から1～2人ずつを選抜している。学力試験に大学入学共通テストの英語、数学または国語（国語・数ⅠA・数ⅡBから2科目選択）及び理科（物理・化学・生物から1科目選択）の4科目を課している。大学入学共通テストで学力を担保した後、小論文試験と面接試験を行い、願書と調査書の記載内容を加味したうえで総合的に判断して、アドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜を行っている。
6. 総合型選抜入試：薬学部では令和4年度入試より総合型選抜入試を実施することとなっている。この入試では、「本学が掲げる高い臨床能力とチーム医療実践力を有した臨床薬剤師育成の目的に強く賛同し、優れた医療人となるための努力を継続できる人材を求める」ことを目的に一般選抜入試では評価が難しい「コミュニケーション能力」、「分析力」、「発想力」、「調整力」、「学習意欲」の評価に重きを置き、面接試験や模擬授業への参加により入学者選抜を実施する予定である。

#### （保健医療学部）

1. 一般選抜入試：学力試験として英語、数学・国語（どちらか1教科選択）、理科（物理・化学・生物から1科目選択）の3教科を課し、十分な学力を有するかを判定し、更に面接試験を実施し、総合的に判断して、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜している。
2. 特別協定校推薦入試：教育理念や過去の合格実績等を基に特別協定として締結した高校から推薦を受けた受験生に対し、基礎学力試験（英語・数学または国語・理科（物理・化学・生物から1科目選択）の3教科）と小論文試験及び面接試験を実施している。これらを総合的に判断して、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜している。
3. 学校推薦型選抜入試：理学療法学科では公募で、看護学科・作業療法学科では指定校制と公募制を併用している。指定校は過去の合格実績に基づいて高校を設定している。いずれも基礎学力試験（英語、数学・国語（どちらか1教科選択）、理科（物理・化学・

生物から1科目選択)、の3教科)と小論文試験及び面接試験を実施している。これらを総合的に判断して、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜している。

4. 大学入学共通テスト利用入試 (A 方式) : 学力試験として大学入学共通テストの英語、数学・国語・理科(物理・化学・生物から1科目選択)から2教科の計3教科を課し、本学個別試験として面接試験を実施している。これらを総合的に判断して、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜している。
5. 大学入学共通テスト利用入試 (B 方式 : 地域別選抜) : 全国から様々な学生を募集することで、各地で醸成された個性がぶつかりあい、互いに理解しあうことで新たな全人教育へと発展することを目的に、全国を6地域に分割し、地域別選抜を実施している。学力試験として大学入学共通テストの英語、数学・国語・理科(物理・化学・生物から1科目選択)から2教科の計3教科を課す一次試験を実施し、合格者に対して二次試験として小論文試験と面接試験とを実施している。これらを総合的に判断して、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜している。
6. 看護学科編入学試験 : 看護系短期大学を卒業した者あるいは看護系専修学校の専門課程において、文部科学大臣の定める基準を満たす3年課程の看護関係学科を修了した者を対象として3年次編入試験を行っている。小論文及び面接試験を実施し、総合的に判断して、本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜している。
7. 総合型選抜入試 : 保健医療学部では令和4年度入試より総合型選抜入試を実施することとなっている。この入試では「本学建学の趣旨である社会に貢献できる優れた医療人、特に患者に最も身近で寄り添った存在としてチーム医療の実践を目指す人材を求める」ことを目的に、一般選抜入試では評価が難しい「コミュニケーション能力」、「分析力」、「発想力」、「調整力」、「学習意欲」の評価に重きを置き、面接試験や模擬授業への参加により入学者選抜を実施する予定である。

### 【研究科】

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っている。試験科目として、専攻分野での研究実施に必要とされる語学力を外国語(英語)試験で評価し、アドミッション・ポリシーの項目に沿って、意欲・人間性・知識・能力を口頭試問及び小論文(保健医療学研究科のみ)による志望専門科目試験で評価する。外国語(英語)試験の作成、校正、採点は、大学院研究科運営委員会もしくは大学院入試委員会の委員が行っている。入学試験問題の妥当性と合否判定は研究科運営委員会にて審議し、研究科教授会に報告している。研究科教授会は学生の入学についての意見を述べ、学長が学生の入学を決定している。

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【学部】

入学定員については、「エビデンス集(データ編)」に示すとおりとなっている。「至誠一貫」の精神を持つ医療人を育てるための良好な環境を維持するように努めている。一部、定員を充足していない学科もあるが、学部としての視点では、各学部ともに募集人員に沿

った入学者数を維持し、在籍学生数は収容定員内となっており、適切な学生受入数であると評価している。

医学部では、令和 3(2021)年度入学試験より地域枠入試として 7 人（静岡県 5 人、新潟県 2 人）を文部科学省の認可の下、入学定員外の扱いとして受け入れている。

### 【研究科】

入学定員については、「エビデンス集（データ編）」に示すとおりとなっている。一部研究科を除き、入学定員を充足しており、受け入れ人数も維持している。

### 【エビデンス・資料編】

【資料 2-1-1】昭和大学学則

【資料 2-1-2】昭和大学アドミッション・ポリシー、昭和大学大学院アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-3】各学部アドミッション・ポリシー、各研究科アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-4】昭和大学入学試験要項

【資料 2-1-5】昭和大学案内パンフレット（大学案内）

【資料 2-1-6】昭和大学大学院入学試験要項

【資料 2-1-7】昭和大学大学院案内パンフレット

【資料 2-1-8】各学部入試常任委員会規則

【資料 2-1-9】入学者選抜検証委員会規則

【資料 2-1-10】各研究科運営委員会規則

【資料 2-1-11】大学院入学試験要項

【資料 2-1-12】地域枠入試のエビデンス資料

【資料 2-1-13】昭和大学大学院学則

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 【学部】

コロナ禍という今までと異なる社会環境の中、社会に求められる医療は日々変化している。そのような中で、社会のニーズにあわせたディプロマ・ポリシーの見直しを行い、それにあわせアドミッション・ポリシーの見直しも図っていく。

また、パソコンやスマートフォン、SNS を活用した広報活動により本学の医系総合大学としての特長とアドミッション・ポリシーの周知をより一層図り、アドミッション・ポリシーを理解した志願者を増やしていく。

##### 【研究科】

昭和大学大学院学則の「大学院研究科の教育研究上の目的」（大学院学則別表 1）をふまえ、アドミッション・ポリシーを継続的に見直し、大学院案内パンフレットやホームページ及び説明会等で周知していく。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 【学部】

各学部の入学生の入学後の成績等について、IR室における分析・検証を基に、アドミッション・ポリシーや入学試験の見直しを進める。その中で、近年本学が掲げるチーム医療教育の基礎となるコミュニケーション能力の低下が懸念されることから、コミュニケーション能力の基礎となる国語を令和3(2021)年度の入学者選抜から学力試験科目に採用し、数学もしくは国語の選択制とした。これに伴い、国語を選択した学生の入学後の成績を追跡調査し、数学と国語の選択制が学力試験として適切か検証を行う。

また、本学の医系総合大学としての特長を理解し、アドミッション・ポリシーに適った入学者を増やすため、特別協定校からの推薦受入れ人数の検証や、同窓子女を対象とした募集枠設置に向けた検討を進める。

医学部では、多彩な面から受験生の資質を評価できるよう、MMI(Multiple Mini Interview)方式の面接ブースの導入について、他校の実施状況や実績などを踏まえて検討を進める。

また、これまで全学部で実施していた大学入学共通テスト利用入試B方式(地域別選抜)については、地域間の学力差や出願者数の減少により令和4(2022)年度入学者選抜より大学入学共通テスト利用B方式による募集を停止した。今後、変更に伴う影響(志願者増減)について検証を行う。

### 【研究科】

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜しているか「研究科運営委員会」で検証し、入学者選抜の方法について見直しを継続して行う。口頭試問・面接試験では、アドミッション・ポリシーに沿った評価について、語学試験については、内容や難易度、実施方法等について見直しを継続して行う。

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【学部】

入学定員は満たされているものの、志願者数が減少傾向にある学科も出てきている。社会情勢を考慮した入試区分や募集定員、学科の統廃合等を含めた検討や、医系総合大学の魅力をどう発信していくかについての検討等を進めていく。

### 【研究科】

在籍学生数及び進学希望者数に鑑み、令和3(2021)年度から、薬学研究科は入学定員を4名増加、保健医療学研究科は新たな領域の拡充に対応するため、入学定員を10名増加させたが、今後も継続的に定員の見直しを行う。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために次のことを行う。①学部から大学院の科目等を履修できるマルチドクタープログラム制度の推進、②奨学金制度の見直し、③ホームページや説明会の充実④専攻医と並行した大学院の履修方法・運用の整備を推進⑤標準年限内での修了率の向上

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 【学部】

1. 教育推進室：各学部に教育推進室を設置して、学修の支援を行っている。また、全学部合同の統括教育推進室会議が月 1 回開催され、事務職員も出席している。会議では、教育の充実・向上および改革を推進することを目的に、大学としての学修支援、各学部連携による支援を検討している。令和 2(2020)年度、組織のあり方の見直しを行い、規程等の改正を行った。
2. 教育委員会：各学部には教育委員会があり、事務職員と連携して各学年の試験委員会、カリキュラム検討委員会等、教育に関する委員会を設置して学修支援を行っている。これら委員会には事務職員が参加し、会議内容を把握して、全学としての学修支援体制を補助している。
3. 修学支援制度：2 年次から 4 年次の各学年において、前年度の成績が奮わなかった学生（下位 10%以内の学生）を対象に担当教育職員を配して修学支援を実施する修学支援制度を設け、教育職員が当該学部学生へきめ細やかな支援・指導を行い成績向上が実現できるよう手厚く学生にサポート出来るよう新たな制度を導入している。修学支援制度は、医・歯・薬・保健医療各学部の 2・3・4 年次について、学年別に別途教育職員を学生部長が任命し、一教育職員当たり 2 人の成績下位学生を担当する制度で、担当学生の「講義の理解度」「学習環境」「自主学習時間」「講義の出欠状況」の状況を把握しながらの直接指導または、科目責任者等と協力して指導することで講義の理解度を深めさせるよりきめ細やかな指導となっている。  
薬学部では 4 年次から「薬学研究」のテーマ選択に基づいて講座・部門に配属されることから、研究を指導する教育職員が学修やキャリアに関する支援も行っている。  
また、指導担任との連携を密に図るため、令和 3(2021)年よりガイドラインを改訂し、父兄会等で保護者との面談時に指導担任も同席して面談を実施する体制に変更した。
4. オフィスアワー：全学部・全学年にオフィスアワーを設定し（シラバスに授業担当の教育職員のオフィスアワーを明記）、学生の学修に関する疑問・質問に答える体制を整えている。
5. 保健管理センター：保健管理センターには専任の医師と看護師、事務職員が常勤して学生の健康管理を行っている。また、保健管理センターには精神的なケアを行う専従の教育職員（精神科医師）を配置し、学生のこころのケアにも対応している。
6. 授業アンケート調査：各教育職員の担当講義の最後にアンケート時間を作り、学生所有のパソコン、スマートフォン、タブレット等を利用し、ポータルサイトから入力する電子形式による学修アンケートを実施している。学生から講義の評価へのレーティ

ングスケール記入だけでなく、自由記載欄を設けている。教育職員に対する匿名性を学生に担保し、より自由な意見の収集に努めている。アンケート結果については、教育職員へフィードバックして次回の講義の改善に努めている。

7. 留年者への対応：留年者には、指導担任や教育委員長等から修学状況について丁寧に説明を行い、今後の修学に繋げるよう指導している。
8. 学生懇談会：全学部で学生・教育職員・事務職員を構成員とした学生懇談会を実施している。これは、学生からの忌憚のない意見を聞き、教育の改善に繋げるものである。

### 【研究科】

研究科教育職員による研究科運営委員会が組織され、事務職員と協働して会議を開催し、年度計画の作成、入学試験の実施、オリエンテーションや各種説明会の実施、カリキュラムの編成等に関する検討と原案の作成を行っている。

学生に対して「大学院授業アンケート」を実施しており、研究科運営委員会はその結果を受けて、問題点の改善を検討して教員にフィードバックし、学修支援体制の整備を行う。

すべての教員がオフィスアワーを設け、シラバスに明記している。

中途退学や休学については、専攻分野の指導教員と学事部大学院課職員が相談や助言を行っている。専攻を中途変更することも可能で、中途退学の抑制に繋がっている。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【学部】

本学では、Teaching Assistant(TA)、Student Instructor(SI)を整備している。TAは、大学院生が講義や実習の援助を担い、SIは学部学生が下級生の授業実施補助や大学行事・学生会活動の支援業務を担っている。大学行事へ参加することにより、昭和大学人としてのアイデンティティを確立することにも繋がっている。

聴覚障がいのある学生に対しては、授業プリントを充実するとともに、配信動画についてはタブレット端末の音声文字変換ソフトでテキスト化を行い、授業内容が把握できるように配慮している。コロナ禍で実施した薬学部共用試験においては、マスクの着用が避けられないため、口頭説明内容を紙媒体で提示する工夫を行った。

オフィスアワー制度は全学年に設定しており、学生の学修に関する疑問・質問に答える体制を整えている。動画配信によるオンライン授業については、Google Meetで質問ができるように配慮している。

### 【研究科】

大学院学生をTAとして採用し、学部学生の講義や演習、実習の補助者として活用している。「昭和大学大学院ティーチングアシスタント規程」を制定し、TA制度を定めている。大学院学生の指導能力向上の機会としても活用されている。

### 【エビデンス・資料編】

【資料 2-2-1】 昭和大学統括教育推進室規程

【資料 2-2-2】 各学部教育推進室規程

- 【資料 2-2-3】 各学部教育委員会規則
- 【資料 2-2-4】 修学支援制度ガイドライン
- 【資料 2-2-5】 保健管理センター規程
- 【資料 2-2-6】 各学部シラバス、各研究科シラバス
- 【資料 2-2-7】 学修アンケート結果
- 【資料 2-2-8】 学生懇談会議事録
- 【資料 2-2-9】 各研究科教授会議事録、各研究科運営委員会議事録
- 【資料 2-2-10】 昭和大学大学院ティーチングアシスタント規程
- 【資料 2-2-11】 スチューデントインストラクター規程

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

##### 【学部】

学修支援制度については、学生と教員（場合によっては保護者も含め）との関係をより充実させるため、学生部長会などでより教育効果の高い方法の構築・促進を図っていくとともに、指導担任との連携を図りながら、学修支援を進めていく。

##### 【研究科】

研究科運営委員会において、運営委員（教育職員）と大学院課事務職員が協働し、大学院生へのアンケートの見直し、大学院のキャリアパスの明示等の改善、学修支援体制の改善を図る。

また、研究科全体の体制の整備については、定期的に各研究科長と大学院課事務員が会議（研究科長会）を開催し促進する。

#### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### 【学部】

SI 制度については、学部学生への周知を徹底し参加を促すことで、昭和大学人としてのアイデンティティの高揚に繋げていく。聴覚障がいのある学生への配慮については、オンライン授業で使用を始めた音声文字変換ソフトのように、他の演習や実習でも活用できるテクノロジーを学生と相談しながら導入を進める。

##### 【研究科】

TA 制度を大学院学生に周知徹底し、参加を促すことで、学部学生の学修支援の充実につなげていく。大学院生のプレ FD(Faculty Development)として 2 年次には学部横断実習の TA を実施することとしている。また、医学研究科においては、専門臨床研修プログラム専念する場合に無償休学制度があり、この制度を周知徹底させ、中途退学の抑制につなげる。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【学部】

教育課程以外のキャリア形成支援及び就職支援を行う部署として、旗の台キャンパスにキャリア支援室を設置し、各学部学生のニーズを集約し、支援を行うシステムを構築している。学生は、就職に関する様々な情報をキャリア支援室で確認可能となっているだけでなく、ホームページを活用し効率化を図っている。キャリア支援室では、教育職員と国家資格キャリアコンサルタントの有資格者を配置し、合同企業説明会の実施やマナー講座の開講に加え、個別に進路相談やエントリーシート記載方法指導など、多岐に亘り就職支援を行っている。

#### （医学部）

1. 医学部 5 年次 12 月から 6 年次 6 月にかけて、学生各自が希望する 7 つの診療科について、4 週単位で診療参加型臨床実習を実施している。このうち 2 診療科（計 8 週）は学外実習が選択可能で、国内及び海外の提携施設において、より広い視点で臨床医としての将来像を持てるようにし、更に将来海外で活躍できるグローバルな医師の育成を行っている。
2. 医師臨床研修センターを設置し、4 つの基幹病院（昭和大学病院・附属東病院、藤が丘病院、横浜市北部病院、江東豊洲病院）、2 つの協力病院（烏山病院、藤が丘リハビリテーション病院）の体制で医師臨床研修マッチングシステムに参加している。同センターは、医師臨床研修委員会を毎月開催し、各臨床研修医の研修状況を確認している。後期臨床研修医・専攻医の研修については、高い診療能力と最新の設備を有する施設としての 7 つの附属病院（昭和大学病院、昭和大学病院附属東病院、藤が丘病院、藤が丘リハビリテーション病院、横浜市北部病院、江東豊洲病院、烏山病院）と、地域医療を経験できる地域施設としての学外研修病院とがグループを形成して、幅広い研修環境を提供している。学外研修病院については毎月連携病院委員会を開催し、その適否の他、研修状況を確認している。内科や外科では専門医取得後により深い領域を研修するサブスペシャル領域においても専門診療科が優れた研修環境とプログラムを用意している。後期臨床研修医・専攻医を指導する上級医や指導医は医学部附属 7 病院で約 500 人（学外研修施設を含むと約 1,000 人）勤務しており、マンツーマンでのきめ細やかな研修指導を行い、質の高い専門医育成を行っている。

#### （歯学部）

1. 6 年次の臨床実習Ⅲ（4 週間）では学外実習も選ぶことができ、国内・海外の施設にお

いて広い視点で歯科医師としての将来像を描けるようにしている。さらに将来海外で活躍できるグローバルな歯科医師の育成を目指している。

2. 6年次のオリエンテーションでは、就職活動支援としてキャリア支援室室長及び外部講師による就職活動支援セミナーを行っている。また、キャリア支援室による採用試験の面接への対応などについての個別相談・指導を行っている。
3. 歯学教育研修センターを設置し、歯科病院に設置された教育支援室と連携して歯科医師臨床研修マッチングシステムに参加、卒業後の歯科医師の研修に関与している。

### (薬学部)

1. 教育課程内では、キャリア支援のための授業として平成 29(2017)年度入学生までは4年次から5年次にかけて履修する「キャリア教育」を開講している。平成 30(2018)年度入学生からは、2年次から5年次まで4年間かけて履修する必須科目「キャリアデザイン」を開講し、より早期からのキャリア支援を実施している。「キャリアデザイン」の一般目標は「将来の職業人生を自ら構想し設計するために、実際の労働市場を知り、自身の性格や環境を考慮した上で仕事を通じて実現したい将来像を明確にする」としている。各学年での授業概要は以下の通りである。
  - 2年次：卒業生（病院、保険薬局、CRO、製薬企業、出版社、公務員）の講義により社会に求められる薬剤師像と職種を理解
  - 3年次：「業界研究」・「就職活動の流れ」に関する講義
  - 4年次：「業界研究」・「自己分析」・「インターンシップ」に関する参加型授業
  - 5年次：「医療人としての心構え」・「企業研究」・「提出書類の書き方」に関する講義、「マナー講座」に関する参加型授業、SPI（総合適性検査）の実施5年次の「キャリア教育」の一環として、11月は製薬会社とCRO(Contract Research Organization)、2月には病院と保険薬局等を招いて「合同企業研究会」を開催し、他学年の学生の参加も奨励している。
2. 選択実習科目として、インターンシップを設定し、卒後に実際の職場(大学・研究所、病院、調剤薬局、製薬企業など)で活躍するために、実際の職場の環境や状況を体験する科目となっている。
3. 教育課程外として、キャリア支援室が就職ガイダンス、公務員試験対策講座、「談話会」を企画・運営し、2年次以降の希望学生は誰でも参加できる。「談話会」は毎月第二水曜日に定期開催し、各種業界から卒業生を招いて、業界や本人の経験談を聞ける機会を設けている。公務員を目指す学生の支援としては、公務員試験対策講座や公務員試験対策のためのガイダンスを行っている。OB訪問、模擬面接、エントリーシートの添削等は高学年を中心に希望に応じて随時対応している。
4. 毎年度10月開催の秋季父兄会に合わせて保護者対象の個別就職相談会を開催している。
5. 平成 29(2017)年に「昭和大学キャリアナビ (キャリタス UC)」を導入し、学生は登録企業等からの求人情報をパソコンやスマートフォンで簡単に検索できる体制となっている。

### （保健医療学部）

保健医療学部 3 学科全ての学生を対象に、キャリア支援のための講演会を毎年行っている。また、理学療法学科・作業療法学科では、求人票を基に病院等の合同説明会を行い、また看護学科では、本学統括看護部による就職説明会を 4 年次対象に行っている。

### 【研究科】

研究科においては、令和 2(2020)年度入学者より、将来、教育者として、学識を教授する能力の開発を目的とした「医療人教育演習」と名付けたプレ FD プログラム等への参加を必修としている。

### 【エビデンス・資料編】

- 【資料 2-3-1】各学部シラバス、各研究科シラバス
- 【資料 2-3-2】各附属病院専門臨床研修プログラム資料
- 【資料 2-3-3】専門臨床研修(専攻医)規程
- 【資料 2-3-4】医師臨床研修規程
- 【資料 2-3-5】歯科医師臨床研修規程
- 【資料 2-3-6】キャリア支援室運営規程
- 【資料 2-3-7】インターンシップ報告書
- 【資料 2-3-8】合同企業説明会関連資料

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### 【学部】

進路指導体制では、現在のキャリア支援室の規模を拡大し、全学的な支援がさらに可能となるように整備を図っていく。また、学部生だけでなく、大学院生向けの就職支援も可能となるよう、整備を図っていく。

卒業生の進路の情報収集として、卒業生の進路調査を実施し、インターンシップや業界研究会の実施時などに利用できるデータを蓄積し、今後の就職支援につなげていく。

##### （薬学部）

1. 「キャリアデザイン」の学修成果確認とフィードバック  
第 2 学年から第 5 学年まで 4 年間かけて学修する「キャリアデザイン」は令和 4(2022)年度に最初の学年の学生が履修を終える。ポートフォリオやアンケート等により本授業の学修成果を確認し、授業内容の改善にフィードバックする。
2. キャリア支援室による面接指導の充実  
就職活動の「面接」では、学生一人ひとりが持つ「個性」「人間力」を伝えることが重要である。希望する職種により課題や評価のポイントが異なるため、個別対応の模擬面接を行うなど、教育職員の協力も得て模擬指導の充実を図る。
3. キャリア支援室による情報収集の強化  
企業情報など卒業生からの就活データは学部生だけでなく大学院生の就職支援にも繋が

るので、「昭和大学キャリアナビ」を活用して卒業生からの就活情報の収集を強化する。

### 【研究科】

大学院生のキャリア支援室の活用を促進する。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【学部・研究科】

< 学生部 >

学生の福利厚生を図り、学生生活が充実するよう援助するとともに、学生の諸活動の向上に適切な助言・指導を行うために、学生部を設置している。学生部は、昭和大学学生部長を中心に各学部及び富士吉田教育部に学生部長を配置し、臨床心理士資格を有する相談員が各キャンパスで運営する学生相談室と事務組織の学事部学生課で構成されている。また、学生・職員の健康面を管理する保健管理センターとは、綿密に連携を取っている。

学生部は学生の厚生補導、福利厚生、課外活動、奨学生、身分証明、厚生施設の管理運営、その他学生に関わる業務を担い、事務組織内の学事部学生課（旗の台キャンパス）が主として運営している。なお、長津田校舎、富士吉田校舎については、それぞれの事務課と学事部学生課が連携している。また、学生課内に学生利用の利便性を考え、就職活動支援のためキャリア支援係を置いている。

< 指導担任制度 >

学生生活支援にあたっては、本学では他大学に先駆けて導入した「指導担任制度」があり、これは半世紀以上の歴史と実績を有すものである。

この制度は、昭和大学の全ての学生が充実した学生生活を送り勉学や諸活動に専念できるように支援・指導するために、専門職間連携教育(Interprofessional Education : IPE)をはじめとする学部間の連携を密にした指導の展開や、より充実した指導担任制度を構築し、受持学生へのきめ細やかな支援・指導を実現することを目的とした制度である。

本学の教育の大きな柱であるチーム医療教育を前提とした「学部横断型」かつ「屋根瓦方式」が、学部間・学年間の繋がりを強化する等、学生生活支援・指導をより充実させたと判断している。この永年の実績を踏まえ、その効果をより有用とするため平成 27(2015)年度から制度を一新した。

1 年次は、4 学部混成の全寮制教育を実施していることから 4 学部混成の受持ち体制となっている。

2 年次進級と同時に旗の台キャンパス（医・歯・薬学部）、横浜キャンパス（保健医療学部）に移ることから、医・歯・薬学部の 2～4 年次では、学部も学年も混成の受持ち体制

となっている。同じ指導担任の受持ち学生に、異なる学部、学年が存在することにより、将来の医療チームの一員となる者同士の人間的交流が継続され、かつ屋根瓦方式で上級生からのアドバイスも受けられる体制となっている。

専門性が高くなる5～6年次については、学生が所属する学部の教授がそれぞれ受持ち、学習目標、学習技術、学力など修学全般に関することから生活指導、卒業後に関する進路を指導している。

保健医療学部では、2年次の看護学科・理学療法学科・作業療法学科の教員が混合で担当し、3年次・4年次は専攻学科の教員が担当していたが、医・歯・薬学部とは異なる4年制であるため、より早期から専門性が高くなり、臨床実習や就職など将来の学生の進路を含め専攻学科の教員が指導に当る方がより望ましいと考え、令和2(2020)年度から専攻学科の教員が担当するように変更した。

修学支援担当教員との連携を密に図るため、令和3(2021)年よりガイドラインを改訂し、父兄会等で修学支援担当教員と保護者との面談時に指導担任も同席して面談を実施する体制に変更した。

#### <奨学金制度>

経済的支援を求める学生の大きな拠り所となる奨学金制度は、日本学生支援機構、地方公共団体の他、昭和大学父兄互助会奨学金等、学外の奨学制度の周知や手続き支援はもちろんのこと、本学独自の奨学制度を拡充し、経済的に不安なく充実した学生生活を送ることができるよう支援している。

将来を嘱望し得る優秀な入学者に対して、初年度授業料を奨学金として納入を免除する昭和大学特待制度を全学部学科の選抜I期入学試験において設定している。

学校法人昭和大学奨学金は、従来50万円と60万円の2種設定し、選択できるようにしていたが、希望者が多いことから、多くの学生に貸し付けられるようにするため、令和3(2021)年度より50万円の1種に固定した。

昭和大学特別奨学金は、平成26(2014)年度から4年次学業成績上位者(医：30人、歯：10人、薬：20人)に対して、5・6年次の授業料相当額、大学院授業料等相当額を給付する昭和大学独自の給付型奨学金である。令和2(2020)年度より成績上位者限定ではなく、定員制(医：15人、歯5人、薬10人)に変更し、学生から幅広く希望者を募れる制度に変更した。

令和3(2021)年度からは、新たに昭和大学シンシアー奨学金制度を開始した。給付の期間を採用から1年間と定め、2年次、3年次及び4年次の授業料相当額とし、各年次前期・後期の授業料に充当することにより給付出来る仕組みとなっている。

大学院学生に対する奨学金制度としては、前述の特別奨学金の学生以外において、薬学及び保健医療学の両研究科及び医学・歯学研究科の外国人学生に授業料相当額を給付する奨学金制度を設けている。

このように、学生への奨学金制度については、社会情勢等も見極めつつ適宜、奨学金の増設、既存奨学金の拡充を図る等、学生生活の安定のための支援に貢献している。

なお、コロナ禍においてアルバイトが出来ずに生活が困窮している学生が散見されたことから、令和2(2020)年度、希望する学生に対し、学生支援緊急給付金として一律5万円

の給付を行った。

#### <学生活動・クラブ活動支援>

富士吉田キャンパスでは寮祭・体育祭・ウインターパーティー、旗の台キャンパスでは旗が岡祭、横浜キャンパスでは緑風祭のイベントを、各々の学生が実行委員会を組織し自主的に開催しているが、経済的な側面も含め大学が全面的に支援している。

学生の自治組織である学生会は、最高議決機関である代議員会を組織し、年1回開催の定例代議員会で大学並びに父兄会からのクラブ援助金の配分を自主的に決定している（学生会には体育連合49団体、文化連合24団体が属している）。

クラブ活動支援では、令和元(2019)年度の法人・大学活性化推進委員会におけるプロジェクトで、クラブ活動のあり方が検討された。1年次は、これまで1年間仮入部という形をとっていたものを、6月から本入部としてクラブに入部することになり、積極的にクラブ活動へ参加できるよう体制を整えた。また、東日本医科学生総合体育大会（東医体）、全日本歯科学生総合体育大会（全歯体）、その他大会の成績や試合結果及び活動内容について、ホームページ等にバナーを作成し、分かりやすく情報公開する体制に変更した。

なお、課外活動に対する大学からの支援は、壮行会やセレモニーのあり方を検証し、学生の参加を促進し、課外活動への意欲を高めるものとなるよう充実させている。スポーツの各大会が集中する夏季シーズン前には、全学的な壮行会を開催し、士気を高めている。壮行会に先立って、学内の専門的知識を有す講師を招いてスポーツ選手の健康増進や競技成果向上に向けた講演会も開催している。各種大会において好成績や社会貢献等、顕著な実績をあげたクラブを顕彰する武重優秀クラブ賞、優秀クラブ賞を設け、毎年、授与式を開催、功績を讃えている。

#### <相談体制>

臨床心理士を相談員として配置した「学生相談室」を旗の台、長津田、富士吉田の各校舎に置き学生のニーズに応える体制を敷いている。

このように、三地域（東京、神奈川、山梨）にキャンパスを有すことから、各キャンパスが連携し、よりきめ細かい学生支援を行えるよう、各キャンパスのカウンセラーによるカウンセラーミーティング、学生相談室運営委員会を開催し、学生相談室（各カウンセラー）・保健管理センター（各校医）、学生部（各学生部長）が情報共有し、心理面・精神面のケアが適切に実施される体制を整えている。

また、保健管理センターには精神的なケアを行う専従の教育職員（精神科医師）を配置し、学生のこころのケアにも対応している。

コロナ禍においては、緊急事態宣言の発令による様々な制限や、登校による学修ではなく自宅でのリモートによる学修の機会が増えるなど、学生には多くの負荷がかかっている。そのため、学生への広報活動として学生相談室の紹介動画を作成した。また、メールや電話による相談の機会を幅広く設け、平常時以上にきめ細やかな対応を行っている。

#### <健康管理>

健康面における支援としては、旗の台キャンパスに設置されている保健管理センターが

中心となり、定期健康診断をはじめとする健康管理に関する業務を行っている。保健管理センターの所長(校医)、看護師、事務職員は、長津田・富士吉田両校舎の校医と連携して、全学的な業務を行っている。また、本学附属病院を受診した際に適応する学生医療費扶助制度や、災害傷害保険や賠償責任保険にも加入し、正課及び正課外における傷病等の際にも不安のない対応ができるようしている。

コロナ禍においては、富士吉田校舎で寮生活をしている1年次を除く各学部の2年次から6年次の学生に対し、週に1度の検温結果(1週間分まとめたもの)を報告するよう義務付けており、異常所見が見られる学生は、保健管理センターと指導担任へ報告する体制を敷いている。報告をしてこない異常所見のある学生への対応として、学生からの報告の集計を保健管理センターが必ず確認し、連絡を取るようになっている。また、こころの健康調査としてアンケートを実施し、指導担任・健康管理センター・精神科専門医・カウンセラーによる指導を行った。

#### <施設の充実>

施設面での支援として、積極的に学習、課外活動等を行えるような施設の貸与等を行っている。

旗の台キャンパスには、学生会、国家試験対策委員会、旗ヶ岡祭実行委員会の各室、各クラブの部室、多目的ホール等が整った10号館(学生会館)の他、体育館や屋内プール、講堂があり、学生の活動の用に供している。自主学习等のための施設貸出に関しては、時期的なニーズにも配慮しながら、フレキシブルに対応している。4号館(講義棟)や2号館、1号館、16号館の各教室、PBL室、L.C.(Learning Commons)等は自習室として貸与しており、4号館地下の学生ホール並びに1号館地下第二学生ホール、洗足キャンパス2号棟地下学生ホールを様々な用途に利用できるよう開放している。

横浜キャンパス(長津田総合運動場)、富士吉田キャンパスには、それぞれグラウンド、野球場、球技場、体育館、弓道場、合宿所、テニスコートを備え、さらに富士吉田キャンパスには馬場、厩舎、屋内プールも備えている。

横浜キャンパスでは、東急田園都市線の最寄り駅である長津田駅とキャンパスを結ぶスクールバスを朝(7時10分)から夜(22時00分)まで全18便、運行している。保健医療学部学生の通学だけでなく、各学部学生の課外活動の用に提供されている。

市街地を離れた中で全寮生活を送る富士吉田キャンパスでは、校舎と市の中心部を循環するバスを平日の放課後及び休日に運行している。

#### 【エビデンス・資料編】

【資料2-4-1】 学生部規程

【資料2-4-2】 学生指導担任制度に関する申し合わせ

【資料2-4-3】 武重優秀クラブ賞規程

【資料2-4-4】 学校法人昭和大学奨学金貸与規程

【資料2-4-5】 正課中の傷病害に関する学生診療費支給規程

【資料2-4-6】 昭和大学大学院奨学金給付規程

【資料2-4-7】 昭和大学大学院奨学金給付規程第3条第2項の奨学金運用細則

- 【資料 2-4-8】 昭和大学医学部特別奨学金に関する規程
- 【資料 2-4-9】 昭和大学医学部特別奨学金に関する規程運用細則
- 【資料 2-4-10】 昭和大学歯学部特別奨学金に関する規程
- 【資料 2-4-11】 昭和大学歯学部特別奨学金に関する規程運用細則
- 【資料 2-4-12】 昭和大学薬学部特別奨学金に関する規程
- 【資料 2-4-13】 施設借用規程
- 【資料 2-4-14】 学生施設管理運営規程
- 【資料 2-4-15】 10号館(学生会館)使用規則
- 【資料 2-4-16】 長津田総合運動場使用細則
- 【資料 2-4-17】 7号館(50年記念館)管理運営規則
- 【資料 2-4-18】 7号館(50年記念館)使用規程
- 【資料 2-4-19】 富士吉田校舎運動施設使用規則
- 【資料 2-4-20】 昭岳舎管理運営規則
- 【資料 2-4-21】 クラブ活動成果報告集
- 【資料 2-4-22】 学生意識総合調査
- 【資料 2-4-23】 昭和大学大学院特別奨学金給付規程

### (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

指導担任制度については、令和3(2021)年度からガイドラインを改訂したため、新たな制度下での運用について検証を行い、制度の向上に繋げていく。

本学独自の奨学金制度については、コロナ禍による社会情勢の変化により、学生の経済的負担に変化が生じていることから、引き続き経済的支援の一助となる制度設計に取り組んでいく。また、制度を利用した優秀な学生の輩出にも努めていく。

健康管理面については、医系総合大学の特徴を最大限に活かし、きめ細やかな学生サポートに取り組んでいく。

#### 2-5. 学修環境の整備

##### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

##### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

##### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

##### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

###### (1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

###### (2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

各キャンパス及び附属病院には、施設・設備を担当する技術職員を配置し、施設・設備等の法定点検を含む各種点検を実施し、建物の維持管理に努めている。また、各施設の建物は建築設備定期検査等を実施するとともに、防災設備についても点検を実施している。

学生からの意見は、学生意識総合調査や合同委員会などにより直接・間接的に情報共有され、予算に反映させ、施設・設備・環境の改善にあたっている。

また、ネットワーク環境については、旗の台キャンパスに総合情報管理センターを設置し、学内 LAN や情報基盤システムの整備、管理運用、職員や学生へのサポート業務を行っている。

#### <学内 LAN の整備状況>

各キャンパスの講義室、図書館、研究室など多数の学内施設に有線や無線の LAN を整備し、職員や学生はキャンパスを移動した場合でも共通化された接続手順によりインターネットや学内システムの利用が可能である。

#### <クラウドやデータセンターの活用>

平成 23(2011)年度にメールシステムをクラウド環境へ移行、平成 26(2014)年度には外部データセンターを本学のインターネット接続の起点とし、現在では全学認証基盤、グループウェアなどの情報基盤システム、事務システムのデータバックアップ装置を設置している。

#### <教育への支援体制>

本学では専用のコンピュータ教室を持たず、授業では学生は自身のパソコンを使用する。そのため一般の講義室や実習室に 100~200 人規模の同時接続が可能な無線 LAN を整備し、センター等のスタッフが接続支援を行っている。

#### <研究活動への支援体制>

総合情報管理センターにおいて教育研究に関わる職員の IT 支援を行っている。また、旗の台キャンパスでは、教育や研究機関における無線 LAN 相互利用環境である eduroam への接続に対応し、外部共同研究者や学会開催時の支援設備として活用されている。

#### <富士吉田キャンパス全寮制教育への対応>

本学の特色でもある学部生一年次の全寮制教育に対応するため、富士吉田キャンパスではすべての学生寮に無線 LAN を整備し、課外における自習をはじめ入寮中の学生生活支援設備として活用されている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### (実習施設)

本学には附属病院として昭和大学病院、昭和大学病院附属東病院、藤が丘病院、藤が丘リハビリテーション病院、横浜市北部病院、江東豊洲病院、豊洲クリニック、烏山病院、歯科病院がある(総病床数 3,246 床(令和 3 年 5 月 1 日現在))。これら病院は、全学部での実習施設として利用しているばかりでなく、学部連携教育の場、或いは卒後研修の場として総合的に利用しており、医系総合大学としての、本学の大きな特徴の一つである。

旗の台キャンパスには薬用植物園があり、令和元(2019)年度に再整備が完了し、保有種

は 48 科 108 種目（令和 3 年 5 月時点）を有し、学生教育のみならず薬剤師向け学習会や地域貢献活動に寄与している。

基礎医療実習の場として、旗の台キャンパス 5 号館 1 階には解剖実習室が整備され、生物学的・倫理的に将来医療に携わるものにとって重要な医療教育（解剖学教育）を行っている。

医療人としての実践的な技術を学ぶシミュレーション教育の場として、旗の台キャンパスにはスキルスラボ（医学部）、歯科理工実習室（歯学部）、薬局シミュレーション室（薬学部）、洗足キャンパスには歯科理工実習室（歯学部）、長津田キャンパスには看護・理学・作業系実習室（保健医療学部）が整備されている。

### （図書館）

本学の図書館は、旗の台キャンパスの昭和大学図書館（以下「本館」という）と富士吉田校舎・長津田校舎・看護専門学校に設置した分室で構成されている。さらに、藤が丘病院・横浜市北部病院・江東豊洲病院・烏山病院・歯科病院の各附属病院にも図書室があり、臨床実習時に附属病院での利用にも配慮している。

令和元(2019)年には OPAC（オンライン蔵書目録検索システム）、マイライブラリ（昭和大学図書館ホームページ上の個人用ページ）をバージョンアップした。また、館内コピー機の入替え、空調設備の更新、出入口カーペットの交換、閲覧室外壁や書庫内窓の防水工事等を実施し、環境整備に努めている。

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に図書館の利用を制限したが、机や椅子のアルコール消毒、定期的な換気、座席数の間引き、アクリルパーテーションの設置などの感染防止対策を講じることで、段階的に制限を緩和し、学習の場の提供に努めた。

大学創立以来の蔵書は全館合わせて 35 万冊近くに上り、印刷版の雑誌も和洋合わせて 5,000 タイトルを超え、教育研究支援の土台となっているうえ、雑誌の電子化も段階的に進め、電子ジャーナルは 4,000 余りの購読タイトルを中心に数万タイトルをリンクリゾルバで設定し、全学各キャンパス・施設でデータベース等からのリンクによる機能的な利用ができるようになっている。同様にデータベースも全学で利用できるよう提供している。国内医歯薬系では必需の医中誌 Web を初めとして、薬学部を持つ本学として欠かせない化学系の SciFinder、看護系では最新看護索引や CINAHL、臨床支援ツール UpToDate、医薬品情報の Lexicomp、書誌・引用文献検索ツール Scopus、EBM 情報基盤である Cochrane Library、雑誌評価指標ツール Journal Citation Reports、論文評価システム Faculty Opinions 等、各種データベースを備えている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

建物の耐震対策に関しては、校舎や附属施設の多くが耐震構造になっており、平成 26(2014)年に開院した江東豊洲病院では免震構造を導入している。なお、耐震基準を満たしていない建物については、計画的な耐震補強工事の実施を予定している。

セキュリティシステムに関しては、入退室管理システム・監視カメラ・人感センサー・電子錠を必要に応じて設置している。

創立 90 周年を記念して建設した上條記念館や、チーム医療の総合的な学修を行うシミュレーション教育等を行うために建設する教育研修棟など、新たに設置する建物については、バリアフリー対応とし、従来の建物については、スロープ、障がい者用トイレ、手すり等を必要に応じて設置している。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

各学部ともに 1 学年 1 クラスから構成され、授業はクラス全体で行われている。講義については講義室（教室）を利用し、実習や演習については実習室や PBL 教室を利用し、教室の規模や授業の内容に沿った人数で実施されている。

各学部が積極的に取り組んでいる PBL などのアクティブ・ラーニング形式の授業については、グループに分かれ、講義室（教室）や実習室、PBL 教室等を有効に利用して実施されている。

臨床実習については、各診療科や病棟、薬局で行うため、少人数（2 名～5 人程度）

のグループで実習を行っている。また、地域の医療機関等での実習では、1 施設 1 人で実施するなど、講義・実習により学生数を適切に管理し、最も教育効果が高くなるよう配慮している。

なお、コロナ禍における対面での講義や実習は、午前・午後や隔日などの工夫を施し、密を防ぐ対応を行っている。

#### 【エビデンス・資料編】

【資料 2-5-1】 学生生活ガイド

【資料 2-5-2】 キャンパス案内図

【資料 2-5-3】 薬用植物園配置図

【資料 2-5-4】 図書館規程

【資料 2-5-5】 図書館利用細則

【資料 2-5-6】 図書館の分室の運営に関する規則

【資料 2-5-7】 昭和大学図書館利用案内

【資料 2-5-8】 昭和大学学術業績リポジトリに関する規程

【資料 2-5-9】 昭和大学研究者情報・業績集に関する規程

【資料 2-5-10】 各学部シラバス、各研究科シラバス

【資料 2-5-11】 臨床実習ローテーション表

【資料 2-5-12】 学部連携グループ割

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

##### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

旗の台キャンパスにおいては、建物全体の老朽化が懸念されるため、キャンパス全体の将来計画構想を進めている。

富士吉田キャンパスにおいては、令和 2(2020)年 3 月の新女子寮の竣工を皮切りにキャンパス全体の再整備計画を進め、本学の特色である初年次全寮制の教育環境を整備している。

ICT ネットワーク環境においては、横浜キャンパスで学生が利用可能な無線 LAN 装置が講義室内に 1 基など、現状十分とはいえない部分があるため、装置の更新、増強を令和 3(2021)年度に計画している。また、他のキャンパスの無線 LAN 設備についても、装置の老朽化及び最新の無線 LAN 規格への対応など、計画的にネットワーク設備の更新を行っていく。また、授業や教員学生間のコミュニケーション手段として、映像音声によるオンライン配信の利用が進みつつあり、本学のインターネット接続回線（1 ギガ）に流れるデータ量も増加の傾向であるため、今後接続回線の 10 ギガ化を見据えたネットワーク基盤設備の更新、増強を実施していく。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### (実習施設)

近年の医療系実習は、デジタル化が進んでいるため、旗の台キャンパス全体の将来計画構想の中ではそれらを踏まえた整備を進めていく。

### (図書館)

教育、研究のための学術情報提供の一環として、司書による講義・実習への参画、PubMed の使い方の講義などの教育支援活動を継続する。また、研究者情報・業績集とリポジトリのコンテンツについて一層の拡充を図っていく。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、スロープや階段への手すり等の設置を進め、障がい者の利便性はもちろんのこと、本学を利用する学生や教職員の利便性が向上するよう努める。各施設建物の耐震補強等については、「耐震診断状況および耐震補強等計画案」に基づき、計画的に耐震補強工事等を実施する。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

コロナ禍による 3 密対策も踏まえ、大講義室で学生全員が受講する座学だけでなく、少人数で学生同士が自ら考えるアクティブ・ラーニングの授業の導入を推進していく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**【学部】**

学修支援・学生生活・学修環境の改善に関する学生の意見をくみ上げるために、次の体制を整え、学生サービスの改善に反映している。

各学部・富士吉田教育部では、アンケート調査の実施や、教育委員会の構成員として学生教育委員・クラス委員などが出席し、教育上の意見聴取を行うほか、教育委員会の一環として学生・教育職員・事務職員を構成員とした懇談会を開催し、教育上の問題点、学生生活の問題点に関して、忌憚なく語り合う機会を設け、学生生活をより快適に送るための改善につなげている。

特に富士吉田キャンパスにおいては、全寮生活であることから、月に1度、合同委員会が開催され、学生生活全般の問題について大学側と学生が意見交換を行っている。重要な案件や時間を要する案件については、学生教育委員を交えた教育職員とのワークショップを開催し、より良い学生生活の実現に努めている。

年2回行われる父兄会に合わせ、指導担任及び修学支援担当教員が面談を希望する保護者と個別面談を実施しており、双方の情報交換・共有を密に図り、教育職員による指導や修学の支援に反映させている。

また、コロナ禍においては、週に1度行われる健康調査と合わせて自学・自習時間の報告を義務付けている。報告結果を集計した内容については、新型コロナウイルス感染症対策学務委員会で報告し、さらに各学部の教育委員会等で周知されている。学生の学修動向を把握し、教育職員の学修指導に役立てている。

< 学生意識総合調査 >

学生意識総合調査は平成21(2009)年より実施され、学生の勉学、課外活動、通学、健康状態、経済状況、学業生活への満足度、大学への要望等、3年毎に多方面にわたり調査を行っており、直近では、平成30(2018)年に第4回を実施した。それらの結果を踏まえ、ソフト、ハード両面から学生のニーズに応えるための方策を計画、予算化し、具体的改善を行っている。

**【研究科】**

履修科目報告書の裏面に授業等に関するアンケート欄があり、毎年度学生からの意見を集めている。結果については研究科運営委員会において検討し、改善策の提案や担当科目責任者にフィードバックを行っている。また、昭和大学統括研究推進センター研究支援課では、「研究環境に関する職員及び学生満足度調査」を実施している。大学院の学生も調査の対象であり、研究支援状況と施設・設備に対する大学院学生の意見をくみ上げている。

**2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**【学部・研究科】**

学生の精神的ケアや健康面のサポート、経済的支援に関する応談は、本学の特徴である

指導担任制度の中で行い、指導担任が解決できない問題に関しては、学生相談室のカウンセラーや校医で対応し、それぞれに適した対応（必要があれば学内の附属病院へ受診）を専門職の担当者が行っている。また、指導担任を介して、家庭との連絡・連携を保ち、学生の総合的支援体制を実践している。

経済的支援については、学内の奨学金制度を、ポータルサイトを通じて全学生に通知し、希望者を募っている。その他、学外の奨学金については、学生課ホームページに申し込み可能な奨学金制度の一覧リストを掲載し、学生が閲覧・申し込みが出来るよう案内するとともに、随時対応している。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【学部】

各学部・富士吉田教育部では、教育委員会に学生を構成員として加え、教育上の意見聴取を行うほか、学生（学生教育委員、代議員等）、教育職員、事務職員を構成員とした懇談会を開催し、教育上の問題、学生生活の問題に関して、忌憚なく語り合う機会を設けている。懇談会で提案された学生からの意見は、関連する委員会や部署、教育職員へフィードバックされ、講義プリントのレイアウトや講義室へのモニター設置、学生ホールや自習スペースの開放時間の延長等、種々の課題の改善が行われてきた。

### 【研究科】

「研究環境に関する職員及び学生満足度調査」を実施している。大学院の学生も調査の対象であり、研究支援状況と施設・設備に対する大学院学生の意見をくみ上げている。

### 【エビデンス・資料編】

【資料 2-6-1】 学生相談件数一覧

【資料 2-6-2】 学生懇談会議事録

【資料 2-6-3】 研究環境に関する職員及び学生満足度調査

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

## 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【学部】

学修支援については、委員会組織（学生教育委員を含む）を中心に収集し、アンケート等実施しながら、意見、要望の収集強化をしていく。教育職員側は、年に1度、学修支援意見交換会、指導担任全体説明会を実施して、意見交換をしながら改善を図っている。

学修支援担当教員を対象にして開催される学修支援意見交換会を継続的に実施し、教員の活発な討議・意見を基に、一層の学修支援の環境整備を行い、改善を図っていく。

### 【研究科】

現行のアンケートの見直しや、意見に関する対策の検討の強化を行っていく。特に各研究科運営委員会で、学生からの意見についての検討を行い、改善策等を科目責任者や研究科教授会で構築していく。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【学部・研究科】

教育職員、指導教員、保健管理センター、学生相談室、事務職員にくみ上げられた学生生活に関する意見に対して、各学部・研究科、関連部署、職員間での情報共有と連携・協働を強化し、早期改善に努めていく。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【学部】

学生との懇談会や各種アンケート等による学生から要望・意見を継続的に把握し、それらを学生部長会等の関係する会議にて検討を進め、よりよい学生生活・学修環境の整備に努めていく。

### 【研究科】

研究環境に関する職員及び学生満足度調査」でくみ上げた施設・設備に関する大学院学生の意見は、今後は「研究科運営委員会」にて分析し、分析結果にもとづいて施設・設備の改善に努めていく。

### 【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、「建学の精神」「教育研究の目的」を踏まえ、各学部学科・研究科でアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページ、大学案内、入試要項等の各種媒体を用いて幅広く周知を行っている。入学者の選抜にあたっては、入試常任委員会においてアドミッション・ポリシーに基づいて適切に実施している。また、入学者選抜の公平性、妥当性の確保・維持のため、入学者選抜検証委員会にて検証を行っている。入学定員、収容定員に沿った学生数を維持しており、適切な管理が行われている。

学修支援については、教育推進室を中心とした支援体制を備えており、そこには事務職員も参画し、教職協働で対応している。

キャリア支援については、キャリア支援室や、医療系大学の特徴を活かした臨床系教員による指導等により、学生のキャリア形成のサポートを行っている。

学生サービスについては、学生部による対応、充実した奨学金制度、クラブ支援体制、相談体制、健康管理等、幅広い分野できめ細やかな対応を行っている。中でも半世紀を超える歴史を持つ指導担任制度は、1年次の全寮制から卒業時まで継続して実施され、学生の生活面・学修面における様々なサポートを行っている。

学修環境については、充実した教育の実施にあたり、施設・設備の安全管理、ICT環境整備、図書館や実習施設の整備、8つの附属病院による臨床実習の場の確保など、適切に機能されている。

学生からの意見・要望への対応については、アンケートの実施だけでなく、懇談会や父兄会で実施される面談等を実施し、より快適な学生生活の一助とした取り組みを行っている。

以上のことから、基準 2 の基準を満たしていると判断する。

### **基準 3. 教育課程**

#### **3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

##### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

##### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

##### **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

###### **【学部】**

本学では、「至誠一貫」の精神、学則第 2 条「教育研究の目的」を踏まえ、大学としてのディプロマ・ポリシーを策定している。そして、それらに基づき各々の学部でディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーはシラバス、ホームページに掲載するとともに、年度初めに実施するオリエンテーションや各講義の初回等において、学生に周知している。

なお、平成 29(2017)年 8 月に開催された「昭和大学教育者のためのワークショップ（アドバンスト）」で、平成 28(2016)年度に各学部で作成された三つのポリシーについて、4 学部間での整合性を図るため、見直しを行った。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を図るため、各ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム策定方針を再確認し、カリキュラムの目的と概要、評価方法を合わせて具体的に明示するようにした。

###### **【研究科】**

「昭和大学大学院学則」に明示された「大学院研究科の教育研究上の目的」（大学院学則別表 1）を踏まえた各研究科のディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページに掲載し、周知している

##### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

###### **【学部】**

進級、単位認定については、医学部・歯学部は学年制であり、当該学年の全ての履修科目を合格した学生だけが進級する。薬学部・保健医療学部は単位制であるが、同様に、当該学年の全ての科目を合格した学生だけが進級する。

卒業認定については、卒業試験は複数回行い、所定の点数（基準）に到した学生だけが卒業認定を受ける。薬学部・保健医療学部に関しては、更に所定単位を全て修得したものが卒業認定を受ける。

GPA(Grad Point Average)制度は、平成 27(2015)年度入学者より導入している。但し、進級や卒業要件には該当せず、指導担任等からの学修指導に関する参考資料として利用し

ている。

修業年限、在学年限については、昭和大学学則に規定している。進級、卒業の基準に関しては各学部履修要項に明示し、周知している。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、年度初めに実施するオリエンテーションにおいて説明を行い、変更等があった場合には、詳細・丁寧に説明している。

### 【研究科】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準を「昭和大学大学院学則」「昭和大学学位規則」「研究科履修要項」に明示し、シラバスに掲載し、周知している。また、入学時のオリエンテーションで配布する冊子にも掲載し、周知している。

## 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【学部】

各学部における単位認定、進級基準、卒業認定及び修了認定基準等の厳正な運用については、学則、履修要項等の基準に従い、各学部の試験委員会または教育委員会、教授総会において厳正に判定し、学長が決定している。

### (医学部)

1. 1～4 年次の講義を主とする科目：合格基準を 60%とする。この場合に、出席率が 3 分の 2 以上であることが条件である。なお、令和 2(2020)年度については新型コロナウイルス感染症の影響で多くの講義をオンデマンド型のオンライン講義とした関係で、1 コマ当たり 2 題以上の MCQ(Multi Choice Question)への回答を課すことで出欠の確認を行ったが、出席率を進級基準には加えなかった。なお、令和 3(2021)年度の 2 年次からは、進級基準に出席率を含めない。
2. 1～4 年次の実習・演習科目：出席率は 80%以上で、各実習・演習での合格基準をクリアした学生が進級できる。
3. 共用試験(CBT、OSCE)：4 年次 8 月に CBT(Computer Based Testing)と OSCE(客観的臨床能力試験：Objective Structured Clinical Examination)を行う。CBT は IRT(項目反応理論：Item Response Theory)標準スコア 420 以上の学生、OSCE では全ステーションで合格基準 65%以上を満たした学生を合格とする。共用試験に合格しない者は進級及び臨床実習を実施できない。
4. ローテーション型臨床実習：出席率 80%以上で、各診療科での評価票により判定する。不合格の診療科では追実習を行い、所定の基準に達しているかを判定する。
5. 臨床総合試験 I・II：臨床総合試験 I を 4 年次 2 月に、臨床総合試験 II を 5 年次 10 月に行っている。合格基準はいずれも 60%とする。
6. 診療参加型臨床実習：出席率 80%以上で、実習責任者が評価した評価票により判定する。合格基準以下の場合には、追実習を行い、基準をクリアした学生だけを合格とする。
7. PostCC-OSCE：令和 2(2020)年度より PostCC-OSCE(臨床実習後 OSCE：Post-Clinical Clerkship OSCE)を卒業判定に加えた。6 年次 7 月に PostCC - OSCE を行い、合格基準は A 課題概略評価 2.5、B 課題 6 点 (10 点満点) とする。

8. 卒業試験：3回の卒業試験を行い、卒業を判定する。基準に達しない場合には同様な再評価試験を行い、最終判定を行う。卒業試験の合格基準は、一般問題：70%、臨床問題：70%、必修問題：80%であり、これらの基準を変更する場合には、6年次の最初のオリエンテーションで公表する。

#### (歯学部)

1. 1～4年次の講義科目：定期試験を実施し、学力を判定すると同時に各ユニット評価を含め、学修到達度を判定している。この合格基準を60%とする。その結果を基に進級試験受験資格審査を行い、一定の基準に達していない者はその時点で留年となる。進級試験の受験資格を得た者が進級試験を受験し、合格ライン（70%以上）に達した者が進級となる。
2. 1～4年次の実習・演習科目：出席率は80%以上で、各実習・演習での合格基準をクリアした学生が進級できる。
3. 共用試験(CBT、OSCE)：4年次後期に受験し、OSCEは70%、CBTはIRT 485点が合格ラインであり、これに合格することが5年次への進級の要件である。
4. 5年次：各科の臨床実習及び問題演習に合格した後、進級は定期試験及び進級試験で判定される。また、到達度はPCC-PX(臨床実地試験(CPX：Clinical Practical Examination))と一斉技能試験(CSX：Clinical Skill Examination))で確認され、進級には総合的な判断材料として用いる。将来的にPCC-PXを合格することが進級の要件とする予定である。

6年次：2回の卒業試験（卒業試験Ⅰ、卒業試験Ⅱ）は、必修問題、一般問題（総論、各論）及び臨床実地問題からなる。これらの合格基準をそれぞれ必修問題：80%以上、一般問題及び臨床実地問題：70%以上に設定し、この基準に達した者が卒業となる。合格基準に達しないものの一部は再評価試験を受験し、さらに判定を行い、合格した者には卒業資格を与える。再評価試験の合格基準は必修問題：80%以上、一般問題及び臨床実地問題：75%以上としている。

#### (薬学部)

1. 講義・実習・演習科目の単位認定基準：シラバス上に、各ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価における評価基準並びに各科目に関連するディプロマ・ポリシー及び各科目において目標とするディプロマ・ポリシーの到達レベルを記載し、周知している。講義科目については定期試験による評価を、実習・演習科目については、授業時間内における態度・出席・小テスト等の総合的評価を行い、各科目とも60%以上を合格とし、単位を認定している。定期試験に不合格科目がある場合、合格科目数、あるいは対象科目の総点数が基準に達している者を対象に再試験を行っている。この点は薬学部履修要項に記載され、周知されている。
2. 進級基準：1年次は学年末において履修すべき必修科目（選択必修科目を含む）のすべてに合格した者は進級とする。2年次以降は学年終了時に進級試験を実施し、2、3及び5年次においては、当該学年で履修すべき全科目に合格し、かつ進級試験に合格した者を進級とする。また、4年次においては、当該学年で履修すべき全科目に合格し、

かつ、進級試験、共用試験(CBT、OSCE)のすべてに合格した者を進級とする。この点は薬学部履修要項に記載され、周知されている。

3. 卒業基準：6年次で履修すべき科目に合格し、所定の単位を修得した者に卒業試験の受験資格を与え、卒業試験の結果に基づいて、卒業判定を行っている。卒業試験の不合格者については、再評価試験を行い、その結果に基づいて再度、卒業判定を行っている。この点は薬学部履修要項に記載され、周知されている。卒業試験では、全問題の65%以上、必須問題の70%以上、必須問題の各科目の問題の30%以上、一般問題の60%以上に正解した者を合格としており、この点はオリエンテーションで学生に周知されている。

### **(保健医療学部)**

1. 1年次の講義科目：定期試験を各学期末に行い、出席率は各科目の総時間数の3分の2以上出席した者に定期試験の受験資格を与える。各試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。
2. 2～4年次の講義科目：科目評価試験を科目の終了時に行い、当該科目の全授業日数の3分の2以上出席した者に科目評価試験の受験資格を与える。
3. 1～4年次の実習・演習科目：出席率は80%以上で、各実習・演習での合格基準をクリアした学生が進級できる。
4. 進級基準：1年次は修得すべき必修・選択科目のすべてに合格した者を進級とする。なお、不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。  
2～3年次は学年末において、修得すべき必修・選択科目のすべて、及び進級試験に合格した者を進級とする。
5. 卒業基準：学則に定める所定の単位を修得し、卒業試験に合格した者を卒業とする。なお、卒業試験は、原則として第4学年で修得すべき必修・選択科目（実習科目も含む）のすべてに合格した者に対して行い、60%以上を合格とする。

### **【研究科】**

科目の責任者が試験等によって履修科目の単位認定を行っている。学位論文の審査と最終試験は、「昭和大学学位規則」で定める「審査委員会」で行う。「審査委員会」は学位論文ごとに設けられ、本学の2人以上の教授を含む専任教員3人以上で構成される。「審査委員会」は、審査結果を「研究科教授会」に報告する。「研究科教授会」による審議を経て、学長が修了認定を決定している。学位論文が満たすべき水準と審査項目は、「昭和大学大学院学位論文（博士）審査基準」として、大学ホームページで公表している。審査委員の体制と審査の方法は、「昭和大学学位規則」の一部として、大学ホームページで公表している。

### **【エビデンス・資料編】**

**【資料 3-1-1】** 昭和大学学則

**【資料 3-1-2】** 昭和大学ディプロマ・ポリシー

**【資料 3-1-3】** 各学部ディプロマ・ポリシー

**【資料 3-1-4】** 各学部シラバス、各研究科シラバス

- 【資料 3-1-5】 平成 29 年度昭和大学教育者のためのワークショップ報告書
- 【資料 3-1-6】 昭和大学大学院学則
- 【資料 3-1-7】 昭和大学大学院ディプロマ・ポリシー
- 【資料 3-1-8】 各研究科ディプロマ・ポリシー
- 【資料 3-1-9】 各学部履修要項、各研究科履修要項
- 【資料 3-1-10】 大学院研究科学位申請等に関する内規
- 【資料 3-1-11】 各学部教授総会議事録
- 【資料 3-1-12】 各学部教授会規程・教授総会規程、各研究科教授会規程・運営委員会規則
- 【資料 3-1-13】 学位論文審査基準
- 【資料 3-1-14】 学位論文審査評価票
- 【資料 3-1-15】 昭和大学学位規則

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 【学部】

ディプロマ・ポリシーにあるプロフェッショナリズム、コミュニケーション能力、患者中心のチーム医療、社会的貢献は学力とともに本学の理念を実現するための重要な教育内容であることから、学生に対しその重要性を更に広く深く周知していく。

薬学部においては、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するためのルーブリック評価表を令和元(2019)年度に策定し、令和 2(2020)年度から運用を始めた。各学年末にルーブリック評価表を用いてディプロマ・ポリシーの達成度を学生が自己評価することにより、ディプロマ・ポリシーの周知を図っていく。

##### 【研究科】

「昭和大学大学院学則」に明示された「大学院研究科の教育研究上の目的」（大学院学則別表 1）踏まえ、社会情勢、教育行政、教育現場等の意向等を考慮し、「研究科運営委員会」にてディプロマ・ポリシーの継続的な見直しを行なっていく。

#### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 【学部】

社会情勢や社会の要請に応じて、昭和大学教育者のためのワークショップ等で継続的なディプロマ・ポリシーの見直しを図り、必要に応じて各基準の改善を行っていく。

##### 【研究科】

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、研究科運営委員会にて、単位認定基準、修了認定基準の継続的な見直しを行い、周知と厳正な運用に努めていく。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【学部】

学生の学力担保及び国家試験合格率の向上のため、カリキュラム検討委員会やプログラム評価委員会、教育委員会と連携し、基準の見直しを図っていく。

#### 【研究科】

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、研究科運営委員会にて、単位認定基準、修了認定基準が適正に実施されているか確認し、継続的な運用の見直しを行い、周知と厳正な運用に努めていく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 【学部】

本学では、「至誠一貫」の精神、学則第 2 条「教育研究の目的」を踏まえ、大学としてのカリキュラム・ポリシーを策定している。そして、それらに基づき各々の学部でカリキュラム・ポリシーを策定している。それらは、シラバス、ホームページに掲載し、学生に周知している。

#### 【研究科】

ディプロマ・ポリシーを達成するための、各研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ホームページに掲載し、周知している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 【学部】

各ディプロマ・ポリシーと関連付けてカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者の一貫性を確保している。また、その関連性を明確にするため、各学部において各授業科目とディプロマ・ポリシーがどのように関連づけられているかを明示した「履修系統図」を学生に示している。

#### 【研究科】

大学院各研究科のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を考慮して

おり、また、一連での見直しを実施している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 【学部】

大学全体のカリキュラム・ポリシーと各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーを達成するため、1年次から卒業年次まで体系的で、段階的・横断的なカリキュラムを構築している。

早期から専門職へのモチベーションを高め、本学の特徴であるチーム医療を担う医療職に対する理解と自覚を促す目的で、1年次から専門科目を段階的に導入し、低学年から専門教育を行うカリキュラムとなっている。

#### （医学部）

1. 基礎・臨床医学教育：現3年次以上が学修する旧カリキュラムは、2年次から4年次まで17コース（基礎医科学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、医学総論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、臨床基礎医科学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、社会医学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、臨床医学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）をシームレスに構成し、各コースの下で2年次は42ユニット、3年次は34ユニット、4年次は26ユニットを学修する。各ユニットは器官・臓器別に基礎系、社会医学系、臨床医学系の各講座が連携して講義を行う統合的医学教育となっている。

※現在の2年次以降が学修する新カリキュラム

基礎医学教育は、2年次前期で「人体の成り立ちと機能Ⅰ～Ⅳ」として人体の正常な形態と機能を、後期にⅤとして病態総論を臨床医学に即して学修する。入門的な「臨床医学総論」を学んだ後、基礎・臨床統合授業が2年次の11月から4年次の前期まで15ブロック続く（2年次：2ブロック、3年次：9ブロック、4年次：4ブロック）。この間も並行して臨床実習Ⅰ～Ⅴを1年次から6年間を通じて展開し、学びと臨床現場での経験とを常に統合して理解する。プロフェッショナリズムは1年次から6年間、行動医学は2年次から5年間を通じて学修する。英語は2、3年の医学英語を4、5年で臨床医学英語として発展的に学修する。

2. 共用試験(CBT、OSCE)：4年次の8月には共用試験(CBT、OSCE)を行い、合格者をStudent Doctorとして認定して、5年次と6年次の臨床実習を行う資格としている。
3. ローテーション型臨床実習：4年次10月から2月までに17診療科（内科・外科は各1週間、産婦人科・小児科は各2週間）で19週間、5年次4月から10月までに13診療科（各2週間、リハビリテーション科・緩和医療科は各1週間）で24週間及び地域医療実習を1週間の合計44週間実施している。
4. 診療参加型臨床実習：5年次の12月から6年次の6月までの7期（原則1期4週間）・28週間行っている。臨床実習期間はローテーション型臨床実習と合わせて72週間となっている。
5. 地域医療実習：3年次と5年次で各1週間ずつ行っている。一人一施設（診療所やクリニック）で、3年次に見学型実習を行い、5年次には3年次と同じ施設でクリニカル・クラークシップを行っている。

### (歯学部)

歯学部モデルコアカリキュラムをベースにカリキュラムを設定しているが、更に歯学部の教育目標に沿った3つのコース、「社会と歯科医療・チーム医療コース」「オーラルフィジシャンコース」「一般歯科診療コース」を設定し、授業科目を構築している。

1. 「社会と歯科医療・チーム医療コース」：初年次から6年次にかけて継続的に開講し、チーム医療を実践できる歯科医師を育成するための、スパイラル教育を行っている。初年次から学外の老人施設、養護施設等の学外実習実施により、社会の中の人々と積極的にふれあう機会を持つようにしている。また初年次の歯科医院見学、3年次の地域連携歯科医療実習等により地域歯科医療への理解を高め、5年次の学部連携病棟実習ではチームの中での歯科の役割を理解する機会を持てるようにしている。
2. 「オーラルフィジシャンコース」：歯科と全身との関わりを理解を深めるために、基礎医学や口腔科学を口腔医学の視点で学習できるようなカリキュラムを2年次から6年次にかけて設定し、特に高齢患者や全身疾患を有する患者への適切な歯科的対応を学んでいる。
3. 「一般歯科診療コース」：2年次の臨床入門から5年次の臨床各科における診療参加型臨床実習、そして6年次の選択実習と、一般的な歯科臨床に関する知識と、技術、態度を体系的に学べるような講義・実習を実施している。
4. 医学部専任教員・歯学部内科医による講義：口腔領域の疾患を全身とのかかわりで理解することができる歯科医師を養成するために、医療コミュニケーション教育や医学部の専任教員・歯学部所属の内科医による講義を実施している。
5. 診療参加型実習：5年次の臨床実習では診療参加型実習の実践に努めており、学生が到達度を自己評価でき、一貫した記録を残すことができるよう、臨床実習でも電子ポートフォリオを導入している。

### (薬学部)

カリキュラム・ポリシーに基づき構築されている教育課程は、平成25(2013)年に改定された薬学教育モデルコアカリキュラムを基本としているが、さらに以下に示す本学が独自に構築した統合型科目・体験学習、PBLチュートリアル学習、全学年を通したチーム医療学修を組み入れることで、独自性を深め、最終的にディプロマ・ポリシーを達成できるものとなっている。

1. 1年次は、富士吉田校舎で全寮制教育を行い、その環境を活かした初年次体験実習が実施されている。1年次には、4学部合同の学部連携PBLチュートリアル、在宅チーム医療と倫理TBL(学部連携)、在宅地域医療実習も実施している。
2. 学部連携科目として2・4年次には「在宅チーム医療と倫理TBL」、3・4年次には学部連携PBLチュートリアル、3年次には「在宅医療支援演習・高齢者コミュニケーション演習」を開講し、学年進行に従って徐々に臨床の場面設定に近づける累進型としている。6年次には学部合同チームを編成し、1人の入院患者を合同チームで1週間担当する学部連携病棟実習を附属7病院で行っている。
3. 2年次からは、医学部教員も加わった体系的な病態・薬物治療の講義を実施し、さらに、3、4年次には薬物治療を検討する学部内PBLチュートリアルを実施している。

4. 4年次後半から5年次には、病院と薬局において、クリニカル・クラークシップを実践する参加型実務実習を実施している。特に病院実習は全学生が附属病院で実習を行っている。
5. 2、3年次には、学内外の医療施設の体験実習、3年次前期・4年次後期には問題解決型実務実習事前学習プログラムを実施している。
6. 4年次から6年次にかけては、各研究室で専門研究分野における薬学研究を実施している。一部の学生は、附属病院内において病院薬剤学講座の教育職員（臨床薬剤師）の指導下で臨床研究を実施している。
7. 6年次には、選択実習として、在宅医療を中心とした地域におけるチーム医療を学修する学部連携地域医療実習を行っている。

### （保健医療学部）

保健医療学部では、全学年にわたって実施する4学部連携教育や、アイデンティティー教育により、昭和大学の伝統や特徴を認識し、昭和大学卒業生としてのプライドを持って医療に貢献する看護師・保健師を養成している。

1. 1年次は富士吉田での寮生活、初年次体験実習、学部連携科目などを通して多様な背景を持つ人々と良好な人間関係を構築するとともに、医療人としての良識、倫理観及び強い責任感を醸成するための授業科目を1年次から各学年で開講している。
2. 2年次以降は医療人として患者・家族、医療スタッフなどと適切に対応し、情報の収集・提供能力を習得するために、行動科学演習、PBLチュートリアルなどの授業科目において参加型学習（模擬患者を対象としたロールプレイ実習など）を行う。2年次後期からは、附属病院等での臨地実習において、患者や家族との関わりを通して基礎能力を養い、他学部生、多職種との連携を実践する多様な実習も行っている。
2. 看護学科では、3年前期までの授業で身につけた科学的な根拠と統合的な能力を基盤に、心理社会的背景を考慮した看護過程（情報収集とアセスメント、計画、実施、評価）の展開ができるように、3年後期から4年次にかけて7か所の附属病院で17週間、訪問看護ステーション・老人保健施設等で3週間の参加実践型の臨地実習を行っている。
3. 理学療法学科では、実習実技試験を実施し、科学的な根拠と統合的な能力を基盤に、心理社会的背景を考慮した理学療法（評価、問題把握、予測可能、目標設定、治療・援助）を実践できるようにするために、3年後期から3か所の附属病院で22週間の参加型臨床実習を行っている。
4. 作業療法学科では、2年後期に附属病院で3週間、3年後期で12週間の参加型実習を行い、4年次で作業療法の本質を実践するために必要な知識・技能・態度を身につけるために、附属病院で18週間の参加型臨床実習を行っている。

### 【研究科】

大学院各研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って、専門科目については所属する教室で直接指導がなされ、専門科目の研究手法・学位論文の記載に関する指導等、学位論文作成に関して、修了まで一貫されて教育がされる。また、基礎的な研究技法や知識等については共通科目や選択科目等から必要な科目を履修、また、研究者として必要な倫理教育等

については必須となっている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 【学部】

教養教育については、一般社会における問題にも高い知的関心を持ち、幅広い教養を身につけ、様々な課題を解決し社会に貢献できるような豊かな人間性と知性を有する人材を養成する目的で、主に1年次の富士吉田キャンパスで実施している。

特筆すべき事項として、山梨県富士吉田校舎での全寮制教育により、全学部が密な連携のもと組織的に実施している。医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の4学部の学生で行われる共同生活は、通常の授業では身につけることの出来ないコミュニケーション能力や豊かな人間性などの社会性を身につけるために極めて有用な環境を構築している。

初年次のカリキュラムにおいては、教養科目の専任教員により、人文社会、自然科学、生命科学、IT化が進む今日に不可欠な情報リテラシー、各学部固有の専門学習等について、専門性に偏ることのない幅広い教育が行われている。また、社会のグローバル化に対応できる人材を育成する目的で、ポートランド州立大学への短期留学も実施している。

包括連携協定を締結している京都橘大学による「歴史遺産への招待」、多摩美術大学による「感性を掘り下げる色彩と造形」といった、協定大学の特徴ある教育プログラム（選択）も、1年次の教養教育の一環として取り入れている。

#### 【研究科】

研究者の教養科目の研究倫理教育として、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)による「APRIN eラーニングプログラム」の受講を必修としている。また、研究科によっては「英語論文に関する科目」や「医学生物における統計学的解析法」が必須になっている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【学部】

各学部における教授方法の検証、新たな教育方法の導入等については、各学部教育推進室と教育委員会が連携して進めている。

#### （富士吉田教育部(1年次)）

富士吉田教育部独自のワークショップを年数回開催し、カリキュラムプランニングや授業運営等に関する情報共有を行っている。また、授業の運営に関しては、受動的な座学のみを減らし、スモールグループでのワークを行う授業やディスカッションを中心とした授業を導入し、自学自習を推進する授業形態の増加を図っている。

#### （医学部）

1. 基礎・臨床医学教育：講義の約3分の2に文部科学省の提示した医学部モデルコアカリキュラムの内容を含んでいる。講義の資料はプリントとして配布するだけでなく、シラバスにPDFファイルとして開示し、また、講義を動画に収録して、オンデマンドで配信し、学生の予習・復習の資料としている。それに加えて昭和大学の特色である

チーム医療を目指した学部連携教育を重点的に行い、更に問題抽出と自己解決能力を育む PBL 教育などの多様な演習や実習といったアクティブ・ラーニング、人間性を涵養するための教養教育も学年を越えて連続的に行っている。

令和 2(2020)年度はコロナ禍で臨床実習の実施が困難な状態が発生したため、バーチャルリアリティ(VR)型臨床医学シミュレーションソフトウェア「Body Interact」を導入し、自宅等で学生が所有する情報端末を介し、新しい臨床医学教育を学修する仕組みを構築した。

2. ロテーション型臨床実習：1 グループ 4 人から 6 人が附属 6 病院（昭和大学病院・昭和大学病院附属東病院、藤が丘病院、横浜市北部病院、江東豊洲病院、烏山病院）をローテートし、各病院・診療科では 1 人もしくは 2 人に分かれきめ細やかなローテーション型臨床実習を行っている。
3. 診療参加型臨床実習：学生はチーム医療の一員として臨床研修医を含む屋根瓦方式で指導を行っている。7 期のうち、内科を 2 科、外科を 1 科は必修として残りは選択科目として、学生が自由に自分の希望する診療科を選択して臨床実習を行っている。
4. 地域医療実習：現在極めて重要視されている地域医療に 3 年次で触れ、5 年次に実際に体験できるように各地域の診療所・クリニックに依頼している。現在、130 以上の診療所・クリニックが本学の教育理念に賛同して協力が得られ、1 施設 1 名の実習を円滑に実施している。

### (歯学部)

アクティブ・ラーニングを取り入れた教育として、平成 24(2012)年度から、3 年次と 4 年次の「口腔医学とチーム医療」科目で、ICT 教材 e ラーニング、仮想患者システムを活用している。授業前に教科書や教材を読んで「事前学修課題」に取り組み、授業中は症例ビデオ、写真を含む症例課題に取り組み、理解度を評価するための「まとめテスト」を受けて、授業中にその結果を確認した上で、理解度が低い部分を重点的に講義している。授業後は反復学習を行うための「復習用教材と復習用課題」を用意している。当初より Moodle を活用していたが、令和 2(2020)年度からは Google Classroom を活用して当該授業を行っている。

2、3、4 年次が受講するオーラルフィジシヤンの基盤では、問題発見、問題解決型学修を従来から Small Group Discussion を交えてルーブリック評価や電子ポートフォリオを活用したリフレクションを行っている。コロナ禍の令和 2(2020)年度は、Google Meet と Google Slide を用いて、オンラインで実施した。ここで身につけた能力を発揮する場として、学部連携教育（患者症例シナリオを用いた学部連携 PBL チュートリアル、学部連携病棟実習、学部連携地域医療実習）を設定している。

### (薬学部)

1. 薬学部単独においても、薬物治療を検討する演習をはじめ、多くの演習科目で PBL チュートリアルなどのアクティブ・ラーニングを実施している。
2. 4 年次後半から 5 年次において、附属病院 15 週間、精神科病院 1 週間、薬局 11 週間の少人数によるきめ細やかなクリニカル・クラークシップを実践する参加型実務実習

を実施している。

3. 実務実習及び高学年における薬学研究において発表会を実施し、一人一人の学生が自ら成果をまとめ、発表する機会を設けている。発表はルーブリック評価表を用い評価している。これらの発表会においては、低学年の学生の参加を促し、学生同士が討論できるようにしている。

#### **（保健医療学部）**

従来の講義形式以外に、小グループ討議、シミュレーション演習、反転学修、PBL チュートリアルといった能動的学修方法を重視して教育方略として活用している。また、シラバスでは「アクティブ・ラーニング」という項目を設定して、各教員が担当授業において可能な限り能動的学修方法を取り入れるようにしている。

#### **【研究科】**

研究科ごとに効果的な教授方法について、アンケートや学生のメールや電話での意見収集等を行い、各教室や研究科運営委員会で検討している。更に、研究進捗状況を確認するために、中間報告会を実施し、その進捗状況を研究科運営委員会・研究科教授会に報告している。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で e ラーニングを取り入れた授業を実施した。また、研究指導、一部論文審査についても対面に加え、Google meet や Zoom 等も活用し実施した。

#### **【エビデンス・資料編】**

【資料 3-2-1】 昭和大学カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-2】 各学部カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-3】 各学部シラバス、各研究科シラバス

【資料 3-2-4】 昭和大学大学院カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-5】 各研究科カリキュラム・ポリシー

【資料 3-2-6】 各学部履修系統図

#### **(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）**

##### **3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知**

#### **【学部】**

社会の変化、医療の変化によって生じる今後の社会のニーズ、学生のニーズの変化に呼応できるよう、常に改革、更新が必要であり、各学部教育推進室が中心となり見直しを図っていく。

#### **【研究科】**

研究科運営委員会において、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を維持しつつ、カリキュラム・ポリシーの継続的な見直しを図っていく。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 【学部】

各学部教育推進室が中心となり、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について検証を進めていく。また、3-2-①と同様、社会の変化に応じた見直しを図っていく。

#### 【研究科】

研究科運営委員会において、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を維持しつつ、カリキュラム・ポリシーの継続的な見直しを行う。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 【学部】

体系的な学修内容について、学修時期（学年）の最適性の検証や、学生のディプロマ・ポリシー達成度の調査を行い、カリキュラムの見直しを図っていく。

#### 【研究科】

研究科運営委員会において、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されているか随時検証・見直しを行う。

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 【学部】

初年次における教養教育は、将来のための人間性の形成や生涯学習に関する導入として極めて重要であることから、医療系科目とともに人文社会科学系科目の履修も推進していく。

#### 【研究科】

基本的研究手法と研究倫理に関する教育等を実施し、研究者として必要な能力を養成しているが、「研究科運営委員会」において、授業内容・方法が適切か、継続的な検証・見直しを図っていく。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【学部】

コロナ禍で導入が促進されたICTを活用した教育に関するFDの実施や、ICT環境の整備を進めていく。また、アクティブ・ラーニングによる学修を積極的に導入するとともに、さらなる充実に向け、各学部教育推進室が中心となり、FDによる教員研修を行っていく。

#### 【研究科】

研究科運営委員会において、更なるオンライン授業実施の検討を進める。また、オンライン化による学修効果等の検証を行い、授業方法の改善につなげていく。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### 【学部】

本学では、三つのポリシーからなる学位プログラムの成果を把握し、評価する方法として「アセスメント・ポリシー」を策定している。各学部においては、ディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを制定し、達成すべき学修成果についてはディプロマ・ポリシーを明示している。

学修状況については、定期試験成績、演習・実習成績、共用試験（CBT、OSCE等）により点検・評価を行っている。そして、各々の講義の最終日ならびに、各教育職員の担当講義の最後にアンケート時間を作り、学生所有のパソコン、スマートフォン、タブレット等の各自のポータルサイトから入力する電子形式による学修アンケートを実施している。

卒業時にすべての卒業生にディプロマ・ポリシー達成度に関する自己評価アンケートを実施している。学生の意識調査については、全学部の学生を対象として3年に1回「学生意識総合調査」を実施し、学生生活の多岐にわたる調査・分析を行っている。これにより、教育内容や学生生活の満足度を評価し、改善策を講じている。

国家試験結果については、その結果と各学年における成績との関連を分析し、各学年における試験内容や講義、教育方法等の見直しに反映させている。

学部連携教育では、電子ポートフォリオやルーブリック評価表を用い、学生の成長過程もあわせ点検・評価を行っている。

##### 【研究科】

履修科目ごとに「指導教員」が成績評価し、「主指導教員」が科目の学修成果を点検・評価している。学生は履修状況を「学事部大学院課」に毎年1回報告し、「学事部大学院課」と「主指導教員」が連携して、学生の研究進捗状況を点検している。「主指導教員」と「指導教員」は、研究室で実施するプレゼンテーション等を通して、学生の学修成果の点検・評価を行っている。また、学位論文の審査の申請に先立ち、「昭和大学学士会」の学術集会において、学位論文となる研究内容を発表する運用としており、学生の学修成果の点検・評価を行っている。

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### 【学部】

定期試験成績、演習・実習成績、共用試験（CBT、OSCE等）、国家試験の結果は、教

育委員会、教授総会で報告され、必要に応じて WG や専門委員会にも情報が共有され、教育方法の見直し・改善に活用されている。

学修アンケートや生活に関するアンケートの結果については、教育委員会や教授総会でフィードバックがなされ、各授業、教員が教育内容・方法、学修指導等の改善に活かせるようにしている。また、学生代表者と教員、事務職員を構成員とした学生懇談会を実施し、アンケート結果に対する意見交換や、その他、学校生活における様々な意見を聴き、教育の改善につなげている。

### 【研究科】

履修科目ごとに、アンケートを実施している。研究科運営委員会はその結果を受けて、問題点の改善を検討して教員にフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導等の改善を行っている。また、研究科によって実施されている、中間報告会に当該の大学院生と研究指導者が参加することで、学修成果の評価結果をフィードバックし、指導方法の改善を図っている。

### 【エビデンス・資料編】

【資料 3-3-1】 アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 各学部三つのポリシー

【資料 3-3-3】 学生意識総合調査

【資料 3-3-4】 卒業時アンケート

【資料 3-3-5】 卒業後アンケート

【資料 3-3-6】 大学院生 学生満足度調査

【資料 3-3-7】 研究内容中間報告会資料

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### 【学部】

更なる教育の質の向上を図るため、教育委員会、カリキュラム委員会、プログラム評価委員会、IR 室が連携し、PDCA サイクルを有効に回すことで、多面的な学修成果の点検・評価を図っていく。また、ディプロマ・ポリシーの達成度に関して、学外（就職先の企業等）の視点を取り入れた客観的な調査の実施を検討していく。さらに、本学の特徴であるチーム医療教育についても、点検・評価を充実させていく。

### 【研究科】

現行の履修科目ごとの評価や、論文発表の評価等について、継続的に研究科運営委員会において対応を検討していく。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【学部】

教育推進室を中心に、評価結果に基づき教育内容・学修方法の改善を図るとともに、FDプログラムの充実に努め、教育の質の向上を図っていく。

#### 【研究科】

現行実施している履修科目ごとに、アンケートの内容と分析方法の見直し、修了生に対するアンケートの導入の検討を行っていく。また、中間報告の評価に対して、学生が実施できたかの再評価の方法を検討していく。

#### 【基準3の自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、「建学の精神」「教育研究の目的」を踏まえディプロマ・ポリシーを策定し、シラバスやオリエンテーション等で学生に周知を行っている。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと関連付けて策定し、体系的・段階的なカリキュラム編成となっており、また、「建学の精神」「教育研究の目的」に明示した本学の独自性も具現化したものとなっている。

教養教育については、1年次の富士吉田キャンパスにおいて、医療人の豊かな人間性を涵養する教育を行っており、全学部が連携した取り組みを行っている。

教育課程の点検・評価については、授業評価アンケート、学生意識調査、卒業時・卒業後アンケート、学生懇談会等を実施し、点検・評価を行い、その結果を学修指導や教育方法の改善にフィードバックしている。

以上のことから、基準3の基準を満たしていると判断する。

## **基準 4. 教員・職員**

### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

学長は、昭和大学教育職員組織規程第 4 条において、「学長は校務を管掌し、所属職員を統括する。」と規定されている。また、学校法人昭和大学寄附行為において、第 9 条第 1 号の理事として経営の一端を担うことが規定されており、教育・研究組織及び経営組織の双方を的確に把握し得る立場にあり、業務執行とともに教育・研究活動においてリーダーシップを発揮し、本学の適切な運営に当たっている。

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長（国際交流・キャリア支援・共同研究施設・入学者選抜検証担当、地域連携・大学間等連携担当）を置いている。なお、平成 28(2016)年 9 月の理事会において、学長補佐から副学長へ名称の変更を行った。

本学の最高意思決定機関は理事会であるが、理事会の業務を機能的に遂行するため、「理事会の業務基準等に関する規程」第 6 条の規定に基づき理事のうちから学務、総務、人事、労務、広報、財務、病院、施設・管財担当理事を置き、各担当業務を執行し、それらの業務について適宜理事会に報告を行っている。

各学部・富士吉田教育部及び各研究科には教授会が設置され、学長が学校教育法第 93 条 2 項の項目について決定するにあたり、教授会は意見を述べることとなっている。また、学校教育法第 93 条 3 項の項目で学長が教授会に意見を求めることが必要と判断した場合、教授会の意見を聴いている。

全学的な重要事項（教育の基本問題や重要問題等）に関しては「学部長会」、全学的な連絡協議事項に関しては「学務委員会」、教育の充実・向上及び改革推進に関しては「統括教育推進室会議」を設置している。更に、法人部門と教学部門との連携を図るため「学務担当理事協議会」を設置している。

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

事務組織は、理事会の下に位置し、業務の合理的・効率的運営を図ることを目的として「事務組織規程」を定めている。法人の運営に携わる部門として総務部・人事部・財務部・施設部、大学において学生教育を支援する部門として学事部、医学部及び歯学部附属病院

には病院事務部門を設置している。また、事務局内に、各統括部門を設置し、職域を超えて幅広く教育・研究・診療活動の支援等を行うことができる組織としている。更に、業務の執行に関する連絡調整、理事会及び担当理事から意見を求められた事項あるいは事務局長からの諮問事項を協議するため、部課長会等の各部会を設置している。

職務については「職務分掌基準表」において分掌内容を明示している。各部門には、部長と各役割に応じた課長・係長の配置が定められており、配置人数についても「事務組織規程」に付随する「事務局組織」で明示しているとおり適切に配置している。

教学に関する事務組織である学事部は、学事部長のもと、学務課、大学院課、学事課、入学支援課、学生課、長津田校舎事務課、富士吉田校舎事務課、看護専門学校事務課を配置している。学務課では医歯薬学部 2～6 年次のカリキュラム編成や成績管理等に関する業務、大学院課では医歯薬学研究科のカリキュラム編成や成績管理・学位授与等に関する業務、学事課では教育推進・国際交流・学事関連行事等に関する業務、入学支援課では学生募集や入学試験等に関する業務、学生課では学生の課外活動・奨学金・生活面等に関する業務、長津田校舎事務課では保健医療学部 2～4 年次に係る学事全般の業務、富士吉田校舎事務課では全学部 1 年次に係る学事全般の業務、看護専門学校事務課では専門学校生に係る学事全般の業務を遂行している。

4-1-②で記述している学部長会・教育委員会・教授会の他、カリキュラム検討に関する会議や学生生活に関する会議等に事務職員も出席及び陪席し教員や学生との連携を図ることにより、教職協働の体制を構築している。

#### 【エビデンス・資料編】

【資料 4-1-1】 昭和大学学則

【資料 4-1-2】 寄附行為

【資料 4-1-3】 法人組織図

【資料 4-1-4】 昭和大学副学長に関する規程

【資料 4-1-5】 事務組織規程

【資料 4-1-6】 事務組織図

【資料 4-1-7】 事務局組織

【資料 4-1-8】 事務職務分掌基準表

【資料 4-1-9】 事務局配置表

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

##### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長のガバナンス（リーダーシップ）のもと、医療系総合大学の強みを活かした教学運営の活性化のため、引き続き体制を強化していく。

##### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

副学長による学長補佐体制をとっていく。また、法人・教学・病院の連携を図っていく。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職務分掌に基づき職員を配置し、円滑な業務を進めるとともに、SD(Staff Development)やFDへの積極的な参加により、事務職員の資質向上に努める。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

###### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、「知識や技能の修得だけでなく、生命の追究に必要な人間性、独創性を培うことのできる全人教育」という教育理念を実施するために、各学部の教授、准教授、講師、助教の専任教育職員は、大学設置基準の基準数以上を確保し配置している。研究科においては、大学院修了者を中心に専門能力の高い人材を確保し、教授、准教授、講師、助教を選定し、専門の学科及び実習の教育に当たっている。

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

昭和大学統括教育推進室が中心となり、医・歯・薬・保健医療学部合同のワークショップとして、平成22(2010)年度から継続して毎年「昭和大学教育者のためのワークショップ」を行っている。また、各学部では学部に特化した内容のアドバンスワークショップを毎年同時開催し、喫緊の教育に関するプロダクトを作成している。これらワークショップには4学部の教育職員が参加している。これは、全学部の教育職員で討議することで、医系総合大学の教育職員としての能力開発を行っている。

医学部では、令和2(2020)年度からの新カリキュラム導入に際し、カリフォルニア大学サンフランシスコ校(UCSF)と医学教育シンポジウムを開催し、学年の進行に合わせたカリキュラムの構築に活用している。

歯学部では、「卒業試験作問ワークショップ」を年に1回開催し、教育職員が良質で適切な難易度の試験問題を出題する能力向上を推進している。また、毎年、国家試験問題の難易度や出題傾向等を解析し、教育職員の試験問題作成能力の向上に役立てている。

薬学部では、新任の教育職員を対象に昭和大学と薬学部の教育研究の目的及び特長について理解を深めるための「薬学部新入教育職員オリエンテーション」をワークショップ形式で開催している。また、薬学部の教育職員を対象としたFDとして、「聴覚障害」「視覚障害」「日本語表現」などをテーマとした講習会も開催している。

保健医療学部では、遠隔授業導入に向けた教授内容・方法・評価のあり方に関するFDを実施し、効果的な遠隔授業の実施に向けて取り組んでいる。特に、臨床教員(看護)に対しては、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた臨床実習のあり方のワークショッ

プを行い、実習到達目標の精選、学内演習等による補習の検討を行い、効果的な臨床実習の実施に向けて取り組んでいる。

富士吉田教育部では、シラバス作成ワークショップ、学生教育委員とのワークショップなど学生教育に必要なカリキュラムプランニング、教育改善のためのワークショップを定期的に行っている。また、カリキュラムの改変等、比較的短期間の周期で必要な対応のためのワークショップも実施し、教育職員の職能開発とともに教育の質の向上のためのFDとして実施している。

#### 【エビデンス・資料編】

【資料 4-2-1】昭和大学教育者のためのワークショップ報告書

【資料 4-2-2】ビギナーズおよびアドバンストワークショップの資料

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

「昭和大学教育職員選任規程」に基づき、各学部・大学院各研究科及び富士吉田教育部の専任教育職員の採用又は昇任に係る選考基準並びに資格審査を厳格に行い、教育職員の適切な確保・配置に努めていく。

##### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育職員の資質・能力向上のために、「昭和大学教育者のためのワークショップ」及び各学部・研究科で実施しているワークショップやFDを継続して実施し、教育の質の向上に努める。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための「SD研修」の機会を設けている。「SD研修」の対象者は、職種・職位に関わらず、全職員を対象としている。

毎年、SD委員会において、年間の研修計画を立て全職員に受講を義務付けている。「SD研修」は対面研修のほかeラーニングシステムによる受講も可能としている。

事務職員においては、階層別研修、ワークショップ、外部のeラーニングコンテンツを利用した研修等を実施している。

【エビデンス・資料編】

【資料 4-3-1】 スタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針

【資料 4-3-2】 昭和大学スタッフ・ディベロップメントに関する規程

【資料 4-3-3】 SD 委員会議事録

【資料 4-3-4】 SD 活動計画

【資料 4-3-5】 SD 活動報告

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

**4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

「SD 研修」の受講者数をさらに増加させるために多様な研修内容とし、開催方法もオンラインでの受講等も実施するなど、e ラーニングシステムによる受講ができるように研修コンテンツを充実させるための方策を検討する。

**4-4. 研究支援**

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

**4-4-③ 研究活動への資源の配分**

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

本学の研究活動実施を積極的に支援する組織として、令和元(2019)年 4 月に統括研究推進センターを設置した。

当センターは研究推進部門・臨床研究支援部門・創造研究支援部門・研究支援事務部門の 4 つの部門からなり、研究諸活動に関する企画、情報収集、調査、戦略策定、利益相反、知的財産、臨床研究、研究倫理、研究費の管理等の研究に係るすべての面において、適切な運営が行われるよう、研究推進に関するすべての業務を行っている。各附属病院には、臨床研究支援センター・支援室を設置し、統括研究推進センターと連携し研究者支援を行っている。また、令和 2(2020)年度臨床研究支援部門に設置したデータ管理室において研究データの管理保管（データマネジメント）及び研究データの質の管理（モニタリング）、統計解析を行い、本学における研究データの質の担保及び研究支援を行っている。

研究環境の整備においては、本学における各学部・研究科等に共通する学術研究の充実・向上を期するため、附置施設として遺伝子組換え実験室、電子顕微鏡室、動物実験施設、分子分析センター、臨床医学共同研究室を共同研究施設として設置している。

研究費の不正防止に関して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究費の不正使用を防止する取り組みに関する基本的な考え方を「昭和大学公的研究費不正使用に関する基本方針」として定め、毎年内部監査を実施する等、研究費の適正

な運営及び管理体制の徹底を図っている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、学術研究倫理に関して、「学校法人昭和大学生命倫理憲章」を制定し、これを幹として、「学校法人昭和大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」「昭和大学における人を対象とする研究等に関する倫理委員会規程」「ヒトゲノム・遺伝子解析倫理審査委員会内規」「昭和大学利益相反規程」を定め、各委員会を組織し、厳正に研究実施計画書等について審査を行い、研究実施における倫理意識の向上に努めている。

更には、研究活動における行動規範において、科学研究に伴う倫理的責任を果たすために、研究倫理の修得に努めなければならないと定めている。全職員・大学院生を対象としたコンプライアンス講習会並びに一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)提供の研究倫理教育 eラーニング eAPLIN の受講を義務化、受講状況の管理を行っている。また、公正な研究活動を目指して、学長からのトップメッセージをホームページに掲載する等、研究倫理の高揚に努めている。なお、臨床研究のなかで、医薬品や医療機器等の製造販売承認申請を目的とする治験の審査は、「昭和大学病院及び各附属病院・クリニック臨床研究取扱規程」に基づき、附属病院に組織されている臨床試験審査委員会が審査している。

倫理委員会ホームページには、研究者等が、申請に際し、自分の研究に必要な申請様式の認識を容易にするため、フローの掲載等を行い、研究者負担の軽減に努めている。

動物を対象とした研究の実施計画は、「昭和大学動物実験規程」「昭和大学動物実験実施指針」に基づき、動物実験委員会が科学的及び動物愛護の観点から審査している。動物実験委員会は、動物実験に関する自己点検・評価を毎年実施し、その結果を Web 上に公開している。平成 29(2017)年 11 月には、公益社団法人日本実験動物学会による動物実験に関する外部検証を受け、良好な管理体制のもとで動物実験が実施されていると評価された。

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に則り、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者に対する教育訓練を実施している。初めて動物実験に取り組む研究者を対象とした動物実験実施者研修会、既に動物実験に取り組んでいる研究者を対象とした動物実験実施者説明会を、それぞれ年に 1 回開催している。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

「昭和大学大学院リサーチアシスタント規程」において、本学大学院に在籍する大学院生を、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力を育成するための研究補助として雇用を可能とすることを定めている。さらには、「昭和大学ポストドクター規程」に基づき、大学院博士課程を修了し、博士の学位を取得した者で、研究補助者として一定の職務を分担し、研究に従事する者をポストドクターとして採用する体制を整えている。

研究資金として、講座・部門・診療科等に対し講座研究費及び研究旅費を支給している。また、各学部、研究科等に共通する研究の充実を目指した共同研究施設に対し、この設備機器の購入及び維持費を予算化し管理している。これを共同研究推進会議及び共同研究施設会議、研究費予算委員会で審議している。

昭和大学奨学・研究奨励基金において、学術研究の将来を担う活力のある若手研究者を

育成するため、「学術研究奨励金給付規程」に基づき助成を行っている。

研究活動資金支援として、全研究者を対象とする学内研究費、研究旅費の支給、科学研究助成事業(日本学術振興会)の応募結果に応じた研究準備資金の支給制度、研究会の世話人等を担った場合に開催資金を補助する研究会等開催補助金支給制度等により支援を行っている。

【エビデンス・資料編】

- 【資料 4-4-1】 昭和大学研究活動における行動規範
- 【資料 4-4-2】 昭和大学研究費に関する管理規程
- 【資料 4-4-3】 昭和大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 【資料 4-4-4】 昭和大学研究活動における不正防止規程
- 【資料 4-4-5】 研究費不正使用による取引停止取扱規程
- 【資料 4-4-6】 学校法人昭和大学内部監査規程
- 【資料 4-4-7】 学校法人昭和大学における公益通報者の保護に関する規程
- 【資料 4-4-8】 昭和大学研究活動規範マネジメント委員会規則
- 【資料 4-4-9】 経理規程
- 【資料 4-4-10】 学校法人昭和大学生命倫理憲章
- 【資料 4-4-11】 学校法人昭和大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程
- 【資料 4-4-12】 昭和大学における人を対象とする研究等に関する倫理委員会規程
- 【資料 4-4-13】 学校法人昭和大学認定臨床研究審査委員会規程
- 【資料 4-4-14】 ヒトゲノム・遺伝子解析倫理審査委員会内規
- 【資料 4-4-15】 学長トップメッセージ「公正な研究諸活動の促進を目指して」
- 【資料 4-4-16】 昭和大学病院及び各附属病院・クリニック臨床研究取扱規程
- 【資料 4-4-17】 昭和大学利益相反規程
- 【資料 4-4-18】 昭和大学動物実験規程
- 【資料 4-4-19】 昭和大学動物実験実施指針
- 【資料 4-4-20】 昭和大学大学院リサーチアシスタント規程
- 【資料 4-4-21】 昭和大学ポストドクター規程
- 【資料 4-4-22】 ポストドクター規程取扱内規
- 【資料 4-4-23】 学術研究奨励金給付規程
- 【資料 4-4-24】 研究会等開催補助金支給内規
- 【資料 4-4-25】 共同研究施設規程
- 【資料 4-4-26】 共同研究促進会議規程
- 【資料 4-4-27】 昭和大学における競争的資金等の間接経費に関する取扱規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

共通する研究を充実するため、共同研究施設、講座や学部で保有している設備・備品の一元管理を強化し、学内で共有化を図ることで大学の保有する資源がより有効に活用されるよう、研究環境構築体制を整える。

令和 2(2020)年度に設置したデータ管理室において研究データの管理保管(データマネ

ジメント)及び研究データの質の管理(モニタリング)、統計解析を行い、本学における研究データの質の担保及び研究支援を行う。

研究環境に関するアンケート調査の結果を踏まえ、研究者がより活発に研究活動が行える体制及び環境について、統括研究推進センター委員会にて検討を行う。倫理委員会への新規審査において、現在は書面での受付であるため、電子システムの導入を検討し、申請者の書類作成の負担を軽減すべく、より早期に臨床研究が開始される体制を整える。

#### **【基準4の自己評価】**

医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の4学部を有する本学では、学長を補佐する者として、教育面を重点的に補佐する学部長と、研究面を補佐する研究科長を分離専任し、配置することで、教育・研究の展開を徹底している。また、研究支援においては、学長のリーダーシップのもと、研究科長を中心に、適正、活発な研究が展開される環境を整えている。

本学では、学術研究を円滑に推進するため、統括研究推進センターを設置し、研究諸活動に関する企画、情報収集、調査、戦略策定、利益相反、知的財産、臨床研究、研究倫理等の研究に係るすべての面において、的確に運営が行われるよう関連規程を定め、それに基づき、委員会等を組織し、質・体制を確保し、研究活動を促進している。また、ホームページ上に【研究】「昭和大学研究費・研究活動の不正防止に関する取組みについて」を掲載し、上記関連規程等を網羅し、研究に関する透明性を強化、周知徹底を行っている。なお、この中には、公益通報者の保護に関する条項も掲げ、より風通しの良い研究活動実施環境の構築を確保している。

研究活動資金支援にも注力しており、全研究者を対象とする学内研究費、研究旅費の支給にとどまらず、科学研究助成事業(日本学術振興会)の応募結果に応じた研究準備資金の支給制度や、研究会の世話人等を担った場合に、その開催資金を補助する研究会等開催補助金支給内規を定めており、特に若手研究者の研究活動の意欲向上につながっている。

データ管理室を設置したことにより、より適正な研究の進捗管理が可能な体制を整えた。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

寄附行為には、役員及び理事会、評議員会に関する事項、資産及び会計に関する事項等、組織運営に関する基本事項を規定しており、これに従って適正に経営を行っている。

理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付け、「学校法人昭和大学寄附行為施行細則」「理事会運営規程」「理事会の業務基準等に関する規程」に基づき事業を執行している。

また、「理事会内設置委員会」として位置付けられる活性化推進委員会では、法人・大学・病院の各部門における課題解決等を目的としたプロジェクトを設置し、答申された改善策等を経営・管理・運用に反映している。

本法人の健全な経営と発展、教育研究機能の向上のため、監事を置いている。

監事は「監事の職務基準等に関する規程」に基づき理事会に出席して意見を述べる権限を有し、評議員会で監査実施報告を行う職務を担っている。

監事による監査のほか、「昭和大学内部監査規程」に規定する業務監査、財務監査を定期的、臨時的に実施しており、本法人が委託する独立監査人（監査法人）及び内部監査室との連携・協力による適切な監査が実施されている。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

「昭和大学学則」において、本学の目的及び使命として「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、一般教育並びに医学、歯学、薬学、看護学、理学療法学、作業療法学に関する最高最新の学術を授け、併せてその奥義を極めることを目的とし、これによって高い教養と健全な良識と優秀な技能とを兼ね備え、もって社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を養成することを使命とする」と定めている。この使命・目的を実現するため、組織全体の日々の業務が成り立っている。

日々の業務とは別に、組織の発展のため、継続的な改善行動を実行している。継続的な改善行動の代表例として、法人・大学活性化推進プロジェクト、病院活性化推進プロジェクトがある。

(法人・大学活性化推進プロジェクト、病院活性化推進プロジェクトについて)

平成 19(2007)年度より、法人・大学活性化推進委員会、病院活性化推進委員会にプロジェクトを設置し、喫緊の課題の解決やさらなる魅力づくり等、組織全体の発展につながる取組みを行っている。

プロジェクトのテーマや主旨、答申及び答申に基づく実行策は、理事会にて審議し、承

認められることにより実行力を得る仕組みとしている。このことにより、プロジェクトの取組みが組織全体の方針に基づいて実行されることを担保している。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### (環境保全)

環境保全への配慮として、「昭和大学省エネルギー推進委員会規程」に基づき、適正な環境安全管理運営に努めている。具体的にはクールビズの実施、夏期の電力削減対策、熱源機器を重油からガス、電気に変更することで CO2 削減へ対応している。また、照明器具の LED 化や人感センサー設置等により省エネルギーの推進を図っている。

さらに、ごみ・資源・廃棄物等の分別を徹底し、リサイクルの推進にも努めている。

#### (人権)

人権への配慮として、平成 18(2006)年に法人に人権啓発推進委員会、次いで、平成 19(2007)年には学内全施設に人権啓発推進委員会を設置、総務部に人権啓発専従の事務員を配置し、平成 20(2008)年には人事部に人権啓発推進室を設置した。その後、人権啓発推進課として、人権啓発推進及びハラスメント防止等の講習会を全学的に実施、人権侵害・ハラスメント被害等に関する相談窓口を設け、被害者救済等の対応を行っている。更に、各キャンパス・附属施設に相談員を配置し、人権啓発推進課とともに対応を行っている。

また、セクシュアル・ハラスメントに留まらず全ての人権侵害・ハラスメントに対応すべく、「人権侵害・ハラスメント防止に関するガイドライン」を定め、人権侵害・ハラスメントの定義、適用対象・範囲、組織対象を明らかにし、問題解決、救済・環境改善、制裁措置、プライバシー保護、不利益取り扱い禁止等及び人権侵害・ハラスメント予防・防止のための啓発活動を行っている。

併せて、学内へ人権啓発推進体制を周知するため、広報紙や人権啓発標語の募集・表彰等、様々な広報・啓発活動も実施している。

人権への配慮として、これまでの様々な取組みを踏まえつつ、令和 3(2021)年度においては、全学部及び全施設職員を対象に毎年実施している人権啓発講習会について、令和 2(2020)年度より実施している e ラーニング形式を従前の対面集合形式と併用したハイブリッド講習として実施を計画している。それぞれの形式の特性を活かしながら、より人権侵害・ハラスメント防止に向けた理解を深め、人権啓発の推進を図る。

また、令和 2(2020)年に改正施行されたハラスメント関連法への正しい理解と行動をより推進するため、「就業規則」及び「人権侵害・ハラスメント防止に関するガイドライン」の再改定及びその周知浸透のための学内広報活動を継続的に実施する。

併せて、コロナ禍の影響により令和 2(2020)年度は実施を見送った人権啓発イベント「ヒューマンライツ・トークショー」についても早期に企画・立案し、学内に留まらず地域住民の方々も対象とした幅広い本学の人権啓発活動として内外に発信していく。

#### (安全への配慮)

危機として、自然災害（地震、風水害等）、重大事故（火災や爆発等）、重大事件（職員や学生による不祥事、個人情報漏洩等）、感染症対策等を想定し、危機管理体制を整備して

いる。

理事長を最高責任者とし、学長、学務担当理事、総務担当理事、人事担当理事、労務担当理事、広報担当理事、財務担当理事、総括病院担当理事、施設・管財担当理事が各所管業務に基づき、各所管部署へ指示・命令することにより危機に対応する体制としている。

この体制により、学内外への対応は適切に行われている。

防災訓練は、消防関係者からの講義及び訓練を通して、一人ひとりが事故防止、防災知識及び意識の向上に努めることを目的として、例年5月に行っている。

避難訓練は、東日本大震災における甚大な被害状況を踏まえ、大規模災害を想定して例年11月に行っている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人昭和大学寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人昭和大学令和2年度～6年度中期計画書（改訂）

【資料 5-1-3】 学校法人昭和大学内部監査規程

【資料 5-1-4】 昭和大学学長の選任等に関する規程

【資料 5-1-5】 理事協議会

【資料 5-1-6】 理事会内設置委員会、各種委員会

【資料 5-1-7】 法人・大学活性化推進委員会（プロジェクト一覧）

【資料 5-1-8】 病院活性化推進委員会（プロジェクト一覧）

【資料 5-1-9】 監事の職務基準等に関する規程

【資料 5-1-10】 監事監査報告書

【資料 5-1-11】 内部監査報告書

【資料 5-1-12】 昭和大学学則

【資料 5-1-13】 省エネ推進委員会規程

【資料 5-1-14】 クールビズポスター

【資料 5-1-15】 学校法人昭和大学就業規則

【資料 5-1-16】 人権侵害・ハラスメント防止に関するガイドライン

【資料 5-1-17】 人権啓発推進委員会規程

【資料 5-1-18】 人権啓発講習会コンテンツ（管理者層・管理者層外）

【資料 5-1-19】 人権啓発講習会実施状況（令和2(2020)年：E-ラーニング形式）

【資料 5-1-20】 人権啓発広報紙「ヒューマン・ライツ」

【資料 5-1-21】 ハラスメント防止ポスター

【資料 5-1-22】 人権啓発標語優秀作品ポスター

【資料 5-1-23】 人権侵害・ハラスメント相談窓口周知ポスター

【資料 5-1-24】 ヒューマンライツ・トークショー案内（前回：令和元(2019)年10月開催分）

【資料 5-1-25】 令和3年度理事業務分担

【資料 5-1-26】 危機管理規程

【資料 5-1-27】 災害対策規則

【資料 5-1-28】 防災訓練プログラム

【資料 5-1-29】 避難訓練実施要項

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

**5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

引き続き、理事会の機能の強化を図り、機能的な業務執行体制の充実に努めていく。

**5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

法人・大学活性化推進プロジェクト、病院活性化推進プロジェクトを継続し、組織運営上の課題の解決や社会情勢の変化に迅速に対応する。

**5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

危機が生じた際の指示・命令系統を組織内で共有化することを図り、危機管理体制が適切に機能することに努めていく。

**5-2. 理事会の機能**

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

理事会は、13 人の理事で構成されている。構成員に学外理事 2 人を含み、社会の変化やニーズを踏まえて意思決定できる体制となっている。

理事会は月に 1 回の定例開催に加え、必要に応じて臨時で開催しており、令和 2(2020)年度の理事 13 人の出席率は平均 97%となっている。欠席者には表決書の提出を求め、書面を以てあらかじめ意思を示した者は出席とみなす運用としている。

理事会の下には、「理事協議会」「理事会内設置委員会」「各種委員会」が設置され、理事会の業務が機能的かつ適切に遂行されており、本学の業務執行が円滑に行われている。

理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則の定めに沿って厳正に行われている。

事業計画は、理事会にて内容を審議し、評議員会の意見を聴いたうえであらためて理事会にて審議して承認する手続きとしている。事業計画は当年度内に実行し、実行した結果は事業報告として集約のうえ、次年度 5 月の理事会での審議を経て、同月の評議員会へ報告している。

**【エビデンス集・資料編】**

**【資料 5-2-1】** 学校法人昭和大学役員名簿

**【資料 5-2-2】** 令和 3 年度事業計画

**【資料 5-2-3】** 令和 2 年度事業報告

**【資料 5-2-4】** 理事会出席状況

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

理事会は「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」機関であることから、引き続き、多様なステークホルダーの存在や社会の変化、社会のニーズを踏まえてすみやかに意思決定を行い、各担当理事のすみやかな職務執行につなげる。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

（法人及び大学の意思疎通と連携）

法人の管理運営機関として、理事会がある。理事会は13人の理事で構成されている。理事には、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、保健医療学部長が含まれている。

大学の管理運営機関として、学部長会がある。学部長会の構成員には、理事長、副理事長、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、保健医療学部長、富士吉田教育部長、医学研究科長、歯学研究科長、薬学研究科長、保健医療学研究科長、看護専門学校長が含まれている。理事長、副理事長、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、保健医療学部長が理事会と学部長会のいずれにも参加していることから、意思決定において、法人及び大学の意思疎通と連携は適切に実行できている。

また、理事会の下には「理事協議会」「理事会内設置委員会」「各種委員会」を設置しており、法人及び大学、病院の相互に関係する課題の解決等について協議している。この体制が、法人及び大学、病院の意思疎通と連携を支えている。

（理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備）

組織の意思決定は、学内規則に従って審議・調整を行い、理事会が最終判断を行う運用としている。学内規則の制定及び改正、廃止についても、組織の意思決定に関わる重要な規則は、理事会が最終判断を行っている。

理事長の業務基準は、寄附行為において「法人を代表し、経営に関する総括者として学内諸機関全般の円滑な運営を図り、所定の業務を遂行することによって、教育・研究・診療の向上を図ることを基本的業務とする」ことを規定している。

理事長のリーダーシップを補佐する体制として、副理事長及び学務、総務、財務、病院等の担当理事を置いている。

担当理事の業務基準は、理事会の業務基準等に関する規程において「その担当業務に関する責任者として、所管業務の方針及び計画を検討するとともに、担当部署に対し、業務に関する適切な指導、指示等業務執行を行い、もって理事長を補佐する。」ことを定めている。

(教職員の提案などをくみ上げる仕組み)

教職員の提案などをくみ上げる取組みとして、至誠塾を開いている。

至誠塾は、本学の継続的な発展を期し、これを担う職員を育成するため、平成 21(2009)年度に開塾した。教育職員や看護師、事務職員等から塾生を募り、理事長や学長等が講師として本学の歴史や関連法規、経営指標の見方等を教授し、大学運営に必要な学習を行っている。また、塾生に研究課題の発表の機会を与えており、組織の発展に寄与することを目的として、各塾生が独自の観点でテーマを定め、課題の解決や新たな取組みの実行等を提案している。

また、経営のトップである理事長による「経営方針説明会」を各施設において開催し、経営方針だけでなく、大学や病院を取り巻く環境の変化、経営状況等についても報告がなされ、経営組織と職員との情報共有・情報交換の場を設けている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(法人及び大学の相互チェック体制)

法人の管理運営機関として、理事会がある。理事会は 13 人の理事で構成されている。理事には、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、保健医療学部長が含まれている。大学の管理運営機関として、学部長会がある。学部長会の構成員には、理事長、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、保健医療学部長が含まれている。

理事長、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、保健医療学部長が理事会と学部長会のいずれにも参加していることから、法人及び大学の相互チェックは適切に機能している。

法人の管理運営体制に関しては、理事会の下に協議機関として理事会運営理事協議会、総括担当理事協議会、学務担当理事協議会、病院担当理事協議会、総務担当理事協議会、財務担当理事協議会、人事・労務担当理事協議会、施設・管財担当理事協議会を設置し、各担当理事により理事長を補佐し、相互によるチェック体制が整備されている。

(監事の選任)

監事の選任は寄附行為に基づき適切に行っている。

監事の職務は寄附行為に定めており、職務のなかには「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」を定めている。

監事は、理事会及び評議員会において監査報告書に関する事項のほか、業務状況や財産状況、理事の業務執行状況等について質問や意見を出している。また、監事は理事会及び評議員会に出席しており、令和 2(2020)年度の理事会への出席率は平均 95%、評議員会への出席率は平均 83%となっている。

(評議員の選任及び評議員会の運営)

評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行っている。

評議員会は理事会の諮問機関として、寄附行為に基づき、予算及び事業計画、借入金、寄附行為の変更等について協議している。

評議員会は寄附行為に基づき毎年 3 月及び 5 月、又は理事長が必要と認めたときに開催し

ており、令和 2(2020)年度の出席率は平均 96%となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人昭和大学寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人昭和大学役員名簿

【資料 5-3-3】 令和 3 年度理事業務分担

【資料 5-3-4】 令和 2 年度至誠塾研究テーマ

【資料 5-3-5】 理事会の業務基準等に関する規程

【資料 5-3-6】 学校法人昭和大学寄附行為

【資料 5-3-7】 学部長会規程

【資料 5-3-8】 理事会出席状況

【資料 5-3-9】 評議員会出席状況

【資料 5-3-10】 監事監査報告書

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

理事長によるリーダーシップを補佐するため、副理事長及び各担当理事を配置する体制を維持し、法人及び大学の各管理運営機関の円滑な意思決定を継続する。

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

監事の監査機能の充実を目的として、常勤の監事を置くことや理事長等から監事に対して定期的に業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務組織を充実すること等の実施について検討する。

**5-4. 財務基盤と収支**

**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

**5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

本学では、優れた医療人の育成のため、創設者が唱えた建学の精神である「至誠一貫」の体現に向け、毎年、理事長が法人の資金計画・長期事業活動収支計画を理事会に報告し、適正な財務運営を踏まえた事業計画を策定し、財務の安定化に努めている。私立学校を取り巻く環境が著しく変化する中、将来に向けての財務基盤の安定を図るべく、法人・大学、病院活性化推進委員会のもと各プロジェクトを発足させ、大学の評価向上、収入の増強策、経費削減等のために、あらゆる業務の見直しによる効率化や改善を継続して進めている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の主な収入は令和 2(2020)年度決算で、事業活動収入の 7.3%を占める学生生徒等納付金、75.5%の医療収入、12.9%の補助金等で構成されている。事業活動収入から事業活動支出を引いた基本金組入前当年度収支差額は 103 億 7,131 万円の収入超過となった。過年度の推移をみると平成 30(2018)年度では 22 億 4,151 万円、令和元(2019)年度では 54 億 3,027 万円の収入超過であり、安定した水準を維持している。

総資産から総負債を引いた正味財産は令和 2(2020)年度で前年度より 103 億円増の 1,823 億円である。また、基本金から繰越消費収支差額を引いた自己資金は 1,823 億円であり、自己資本比率は前年度より 1.7%増の 80.1%である。このことから着実に内部留保ができて安定した財務基盤が確立できている。

教育研究のレベルを維持・向上させるためには、各種補助金や受託・寄附研究費等外部資金の獲得が不可欠である。競争的外部資金の獲得のため、統括研究推進センターにおいて獲得策を講じ、令和 2(2020)年度は「私立大学等経常費補助金」59 億 3,070 万円（昨年度比 2 億 1,200 万円増、交付順位全国 5 位）、文部科学省の「科学研究費助成事業」は間接経費を含め 4 億 9,200 万円（357 件）の交付等を受けており、本学の財務基盤は、教育研究目的を達成するための必要な経費が確保され、収支のバランスを確保している。

#### 【エビデンス資料】

【資料 5-4-1】資金計画・長期事業活動収支計画

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

富士吉田校舎、学生寮の整備、藤が丘病院の再整備については完成年度までの資金計画を策定し実施している。今後は病院を含む各施設、部署より 1,000 万円以上の支出を伴う施設設備整備計画について、5 年先までの更新計画を提出し優先度に応じて予算計上すべく体制整備を進めている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の主な収入は現状説明で述べたとおり、事業活動収入の大半を医療収入が占めており、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症の拡大のような医療収入が大幅に減額となる事案が発生すると大学経営に大きな影響を与える。そのため、医療収入に頼らない外部資金の獲得を積極的に行うべく、令和元(2019)年度に統括研究推進センターを新設し、産学連携や特許取得を行い、ライセンス料等の収入増を目指している。また大学を挙げて受託研究費、寄附金、補助金を含む外部資金の積極的な獲得策をとっている。

本学の永続的な存続のため、校舎・病院等の老朽化した建物の建て替えに必要な財源を継続的に積み立てる必要があり、平成 30(2018)年度より目的に応じた特定資産を複数新設し、全体の収支バランスを考慮しながら内部留保し、財務基盤の安定を図っている。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本学における会計は学校法人会計基準や本学の経理規程に則り、適正な会計処理を実施している。会計上や税務上で取扱に疑義が生じた場合には、監査法人の公認会計士や税務当局、顧問契約の税理士に適宜指導を受けて適切に業務を遂行している。

本学の会計単位は 16 部門からなり、大学財務部で法人・医学部・歯学部・薬学部・保健医療学部・看護専門学校と昭和大学病院、昭和大学病院附属東病院、昭和大学歯科病院、昭和大学歯科病院内科クリニックの 10 部門を担当し、6 病院（クリニック含む）と 2 研究所はそれぞれで担当している。また、平成 30(2018)年度より、リアルタイムで予算の執行状況を確認し、適切な予算執行管理を行えるよう発生源予算執行管理システムを導入している。毎月、大学財務部では法人全体の月次集計表を作成し、財務担当理事と理事長に報告している。なお資金状況については奇数月に開催される事務局の財務部会にて預金有高等を報告している。

財務担当理事を中心に予算編成の基本方針を検討し、策定している。その方針に基づき、各部署・部門において、費用対効果を十分に検証し、恒常的に発生する通常経費と新規分の特別経費を区別し、教育研究諸活動の内容・目的を明確にして予算原案を策定している。併せて、増収のための具体的方策を提出することになっている。予算査定後、学内の諸委員会の手続を経て学校法人会計基準に則って作成する予算案は、評議員会で意見を広聴し、理事会の議決を要する。予算執行時には有効的な判断のもと、さらに精緻し実施している。また、平成 29(2017)年度より予算額と決算の乖離が大きい場合や予算計上していなかった支出が発生した場合、補正予算を編成し予算の適正な執行に努めている。

決算は年度終了後、各会計単位より提出された決算書を取りまとめ、法人全体の決算書を作成している。作成された決算書は監査法人と監事の監査を経て、理事会の承認後、監査法人による最終監査を受けて、年度終了後 2 カ月以内に評議員会へ報告を行い、6 月末までに文部科学省へ提出している。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は公認会計士（日本公認会計士協会本部副会長が総括代表社員を務める新創監査法人）による監査と監事による監査を行っている。公認会計士による監査は年間約 35 日（令和 2 年度実績）で総勘定元帳を下に取引内容や振替伝票、会計帳簿、証憑書類及び理事会議事録・稟議書等の確認、内部統制の検証、備品、現金等を実査し、厳格な監査を行っている。また決算監査時に監事は公認会計士と面談を行い、公認会計士からの監査状況や決算報告及び意見交換を行っている。さらに監査法人では監査手続の一環として、学校法人全体の運営方針や運営状況及び資金計画・長期事業活動収支計画等について経営者とのデ

ィスカッションが義務付けられており、年 1 回理事長及び財務担当理事と面談を実施している。

監事は 3 人で理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人の業務状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を含めて、法人運営が適正に行われているか監査している。

監事監査終了後は「監事監査報告書」が提出され、理事会、評議員会に報告がなされている。

#### 【エビデンス集・資料編】

#### 【資料 5-5-1】 独立監査人の監査報告書

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

平成 30(2018)年度から導入した発生源予算執行管理システムにおいて、人件費を除く支出についてのみ運用されているため、収入予算の執行管理ができるようシステム開発を進めていく。

また、誤仕訳や省力化を行うべく、AI や RPA(Robotic Process Automation)の導入を検討する。平成 28(2016)年度より経理専門職制度を導入し、財務部で育成した人材を附属施設へ配置している。このような経理業務の集約化を行うことで会計処理を適正に行える体制づくりを進めていく。

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査法人、税理士法人、監事との連携を密にし、より充実した監査体制を構築していく。

#### 【基準 5 の自己評価】

「国民の健康に親身になって尽くせる優れた臨床医家を養成する」ことにより、建学以来受け継がれてきた「至誠一貫」の精神をこれまでも増して体現し、真心を持って国民一人ひとりの健康を守るために孜孜として尽力することが本法人の使命・目的である。この使命・目的を達成するため、関連法規及び寄附行為をはじめとする学内諸規程に基づき、法人・大学・病院の管理運営を行っている。

管理運営体制として、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関に位置付け、理事会を補佐する組織に理事協議会等を置いており、使命・目的を実現するための継続的な努力、理事会の機動的な意思決定、法人・大学・病院の意思疎通と連携及び相互チェックを実行できる仕組みとなっている。

財務基盤については教育研究目的を達成するための必要な経費が確保され、収支のバランスを維持しており、資金計画・長期事業活動収支計画に基づく適切な財務運営が確立されている。また、会計処理・監査に関する体制が整備され厳正に実施している。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」の基準は満たしているものと判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学学則第 3 条及び大学院学則第 2 条において、「前条の目的を達成するために、教育研究の活動状況について自主的に自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。

また、「自己点検・評価規程」に基づき昭和大学自己評価委員会を組織している。現在、「昭和大学自己評価委員会」は、学長を委員長とし、各学部長、富士吉田教育部長、各研究科長、昭和大学統括教育推進室長、各教育推進室長、昭和大学学生部長、事務局長、総務部長、人事部長、財務部長、学事部長、施設部長及び自己評価認証委員会委員長で構成され、多角的に確認するための組織を整備している。

また、大学で行われた自己点検・評価が妥当であるかを確認するために理事会内に「自己評価認証委員会」を設置している。

法人の業務等遂行状況の確認として、自主・自律的な業務全般における監査を定期的実施し、その結果に基づき助言・提言を行うことを目的とした「昭和大学内部監査室」を設置し、内部質保証の充実に取り組んでいる。また、内部監査室が行う監査計画は、監査室長が監事と意見交換したうえで策定され、また監査報告においても監事立ち合いのもと報告されている。

同様に監事も「学校法人昭和大学寄附行為」第 11 条の規程に基づき、本法人の業務執行状況及び財産の状況や健全な経営と発展、教育研究機能の向上を目指した教育研究や社会貢献の状況、学長の業務執行状況や大学内部の意思決定システムをはじめとする大学ガバナンス体制等、経営・運営全般にわたる監査を行っている。

組織として監査を行うだけでなく、本学構成員のコンプライアンスについては、「学校法人昭和大学就業規則」の第 22 条及び第 24 条で規定している。また、昭和大学の一員として意識を高めるためジュネーブ宣言と昭和大学の理念に基づいた「昭和大学宣言」を定めている。また、本法人における法令違反行為に関する通報及び相談の適正な処理に関する必要事項、公益通報者の保護と不正行為等の早期発見と是正を図ること、コンプライアンス運営強化に資することを目的として「学校法人昭和大学における公益通報者の保護に関する規程」を定め、通報窓口を設置している。

また、職員の人権啓発を目的とし SD 研修として、毎年階層別講習会を実施している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】昭和大学学則

【資料 6-1-2】昭和大学大学院学則

【資料 6-1-3】昭和大学自己点検・評価規程

- 【資料 6-1-4】 学校法人昭和大学内部監査規程
- 【資料 6-1-5】 学校法人昭和大学寄附行為
- 【資料 6-1-6】 監事の職務基準等に関する規程
- 【資料 6-1-7】 学校法人昭和大学就業規則
- 【資料 6-1-8】 昭和大学宣言カード
- 【資料 6-1-9】 学校法人昭和大学における公益通報者の保護に関する規程
- 【資料 6-1-10】 人権啓発講習会案内（学内情報共有基盤掲示板（全職員通知メール））

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学としての自己点検・評価体制や、監事や内部監査室による監査体制、職員のコンプライアンスや公益通報等による体制等により内部質保証のための組織整備、責任体制を確立しているが、それぞれの体制による活動の有効性がより高まるよう、体制及び活動の方法を検討、改善していく。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

##### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

###### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

###### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価活動は、平成 6(1994)年に、学部や附属病院ごとに実施されていた自己点検・評価を、全学的な取り組みとして体制を確立するとともに、自己点検・評価の活性化を目的として「自己評価委員会」を発足したことに始まる。昭和大学自己評価委員会の下、継続的に改善・改革状況が分かるよう独自の様式を用い、原則毎年度自己点検・自己評価報告書を作成している。

平成 14(2002)年度からは、大学公式ホームページに「自己点検・評価」として自己点検・自己評価報告書を公表している。

加えて、平成 20(2008)年度、平成 27(2015)年度、平成 29(2017)年度に（公財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価（以下、「評価機構」という。）を受審し、評価機構が定める大学基準に基づき認証を得ている。その受審に向け作成した「自己評価報告書」を大学公式ホームページに全文公表している。また、各学部における分野別認証評価の結果も大学公式ホームページに公開している。

##### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教育研究水準の向上に関するデータを収集し、その分析を行うことで教育・研究等の改善策の実行を促進することを目的として、昭和大学 IR 室を設置している。IR 室には、学長より推薦された IR 室長、医学部・歯学部・薬学部・保健医療学部、富士吉田教

育部教育推進室の教育職員から若干名、専任事務職員及び兼務事務職員若干名で構成されている。また、その IR 室の運営のため「IR 室運営委員会」が設置されている。「IR 室運営委員会」は、IR 室長を委員長とし、各学部長、富士吉田教育部長、各研究科長、各教育推進室長、総務部長、学事部長で構成され、教育評価かかる施策が機動的に対応できるよう組織を整備している。

IR 室長は、IR に関わる業務を統括する役割を担っている。

IR 室専任事務職員は大学評価コンソーシアムに参加し、他大学の状況など、広く情報を収集しており、また、文部科学省により大学教職員能力開発拠点として認定されている愛媛大学教育企画室主催の「IRer 養成講座 in 愛媛」に参加し、専門研修を修了した者が配置されている。

IR 室の調査分析事項としては、本学独自の学習支援制度である「修学支援制度」において、修学支援担当教員と修学支援学生との意識の一致を確認するためのマッチング調査を実施した。その結果として、学生が希望していた「不得意科目の担当教員への連絡」を円滑にできる仕組みを反映させ、「修学支援ガイドライン」の改訂を行った。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 令和 2 年度昭和大学自己点検・自己評価報告書

【資料 6-2-2】 大学公式ホームページ「自己点検・評価」

【資料 6-2-3】 昭和大学 IR 室規程

【資料 6-2-4】 IRer 養成講座修了証書

【資料 6-2-5】 IR 室運営委員会資料令和 2 年度 7 月・9 月資料

【資料 6-2-6】 修学支援制度ガイドライン

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

毎年度実施している自主的・自律的な自己点検・評価の実施については、法令改正等に照らし、適切に改善・改革を実施していく。その結果の共有については、今後も大学公式ホームページに掲載し学外に公表する。

##### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 室において行われた調査・データの収集によるデータベースの構築については、より充実させ、適切な個人情報管理の下、各教育職員が閲覧・利用するよう効果的な運用を検討していく。また、収集されたデータによって分析された結果の利用体制についても、より教育活動の充実に資するような方法を検討していく。

#### 6-3. 内部質保証の機能性

##### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

###### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

**【学部】**

各学部とも各種規定に基づき設置された会議体並びに各役職者・組織・部門間の連携により機能的に実践している。各学部・研究科の状況は以下のとおりである。

医学部では、Plan（計画）をカリキュラム検討委員会、Do（実施・実行）を教育委員会、Check（情報収集・点検）を IR 室、Act（評価・改善）をプログラム評価委員会が担当している。教育委員会、カリキュラム検討委員会、プログラム評価委員会には学生委員、学外・学部外の委員が構成員となっている。

歯学部では、個々のカリキュラムについて「教育点検委員会」が担当し、4 学部連携教育については、統括教育推進室会議において、他の 3 学部から客観的な評価を得ている。平成 30(2018)年度から、教育に関連するステークホルダーを含んで、「プログラム評価委員会」を設立した。歯学教育推進室会議と「プログラム評価委員会」が中心となり、教育プログラムを評価し、喫緊の課題から昭和大学教育者のためのワークショップ（アドバンスドコース）や教授会で検討するシステムを構築している。

薬学部では、令和元(2019)年度まではカリキュラム検討委員会が企画(P)、教育委員会がカリキュラムの実行(D)と評価(C)を行い、「昭和大学教育者のためのワークショップ（アドバンスト）」等で改善策を検討して教授総会で実行を決めてきた(A)。薬学教育推進室はこの PDCA サイクルが円滑にまわるようにサポートを行ってきた。また、三つのポリシーを起点とする内部質保証を推進し、PDCA サイクルの運営を担う組織として、薬学教育学講座に教育企画・評価学部門と教育実践学部門を令和 2(2020)年 9 月に設置し、講座の定員を 2 人から 6 人に増員した。令和 2(2020)年度後期から、PDCA サイクルのうち P・C を教育企画・評価学部門が担い、A・D を教育実践学部門が主導する。また、D は教育委員会を中心に全教育職員で取り組んでいる。

保健医療学部では、IR 室運営委員会等において、大学全体の教育の評価・改善に向けた取り組みを行っている。ここで得られた結果を、学部の改善策に活かし、学部の教育の改善・向上に努めている。

富士吉田教育部では、富士吉田教育部長、教育委員長、学生部長及び教育推進室長で構成する教授会等運営委員会が中心となって、教育カリキュラム、学生支援、全寮制教育運営、課外活動支援などについて協議・点検評価を行っている。その結果を教授総会、教育委員会、寮運営管理会議等で討議検討し、その改善に向けた取り組みをそれぞれの組織内でプロジェクトを立ち上げ対策の検討、実施を行っている。行った取り組みに関しては、それぞれの部署、委員会ですべて再度検討し、必要に応じて学生教育委員や代議員を交えた合同委員会等で点検・評価を行い、再度教授会等運営委員会あるいは教授総会等で検討、対策方針の決定を行っている。

**【研究科】**

「昭和大学大学院学則」及び「自己点検・評価規程」に則り、「昭和大学大学院学則」に定める教育研究上の目的を達成させるために、教育研究の活動状況の自己点検・自己評価

を行っている。その結果は、「自己評価認証委員会」の審議を受け、理事会の承認後に学内外に公表されている。学長は、理事会からの意見及びその他自己点検・評価の結果に基づき、特に改善が必要と認められるものについては、当該部局の長及び委員会組織の長にその改善の実施を求めることができる。

各研究科の課題については、各研究科運営委員会において、カリキュラム、教育内容、学位論文の質、学生の諸問題等について協議を行っている。協議した内容は研究科教授会の審議を経て学長の承認後に実施し、研究科運営委員会において点検・評価を行っている。

#### 【前回受審以降の特記事項】

平成 30(2018)年度、文部科学省から医学部入学者選抜における不適切な事項の指摘を受けた。

このことを受け設置した第三者委員会からの提言を踏まえ、学内で入学者選抜に関する見直しを図り、適切な入学者選抜に着手した。各試験の評価基準・配点基準並びに合否判定基準等については、各学部入試常任委員会及び 4 学部合同入試委員会で定期的に確認を行っている。また、新たに設置した大学全体の入学者選抜検証委員会により、入学者選抜試験の事後検証を行い、公平性・妥当性の確保・維持に努めている。

なお、これら一連の取り組みについては、第三者委員会において令和元(2018)年度入学者選抜の確認・検証がなされ、問題なく執り行われている旨の評価を受けている。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 入試常任委員会議事録

【資料 6-3-2】 入学者選抜検証委員会規則、議事録

#### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### 【学部】

PDCA サイクルの仕組みを更に強化するため、大学全体、各学部において、客観的な第三者評価等を活用するとともに、各教育推進室を中心に内部質保証のための改善に努めていく。

##### 【研究科】

各研究科内の課題については、「研究科運営委員会」で検討・評価し、改善策を構築している。今後は「大学院授業アンケート」「研究環境に関する職員及び学生満足度調査」に加えて、修了生へアンケート等を実施し、結果を検証・見直しできるように PDCA の評価(Check)を強化し、内部質保証の機能性の向上を図っていく。また、研究科共通の審議事項を検討する委員会(組織)を正式に設置し、大学院全体の PDCA サイクルの確立に努めていく。

#### 【前回受審以降の特記事項】

入学者選抜検証委員会での検証結果を基に、公平性・妥当性の確保・維持に努めていく。

**【基準 6 の自己評価】**

本学では各部署より自己点検・評価の状況をとりとまとめ、自己評価委員会及び自己評価認証委員会にて審議し、理事会にて承認している。また内部監査体制、職員のコンプライアンスの徹底を組織的に取り組んでいる。自己点検・評価については、毎年度実施し「自己点検・自己評価報告書」としてとりまとめ、大学公式ホームページに公開している。この点検・評価の状況を基に翌年点検・評価を行うことで継続的な PDCA サイクルを運用している。また、IR 室でも教育の質向上に資するための調査・分析を行っている。

各学部・各研究科による PDCA サイクルが円滑に回り、大学の PDCA サイクルとして確立しており、内部質保証が機能している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」の基準は満たしているものと判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 独自の教育体制

##### A-1. 学部連携チーム医療教育

##### A-1-① 昭和大学の教育理念に基づく体系的、段階的なチーム医療教育の実践

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「昭和大学の教育理念」、学則に規定する教育研究の目的に明記される「学部の枠を越えてともに学び、互いに理解し合え、協力できる人材を育成する」「医系総合大学の特徴を活かし、高い倫理性と教養、豊かな知識と優れた技能とを兼ね備えた医療人を育成するとともに、多職種連携を促進し、日々発展する生命科学と先進的な医療を探求する」に基づき、ディプロマ・ポリシーにも明記される「患者中心のチーム医療」の実現のため、全学的に体系的、段階的な学部の枠を越えた「学部連携」のオリジナルカリキュラムを実施している。

平成 27(2015)年度からは、文部科学省支援事業「昭和大学在宅チーム医療教育推進プロジェクト」により、在宅チーム医療を実践する医療人養成プログラムとして全国でも先駆的なモデルとなる全学年にわたる体系的、段階的な学部連携科目も加わった。

具体的なカリキュラムは、以下の通りである。

###### 【1 年次】

- ・地域医療入門\*（学部合同の高齢者へのインタビューと討議・発表、在宅高齢者の生活と疾患に関わるビデオを用いた小グループ学習（学部連携 TBL I）等）
- ・初年次体験実習（病院見学、福祉施設実習、救急処置実習等）
- ・アカデミックスキルズ（身近な生活や健康に関するシナリオを用いた学部連携 PBL チュートリアル）

###### 【医・歯・薬・保健医療学部 2 年次】

- ・在宅チーム医療と倫理 TBL II\*（在宅高齢者の生活と疾患に関わるビデオを用いた小グループ学習）

###### 【医・歯・薬学部 3 年次、保健医療学部 2 年次】

- ・臨床シナリオ・学部連携 PBL チュートリアル（臨床症例のサマリーとビデオを用いた小グループ学習）
- ・高齢者コミュニケーション演習\*（在宅高齢患者の模擬患者とのロールプレイ）
- ・在宅医療支援演習\*（在宅患者への多様な生活支援・医療ケア支援の実技演習）

###### 【医・歯・薬学部 4 年次、保健医療学部 3 年次】

- ・病棟実習シミュレーション・学部連携 PBL チュートリアル（模擬カルテ等の病棟で用いられる様々な臨床資料を用いた小グループ学習）
- ・在宅チーム医療と倫理 TBL III\*（在宅高齢者の生活と疾患・在宅医療に関わるビデオを

用いた小グループ学習)

【医・歯・薬学部 6 年次、保健医療学部 4 年次】

- ・学部連携病棟実習（病院で患者中心のチーム医療を実践。附属 7 病院の約 45 病棟で、学部合同グループ（約 120 グループ）がグループ毎の患者を担当）

【医・歯・薬学部 6 年次（選択科目）】

- ・学部連携地域医療実習（学部合同グループが在宅医療等の地域医療に参加）

※「昭和大学 在宅チーム医療教育推進プロジェクト」による新規科目

「昭和大学の教育理念」「教育研究の目的」を具現化する大学独自の教育として、病院、地域・在宅での「チーム医療学修」に全学を挙げて取り組み、上記のように全学年にわたる体系的、段階的な学部連携教育カリキュラムを構築し実施している。各学部の卒業時アンケート、卒業後アンケートの結果等から、本学の特徴的なチーム医療教育の学修効果と有用性を、卒業時及び卒業後の医療現場で自覚できているものと評価している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】昭和大学の教育の理念

【資料 A-1-2】初年次体験実習手引き

【資料 A-1-3】在宅チーム医療と倫理 TBLⅡ手引き

【資料 A-1-4】在宅医療支援演習手引き

【資料 A-1-5】高齢者コミュニケーション演習手引き

【資料 A-1-6】臨床シナリオ・学部連携 PBL チュートリアル手引き

【資料 A-1-7】学部連携病棟実習手引き

【資料 A-1-8】卒業時アンケート

【資料 A-1-9】卒業後アンケート

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

体系的、段階的な学部連携チーム医療学修の学修効果を評価し、学修方略をさらに改善するために、全学部合同の学部連携 PBL 委員会、学部連携実習委員会及び統括教育推進室会議で検討を進めている。PBL チュートリアルのシナリオ精選、ファシリテーター及び実習指導者の育成、初年次体験実習・学部連携病棟実習・学部連携地域医療実習の実施施設や運用スケジュールの改善等を毎年、継続的に実施する予定である。更に、学生の適切な評価を行うためにポートフォリオ等による評価方法の改善にも取り組んでいく。

具体例として、令和 3(2021)年度から、学部連携病棟実習及び学部連携地域医療実習の実施学年と実施施設を変更する（医・歯・薬学部 6 年次、保健医療学部 4 年次から、それぞれ 5 年次、3 年次へ変更）。

## A-2. 全寮制教育

A-2-① 集団生活を通じて学業に励み、人格を磨き、心身を鍛錬して有為な社会人となるための教育の場としての寮生活

### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における初年次全寮制教育は昭和 40(1965)年に始まり、当初は医学部男子学生のみが対象だった。現在は、4 学部 6 学科全ての学生を迎えて、約 600 人の規模で学習・生活を送る場となっている。本制度は、寮を単なる住居として提供するのではなく、教育の場として位置づけ、一部屋 4 人を基準として 4 学部の学生が同じ部屋で生活する。寮生活を通じて友情を育み、時には人間関係に困ったりすることで、集団生活のマナーや相手を慮る気持ち、コミュニケーション能力の向上等を目的として実施している。また、寮生活の中で学生相互が学修指導を行うことで、2 年次以降の専門学習に耐える学修能力の修得も重要な目的としている。このような学部を超えた友情の涵養やコミュニケーション能力の向上は、以後の医療人人生の中で極めて有益に作用している。平成 28(2016)年に富士吉田校舎開設 50 年を記念して卒業生に実施したアンケート(有効回答数 3,384 人、回収率 24%)では、約 7 割の卒業生が「寮生活を経験したことで集団生活のマナーを身につけることができた」、「相手を思いやる気持ちがよりできた」と捉え、「卒業後もその経験が役立っている」と回答している。令和元(2019)年に実施した退寮直前の在寮生を対象としたアンケートでは、約 9 割の学生が「寮生活を通じて、集団生活のマナーや相手、他者を思いやる気持ち等を修得できた」と答え、約 8 割の学生が「寮生活は医療人としての人間性を養う上で有用と思う」と答え、肯定的な意見が多数であった。

この寮生活の支援にあたっては、寮運営管理会議を最低でも月に 1 度開催し、寮担当教育職員、事務職員、寮監、栄養士で学生指導の情報を共有している。また、学生の代表である寮長、各学部代表代議員、体連部長（運動系部活動の統括代表学生）、文連部長（文化系部活動の統括代表学生）と寮運営管理会議メンバーが出席する合同委員会を開催し、学生生活全般に関する意見交換、情報共有を行っている。寮生活支援の方策としては、体育館の建設をはじめとする運動施設の充実、学生のグループ学修の支援、個人学修支援のための学修スペースの設置や施設の開放、富士吉田の豊かな自然に触れるための自然教育園の設置、新寮の建設など、生活施設の充実にも力を入れている。さらに、地域活性化と学生への教育的効果を目的に地域交流委員会を設置し活動している。

#### 【エビデンス集・資料編】

【資料 A-2-1】寮生手帳

【資料 A-2-2】指導担任一覧表

【資料 A-2-3】2019 年度全寮制教育に関するアンケート調査報告書

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域活性化と学生への教育的効果を目的に地域交流委員会を設置し活動してきたが、発展的解消を図り、地域貢献委員会としてさらに充実した活動を進めて行く。また、コロナ禍で重要性が求められるリモート学修への対応として、キャンパス内ネットワーク環境の

充実を図っていく。

### A-3. 指導担任制度の拡充

#### A-3-① 半世紀以上の実績を持つ指導担任制度をチーム医療教育の観点からの学部間連携に基づく制度に拡充し学生支援・学生指導により効果を挙げる

##### (1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生が充実した学生生活を送り勉学や諸活動に専念できるよう支援・指導するために設けられた、半世紀を超える歴史を有する指導担任制度がある。これは指導担任 1 人が数名の学生を受持ち、勉学や学生生活等の相談にのり、必要に応じて保護者への面談等を行うものであり、基本的には教員は自学部の学生を受け持ってきた。

全寮制で過ごす 1 年次については、当初より寮室単位で学生を受け持つため複数学部の学生を混成で担当してきたが、平成 18(2006)年度から 4 学部が全寮制となり、同時に 4 学部連携のチーム医療教育が 1 年次から開始され学年進行に合わせ当該教育が上級生にまで浸透していく過程で学部間連携によるチーム医療教育の重要性が強く認識され、1 年次の学部混成型指導担任制のメリットが浮き彫りになり、また 6 年制移行により薬学部学生数の増加に伴い学部教員の指導担任受持ち学生数の増大による負担増が指導担任制度の根幹に影響を及ぼす事態となってきたことから、制度そのものの見直しを検討してきた。

平成 26(2014)年度の大学活性化推進プロジェクトで全学的に検討した結果、2 年次以降が旗の台校舎で学ぶ医・歯・薬学部の 2 年次から 4 年次については学部横断の指導担任制度を平成 27(2015)年度から導入した。国家試験や就職を控えた 5・6 年次については、より専門性の高い指導・支援が必要と考え、これまで通り当該学部教育職員が指導担任を担当することとした。2～4 年次の新制度下の指導担任は、医・薬と歯・薬学部に振り分け、医・薬学部で 1 グループあたり 7～8 人、歯・薬学部で 1 グループあたり 12～13 人の学生を受け持ち、主に生活指導を行う。

このグループは複数の学年で構成され、先輩が後輩の生活指導あるいは学習指導に一定の役割を果たす。学生のみならず、それぞれの専門分野をもつ指導担任も、他の職種及びその養成過程における学生教育に対するより深い理解と共感を得て、学生とともに成長の機会を得る。

ただし、指導担任制度では、指導担任が各個別の学生の学習支援まで行うことが困難であると考えられたため、これを補完する制度として、学部横断指導担任制度と同時に、修学支援制度を導入した。医・歯・薬の 2～4 年次学生のうち、前年度成績が振るわなかった学生（下位 10%以内の学生）に関しては、所属学部の教育職員が修学支援担当教員として学生と修学に関する面談を行い、その結果を情報ツールであるポータルサイトの所見入力欄に記録を残し、指導担任と学生部長が情報共有する事とした。修学支援担当教員 1 人あたりの担当学生数は 2 人以内とし、マンツーマンの修学指導が可能な条件を設定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-3-1】 指導担任制度ガイドライン

【資料 A-3-2】 修学支援制度ガイドライン

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

学部横断指導担任制度と修学支援制度との相互補完により、学部を超えて情報共有がなされ、学生支援・学生指導がより効果を挙げ、チーム医療教育の観点からの学部間連携教育がさらに生きたものとなった。なお、修学支援意見交換会、指導担任全体説明会で教員の活発な討議、意見はもとによりアンケート調査を実施して引き続き改善を図っていく。

**A-4. 少人数医療実習教育（クリニカル・クラークシップ）**

**A-4-① 少人数の臨床実習による効果的な臨床教育**

(1) A-4 の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

クリニカル・クラークシップは、学生が医療チームの一員として患者と関わり臨床医学を学ぶ「診療参加型」の臨床実習方式である。クリニカル・クラークシップの趣旨は、学生が医療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら、医療者の職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的事項を学ぶことにある。

昭和大学では全学部全学生が附属 8 病院において実習ができる環境・体制が確立されており、各学部の臨床実習に加え、医・歯・薬・保健医療学部との 4 学部連携臨床実習をクリニカル・クラークシップとして少人数の学生グループで効果的に実施している。

**（医学部）**

4 年次後期～5 年次前期に、1 グループ 3～5 人を単位として附属病院の各診療科で臨床実習を行い、基本的臨床技能を修得している。また、5 年次後期から 6 年次前期は選択実習の機会が設けられ、学内、学外の施設を問わず個人の能力・希望により望んだ医療機関の診療科に 1～2 人で実習を行い、複数の指導医のもとで医療チームの一員として多様な臨床技能を修得している。これらの臨床実習は少人数で行われるため、実習中に適切なタイミングで個別に学生へのフィードバックが行われている。また、学生が成果や振り返りの記録など、医師としての成長過程を記載し、適宜指導医が評価とフィードバックを行うポートフォリオを活用することにより、学生自身の学修過程の振り返りと改善の機会を整えている。

**（歯学部）**

5 年次の臨床実習は各 3 か月の四半期（クール）をローテーションで実施している。保存系（4 診療科）のクール、補綴系（4 診療科）のクールでは、主に一般歯科診療を、成育・診断系（3 診療科）のクール、口腔外科系（4 診療科）+全身管理・医療連携系（6 診療科）

のクールでは専門歯科診療を実習する。いずれの診療科でも外来では1～2人の学生が指導教員の下で研修医を含めた屋根瓦方式でのクリニカル・クラークシップに参画しており、これに加えて少人数で行うスキルスラボでのシミュレーション実習及び臨床的な症例分析やこれに基づくプレゼンテーション実習などを充実させている。これら臨床実習の評価は電子ポートフォリオにより行っている。

### **(薬学部)**

病院実務実習は全学生が昭和大学の8附属病院で実施し、病院薬剤学講座に所属する100人を超える臨床薬剤師が指導している。平成28(2016)年度から病院実習の開始時期を4年次2月に早めて、実習期間を17週間に延長した(「病院実習1」:5週間、「病院実習2」:12週間)。令和元(2019)年度の4年次からは昭和大学附属烏山病院での精神医療実習(3日間)を新たに必修化し、従来の「病院実習1」は4週間に変更した。「病院実習2」では4週間ずつ3病棟でクリニカル・クラークシップを行っている。具体的には、各学生が病棟薬剤師の指導のもと、入院患者を入院から退院まで担当し(患者担当制)、担当患者の服薬指導と毎日の面談、治療効果と副作用のモニタリング、薬物治療の評価と提案などを実施する。また、カンファレンスや回診などに参加し、多職種と情報を共有して医療チームの一員として行動する。

病院実習において学生全員が患者担当制のクリニカル・クラークシップを実施できるのは、大学附属病院で全員が実習を行い、病院薬剤学講座の臨床薬剤師が指導を行う環境を本学が有するからである。

一方、薬局実習(5年次:11週間)においても平成30(2018)年度から患者担当制や学生カンファレンスを導入し、通院・在宅患者の薬物治療を支援するクリニカル・クラークシップを実践している。

クリニカル・クラークシップによる学修成果の評価は、本学独自のルーブリックを作成して、病院実習は平成28(2016)年度、薬局実習は平成30(2018)年度から用いている。現在は「病院実習1・2」と「薬局実習」を通してルーブリック評価を行い、継続的に到達度を確認し、フィードバックを行っている。病院及び薬局での実習を通して代表的な8疾患の薬物療法に関わることができた学生の割合は、平成30(2018)年度の調査では92%となり、クリニカル・クラークシップを実践できていることが確認できた。

### **(保健医療学部)**

看護学科4年次では、応用看護学実習で、看護チームの一員として参加するクリニカル・クラークシップ型総合実習を、本学附属7病院において、各病棟2人で3週間行っている。

理学療法学科4年次では、臨床実習Ⅲで、クリニカル・クラークシップ型総合実習を急性期病棟、回復期病棟で行っている。なお、実習は指導教員1人に対し、学生は1～2人で行っている。

作業療法学科4年次では、臨床作業療法総合実習で、指導作業療法士の指導を得つつ、共に作業療法を実施する形態でのクリニカル・クラークシップ型実習を行っている。なお、実習は指導教員1人に対し、学生は1～2人で行っている。

また、いずれの実習でも終了後の教育効果の検証で、学生・指導者とも、幅広く疾患・

患者を経験することができ、教育効果が高まっていた。

**【エビデンス集・資料編】**

【資料 A-4-1】 臨床実習ローテーション表

【資料 A-4-2】 医学部臨床実習ポートフォリオ

【資料 A-4-3】 歯学部臨床実習ポートフォリオ

【資料 A-4-4】 薬学部実務実習ループリック

**(3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）**

**(医学部)**

クリニカル・クラークシップにおける記録を全て電子化し、学生及び指導医を含めた教職員がより容易に学生の学修状況の把握と課題への取り組みを促せるよう、ポートフォリオシステムの運用を評価し改善を図っていく。

**(歯学部)**

臨床での患者に対して行う実習は限られており、より多くの種類の実技を体験するには様々な代替教材を使用しなければならない。シミュレータあるいはロボットを使用した実習の開発にも取り組み、広範で学生にとって経験満足度の高い実習の開発を進めていきたい。また、患者への施術の見学は狭隘な歯科診療チェアでは限界があるためビデオを用いた遠隔実習見学も導入を計画している。

**(薬学部)**

ループリック評価の結果に基づいてクリニカル・クラークシップの学修成果を確認すると共に、評価の信頼性・妥当性について検証する。学修成果と評価の検証結果に基づいて、実習内容、ループリック及び評価方法等の改善策を立てる。指導薬剤師と学生担当教育職員を対象とした指導者 FD 等を開催し、両者の連携と改善・向上方策の実行を図る。

**(保健医療学部)**

看護学科では、令和 4(2022)年度の指定規則改正に向け、クリニカル・クラークシップ型実習の充実を新しい教育課程に反映させます。

理学療法学科・作業療法学科では、令和 2(2020)年度の指定規則改正を受けた新しい教育課程に基づき、令和 4(2022)年度から実施する 3 年次の新しいカリキュラムにおいて、クリニカル・クラークシップ型実習をより参加型・統合型の内容に充実させます。

**[基準 A の自己評価]**

医系総合大学としての特徴を活かしたカリキュラム編成、学生支援が充実されてきている。新型コロナウイルス感染症により、今まで以上に医療の重要性が求められる中、充実した教員によるきめ細やかな学生支援や、建学の精神である「社会に役立つ優れた医療人の育成」を具現化した 8 つの附属病院を活用したチーム医療教育の実施は評価できる。

以上のことから、基準 A の基準を満たしていると判断する。

## V. 特記事項

### 1. 充実した臨床実習を可能にする 8 つの附属病院

全学部すべての学生が本学附属病院にて臨床実習を行えるよう、8 つの附属病院を設置している。この 8 つの附属病院で総病床数 3,246 床（令和 3 年 5 月 1 日現在）があり、日本で屈指の病床数を誇る。多様な附属病院を有することによって、薬学部の学生が病棟のベッドサイドで実習を行える、医学部の学生が精神疾患の患者と接する機会を持つ等の幅広い実習を可能としている。他にも病床数が多いことで、実習を通し学修する病態も多様であり、広範な知識を得ることや、様々な患者・家族の心理・社会的な背景を知ることの一助となっている。また、現役の医療従事者が「臨床教員」として指導を行うことから、いわゆる実務家教員のような最先端の技能や知識をもって、それを教授している。そのような体制が英国の高等教育機関情報誌 **Times Higher Education** における世界大学ランキング 2021 の「教員 1 名当たりの学生数」の項目において、世界第 9 位にランクインすることを可能にしている。学生は、この 8 つの附属病院での様々な臨床実習を通して各職種役割と専門性、医療チームの連携を理解するとともに、患者の思いや生命の尊さを実感することで高い目的意識を持ちながら学ぶことができている。

### 2. 学生の生活や学修の継続を支援する昭和大学独自の奨学制度

学生に経済的理由による進学や学修継続をあきらめさせないため、様々な昭和大学独自の奨学制度を設け、支援している。例えば、入学時における一般選抜入試（I 期）の上位合格者の初年度の授業料を免除する「昭和大学特待制度」、入学後における、就学困難な学生に学資を貸与する「学校法人昭和大学奨学金」を設け、支援している。卒業後に本学の一員として、教育・研究に従事し、本学の発展に貢献する人材を育成するため 5 年次、6 年次の授業料相当額を給付する「昭和大学医学部特別奨学金・歯学部特別奨学金・薬学部特別奨学金」も設けている。また、海外研修においても多くの学生が国際的な交流の機会を得られるよう、2 週間以上の研修に対し「海外実習・研修奨学金制度」を設け、学生が国際的な視野に立ち幅広い知見が得られるよう支援している。更に、令和 3(2021)年度より新たに「シンシアー奨学金」の給付を始めた。これは、本学の使命である社会に貢献する優れた医療人の育成を目的とし、2・3・4 年次の授業料相当額を給付するものである。このように様々な昭和大学独自の奨学制度を設け、学生の学修の継続を支援している。

### 3. 先進的な研究を推進する組織体制

研究活動の更なる活性化を図ることを目的に、平成 31(2019)年 4 月に昭和大学統括研究推進センター(SURAC)を設置した。SURAC には 4 つの部門があり、臨床疫学・生物統計セミナー等の開催による教育や研究デザインに関するコンサルテーション等の相談対応をはじめ、厚生労働大臣認定の「学校法人昭和大学臨床研究審査委員会」の運営、特許等の知的財産の事業化・実用化の推進等を行っている。また、新たな試みとして、本学が有する 8 つの附属病院すべてに臨床研究の支援業務を行う臨床研究アドバイザーを設置した。これにより SURAC での支援が拡大され、研究活動の活性化が促進された結果、令和 2(2020)年度文部科学省における科学研究費助成事業では私立大学における採択件数は第 12 位にランキングしている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、昭和大学学則（以下、「大学学則」という。）第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	本学の学部（医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部）については、大学学則第 4 条に規定している。また、教育研究の目的は、大学学則第 2 条に規定している。	1-2
第 87 条	○	学則 6 条で明記している。（医歯薬学 6 年、保健医療学 4 年）	3-1
第 88 条	○	学則 18 条で明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業は設けていないため）	3-1
第 90 条	○	学則 25 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	学則 51 条、昭和大学教育職員組織規程で明記している	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則 53 条で明記しており、各学部教授会規程を制定している。	4-1
第 104 条	○	学則 23 条、学位規則 2 条 1 で明記している。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムを設置し、証明書を交付している。	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学は未設置）	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条及び大学院学則第 2 条で明記し、大学公式 HP で公表している。	6-2
第 113 条	○	Web サイト（大学ホームページ・教育情報）にて公表している。	3-2
第 114 条	○	学則 51 条、事務職職位規定で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則 26 条、入試要項で明記している。	2-1
第 132 条	○	学則 26 条、入試要項で明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 6 条に修学年限、第 2 章に学年・学期・休業日、第 4 条に組織、第 3 章に教育課程・学習の評価、第 5 条に収容定員、第 51 条に職員組織、第 4 章に入学・退学・転学・休学、第 22 条に卒業、第 5 章に授業料・入学科・その他の学費、第 14 章に賞罰について明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし（校長に関する事項のため）	3-2
第 26 条	○	学則 66 条で明記している。	4-1

昭和大学

第5項			
第28条	○	担当部署において備えている。	3-2
第143条	○	学則53条で明記している。	4-1
第146条	○	学則6条で明記している。(医歯薬学部6年、保健医療学部4年)	3-1
第147条	—	該当なし(早期卒業は設けていないため)	3-1
第148条	—	該当なし(専門事項を教授研究する学部及び夜間・通信による学部を有しないため)	3-1
第149条	—	該当なし(専門職大学でないため)	3-1
第150条	○	学則25条で明記している。	2-1
第151条	—	該当なし(飛び級入学はないため)	2-1
第152条	—	該当なし(飛び級入学はないため)	2-1
第153条	—	該当なし(飛び級入学はないため)	2-1
第154条	—	該当なし(飛び級入学はないため)	2-1
第161条	○	学則26条、入試要項で明記している。	2-1
第162条	○	学則26条、入試要項で明記している。	2-1
第163条	○	学則9条で明記している。	3-2
第163条の2	○	その事実を証する書面を交付している。	3-1
第164条	—	該当なし(特別の課程を置いていないため)	3-1
第165条の2	○	本学では、大学、各学部、各学科においてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをそれぞれ定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	学則第3条及び大学院学則第2条で明記している。	6-2
第172条の2	○	教育研究活動等の状況はホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	学則23条、学位規則3条で明記しており、学位記を授与している。	3-1
第178条	○	学則26条、入試要項で明記している。	2-1
第186条	○	学則26条、入試要項で明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	法令を遵守し、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	本学は学則1条、2条、別表(1)に、教育研究上の目的を定めて	1-1

昭和大学

		いる。	1-2
第 2 条の 2	○	学則 28 条、入学者選抜検証委員会規則、各学部入試常任委員会規則に明記している。	2-1
第 2 条の 3	○	学則 51 条に明記しており、教育研究関連の会議体には事務職員も構成員となっており、教職協働体制の下、教育研究活動を組織的かつ効果的に運営している。	2-2
第 3 条	○	本学は、医学部、歯学部、薬学部及び保健医療学部を組織しており、全ての学部学科において、設置基準上の専任教員数を満たし、教育研究上適切な規模の教員組織により運営している。	1-2
第 4 条	○	医学部には医学科、歯学部には歯学科、薬学部には薬学科、保健医療学部には看護学科、理学療法学科、作業療法学科を設置し、教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	○	助産学専攻科を設けている（学則 4 条 2）	1-2
第 6 条	○	富士吉田教育部を設けている（学則 7 条）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則 51 条で明記している。また、昭和大学教育職員組織規程を制定している。	3-2 4-2
第 10 条	○	学則 51 条で明記している。また、昭和大学教育職員組織規程を制定している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	適切に実務経験・能力を有する教員を配置している。昭和大学教育職員選考基準を制定している。	3-2
第 11 条	○	必要に応じて、授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条	○	必要な数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	昭和大学学長の選任等に関する規程を制定している。	4-1
第 14 条	○	昭和大学教育職員選考基準で明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	昭和大学教育職員選考基準で明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	昭和大学教育職員選考基準で明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	昭和大学教育職員選考基準で明記している。	3-2 4-2

昭和大学

第 17 条	—	該当なし（助手は設置していないため）	3-2 4-2
第 18 条	○	学則 5 条で明記している。	2-1
第 19 条	○	教育研究上の目的として学則「別表」として明記している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（大学等連携推進法人の認定を受けていないため）	3-2
第 20 条	○	学則別表（2）として履修要項に明記している。	3-2
第 21 条	○	学則 12 条で明記している。	3-1
第 22 条	○	学則 8 条、9 条で明記している。	3-2
第 23 条	○	学則 12 条で明記している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、授業毎に適正な人数で実施している。	2-5
第 25 条	○	学則 13 条、各学部履修要項で明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目毎にシラバスで明記している	3-1
第 25 条の 3	○	昭和大学教育者のためのワークショップやファシリテーター養成ワークショップ等を開催している。また、各学部に教育推進室を設置している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は設けていないため）	3-2
第 27 条	○	学則 15 条で明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修すべき単位数等を履修要項に明記している。（学年制）	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（大学等連携推進法人の認定を受けていないため）	3-1
第 28 条	○	学則 18 条で明記している。	3-1
第 29 条	○	学則 18 条で明記している。	3-1
第 30 条	○	学則 19 条で明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度は設けていないため）	3-2
第 31 条	○	学則 48 条で明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則 22 条で明記している。	3-1
第 33 条	○	学則 13 条で明記している。	3-1
第 34 条	○	本学の敷地は学生に必要な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	本学では適当な位置に運動場を設けている。	2-5
第 36 条	○	本学では組織及びその規模に応じた適切な施設を有している。	2-5
第 37 条	○	本学では十分な校地の面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	本学では十分な校舎の面積を有している。	2-5
第 38 条	○	学則 54 条で明記しており、教育研究上必要な図書・資料等を備え、専門的職員および専任の職員を配置している。	2-5
第 39 条	○	学則 55 条で明記しており、8 つの附属病院と 2 つのクリニック設置している。	2-5
第 39 条の 2	○	学則 57 条、薬用植物園規程で明記している。	2-5

昭和大学

第 40 条	○	学部又は学科の種類に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本等を備えている・	2-5
第 40 条の 2	○	各キャンパスにおいて、それぞれ教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的達成に相応しい教育研究環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学は昭和 3 年に昭和医学専門学校として設立し、その後昭和医科大学に、薬学部設置の際には昭和大学に改称し、さらに歯学部、保健医療学部を加え、医系総合大学として社会に貢献する医療人の育成に努めていることから、昭和大学という名称は、その伝統を重んじ教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	学則 51 条、事務組織規程で明記している。	4-1 4-3
第 42 条	○	専門の事務組織（学生課および事務課(長津田校舎・富士吉田校舎)）を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学内の組織が連携する適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	FD、SD を適切に実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし（学部等連携課程を実施していないため）	3-2
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を実施していないため）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を実施していないため）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科を実施していないため）	3-1
46 条	—	該当なし（共同学科を実施していないため）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科を実施していないため）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科を実施していないため）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科を実施していないため）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していないため）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していないため）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していないため）	4-2
第 57 条	-	該当なし（外国に学部を設置していないため）	1-2
第 58 条	—	該当なし（学校教育法第 103 条に定める大学に該当しないため）	2-5
第 60 条	—	該当なし（新たな大学等、又は薬学を履修する課程の修業年限の変更を行っていないため）	2-5 3-2 4-2

昭和大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位規則第 3 条で明記している。	3-1
第 10 条	○	学位規則第 2 条で明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を実施していない）	3-1
第 13 条	○	昭和大学学位規則を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為「まえがき」にて「この法人の自主性を確保するとともに、その公共性を昂揚するように運用の万全を期さなければならない。」ことを定めている。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与は禁止している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備付けについては寄附行為第 38 条第 2 項に定めている。	5-1
第 35 条	○	役員については寄附行為第 5 条に定め、理事長については第 6 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については寄附行為第 15 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務については寄附行為第 6 条に定め、監事の職務については寄附行為第 11 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任については寄附行為第 9 条に定め、監事の選任については寄附行為第 10 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については寄附行為第 10 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については寄附行為第 13 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	評議員会の設置については寄附行為第 19 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については寄附行為第 27 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の権限については寄附行為第 28 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については寄附行為第 19 条第 2 項に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任は私立学校法に則る。	5-2 5-3

昭和大学

第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用に適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については寄附行為第 44 条に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については寄附行為第 35 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については寄附行為第 37 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については寄附行為第 38 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等については寄附行為第 39 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については経理規程第 4 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については寄附行為第 46 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本大学院は、医学、歯学、薬学及び保健医療学に関する学術理論並びに応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること目的とする旨、大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 100 条	○	本大学院に、医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科に博士課程を置き、保健医療学研究科に博士前期課程と博士後期課程を置く旨、大学院学則第 3 条に規定している。	1-2
第 102 条	○	昭和大学大学院学則（入学資格）第 29 条 1～5 項において、各研究科への入学資格は、同学部の学士の学位を持つもの、もしくは同等以上の学力を有するものとしている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	該当規則は入試要項に記載している。 入学資格審査は、大学院各研究科運営委員会において実施され、同学部卒業者と同等以上の学力があることを審査している。	2-1
第 156 条	○	該当規則は入試要項に記載している。 入学資格審査は、大学院各研究科運営委員会において実施され、同学部卒業者と同等以上の学力があることを審査している。	2-1
第 157 条	—	該当なし（学校教育法 102 条 2 項の規定による入学はないため）	2-1

昭和大学

第 158 条	—	該当なし（学校教育法 102 条 2 項の規定による入学はないため）	2-1
第 159 条	—	該当なし（学校教育法 102 条 2 項の規定による入学はないため）	2-1
第 160 条	○	該当規則は入試要項に記載している。ただし、外国の教育課程等修了者については、各研究科において審査を行っている。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院は、この省令で定める設置基準の遵守および、その水準の向上を図るために、自己点検自己評価を実施し、PDCA サイクルを確立させている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院は、大学院学則において専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うことを目的とし、研究科ごとに教育研究上の目的（別表 1）を規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学試験は、外国語試験及び面接において専門領域に関する知識と、アドミッション・ポリシーに即した人物かの評価を行い、各研究科の運営委員会において結果の審議、各研究科教授会の議を経て、学長が入学者の承認をしている。	2-1
第 1 条の 4	○	各研究科教授等で構成される、各研究科運営委員会は学事部大学院課事務が所管しており、研究科の教育・運営や入試に関する事項等協議している。	2-2
第 2 条	○	大学院に、医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科に博士課程を置き、保健医療学研究科に博士前期課程と博士後期課程を置く旨、大学院学則第 3 条に規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし（専ら夜間の教育課程でないため）	1-2
第 3 条	○	昭和大学大学院学則(別表 1)に研究科ごとに、教育研究上の目的を定めている。また、同学則に標準修業年限 2 年と定めている。3 項は該当なし。	1-2
第 4 条	○	昭和大学大学院学則(別表 1)に研究科ごとに、教育研究上の目的を定めている。医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科の博士課程の標準修業年限は 4 年、保健医療学研究科の標準修業年限は 5 年とし、博士前期課程は 2 年、博士後期課程は 3 年とする旨、大学院学則第 7 条に定めている。	1-2
第 5 条	○	本大学院は、医学研究科、歯学研究科、薬学研究科および保健医療学研究科を組織しており、設置基準上の専任教員数を満たし、教育研究上適切な規模の教員組織で運営している。	1-2
第 6 条	○	医学研究科に医学専攻、歯学研究科に歯学専攻、薬学研究科に薬学専攻、保健医療学研究科に保健医療学専攻を置く旨、大学院学則第 6 条で規定している。	1-2

昭和大学

第7条	○	各研究科は、学部、病院、研究所、共同施設等の大学附置施設と適切に連携する体制を整えている。	1-2
第7条の2	—	該当なし（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科がないため）	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし（研究科以外の基本組織を設置していないため）	1-2 3-2 4-2
第8条	○	各研究科には必要な教員が所属しており学部と兼務している。 また、昭和大学大学院学則第50条に大学院の職員組織について定められている。	3-2 4-2
第9条	○	昭和大学教育職員選考基準が定められており、講師以上は博士の学位を有し、研究業績の確認の上採用されている。	3-2 4-2
第10条	○	昭和大学大学院学則(学生定員)第11条に学生収容定員は定められている。	2-1
第11条	○	研究科ごとに授業科目を設定しており、また専攻する専門科目教員によって論文の作成・研究等の指導を行っている。専門分野に関する指導は各専門科目の指導教員が担当し、研究者の基礎的な内容については共通科目や選択科目等で各研究科に応じて設定をしている。	3-2
第12条	○	昭和大学大学院学則第12条に定められており、各研究科によって授業及び研究指導が実施されている。内容の詳細についてはシラバスに記載されている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、各研究科の指導教員が行っている。また、昭和大学大学院学則第18条で他大学院等での履修認定等を認めている。	2-2 3-2
第14条	○	昭和大学大学院学則第16条で夜間等の授業・研究指導を認めている。	3-2
第14条の2	○	大学院入学時、授業等に関するオリエンテーションが行われており、必要に応じてメール等で学生に必要な情報を配信している。 また、各専門科目の指導教員からは研究に関する計画指導等がされている。学位論文の基準については学位論文審査基準が公表されている。	3-1
第14条の3	○	毎年昭和大学教育者のためのワークショップや定期的なFDの講習会が開催されている。	3-3 4-2
第15条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準の対象条項を準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2

昭和大学

第 16 条	○	昭和大学大学院学則第 13 条(授業科目及び単位)、第 14 条(修了要件)、第 15 条(在学機関短縮)、第 17 条(修業年限)に定められている。また、上記修了要件に加え、学位授与要件については、昭和大学学位規則第 4 条(修士学位の授与要件)及び昭和大学学位規則第 4 条における申合せに定められている。	3-1
第 17 条	○	昭和大学大学院学則第 13 条(授業科目及び単位)、第 14 条(修了要件)、第 15 条(在学機関短縮)、第 17 条(修業年限)に定められている。大学院設置基準第 44 条(医学～に関する特例)により、第 17 条 2・3 項は適用しない。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科に応じた、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	大学院は、旗の台キャンパスと横浜キャンパスに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究に必要な設備を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	本大学院は、大学院学則(別表 1)に教育研究上の目的を研究科ごとに掲げており、研究科専攻の名称はふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	該当なし(独立大学院の設置がないため)	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし(独立大学院の設置がないため)	2-5
第 25 条	—	該当なし(通信教育を行う課程の設置がないため) 対象外:通信教育を行う課程を置く大学院に関する件の為	3-2
第 26 条	—	該当なし(通信教育を行う課程の設置がないため)	3-2
第 27 条	—	該当なし(通信教育を行う課程の設置がないため)	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし(通信教育を行う課程の設置がないため)	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし(通信教育を行う課程の設置がないため)	2-5
第 30 条	—	該当なし(通信教育を行う課程の設置がないため)	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし(研究科等連係課程実施基本組織がないため)	3-2
第 31 条	—	該当なし(共同教育課程を実施していないため)	3-2

昭和大学

第 32 条	—	該当なし（共同教育課程を実施していないため）	3-1
第 33 条	—	該当なし（共同教育課程を実施していないため）	3-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程を実施していないため）	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していないため）	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（工学を専攻する研究科を設置していないため）	4-2
第 42 条	○	大学院の事務を遂行するため、学事部に大学院課を設置している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	課程修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を養う機会として、医療人教育演習を設けている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学ホームページに「昭和大学の奨学金制度」を掲載している。	2-4
第 43 条	○	定期的講習会等、教育職員の FD が実施されている。	4-3
第 45 条	—	該当なし（外国に大学院が設置されていないため）	1-2
第 46 条	○	年次計画で組織や・設備の整備が実施されている。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準（未設置のため該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3	—		3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2

昭和大学

第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

昭和大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	昭和大学学位規則第4条（修士学位の授与要件）及び昭和大学学位規則第4条における申合せに定められている。 第2項の博士課程の修士の学位は授与については、本学では定めていない。	3-1
第4条	○	昭和大学学位規則第5条（課程による博士学位の授与要件）、第6条（論文による博士学位の授与要件）に定められている。	3-1
第5条	○	昭和大学学位規則第10条（審査委員会）第3項に学位審査について、他の大学院、研究所の教員等の協力について定められている。	3-1
第12条	○	学位授与日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出をしている。	3-1

大学通信教育設置基準（未設置のため該当なし）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## Ⅶ. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別・男女別・年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	・学校法人昭和大学寄附行為 ・学校法人昭和大学寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	・昭和大学パンフレット ・昭和大学大学院パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	・昭和大学学則 ・昭和大学大学院学則	

昭和大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・昭和大学入学試験要項 ・昭和大学大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・学生生活ガイド	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・令和 3 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・令和 2 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・交通案内及び施設一覧	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人昭和大学規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人昭和大学 役員・評議員名簿（令和 3 年 5 月 1 日現在）	
	・令和 2 年度理事会出席状況	
	・令和 2 年度評議員会出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・平成 28 年度～令和 2 年度決算書	
	・平成 28 年度～令和 2 年度監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・履修要項	
	・シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・昭和大学三つのポリシー、昭和大学大学院三つのポリシー	
	・各学部三つのポリシー、各研究科三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・平成 27 年度大学機関別認証評価 評価報告書	
	・平成 29 年度大学機関別認証評価 再評価報告書	
	・平成 27 年度大学機関別認証評価に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様
【資料 1-1-2】	昭和大学大学院学則	【資料 F-3】と同様
【資料 1-1-3】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 1-1-4】	学生生活ガイド	【資料 F-5】と同様
【資料 1-1-5】	大学案内パンフレット	【資料 F-2】と同様
【資料 1-1-6】	大学院案内パンフレット	【資料 F-2】と同様
【資料 1-1-7】	昭和大学ホームページ	
【資料 1-1-8】	昭和大学宣言カード	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様
【資料 1-2-2】	学部長会規程	

昭和大学

【資料 1-2-3】	各学部教授会規程、各学部教授総会規程、各研究科教授会規程・運営委員会規則	
【資料 1-2-4】	各学部教育委員会規則	
【資料 1-2-5】	昭和大学ホームページ	【資料 1-1-7】と同様
【資料 1-2-6】	大学案内パンフレット	【資料 F-2】と同様
【資料 1-2-7】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 1-2-8】	学校法人昭和大学令和2年度～6年度中期計画書（改訂）	
【資料 1-2-9】	法人委員会関連組織図（理事会内設置委員会）	
【資料 1-2-10】	平成29年度昭和大学教育者のためのワークショップ報告書	
【資料 1-2-11】	各学部三つのポリシー、各研究科の三つのポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 1-2-12】	法人組織図	
【資料 1-2-13】	学務関連委員会一覧	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様
【資料 2-1-2】	昭和大学アドミッション・ポリシー、昭和大学大学院アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 2-1-3】	各学部アドミッション・ポリシー、各研究科アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 2-1-4】	昭和大学入学試験要項	【資料 F-4】と同様
【資料 2-1-5】	昭和大学案内パンフレット（大学案内）	【資料 F-2】と同様
【資料 2-1-6】	昭和大学大学院入学試験要項	【資料 F-4】と同様
【資料 2-1-7】	昭和大学大学院案内パンフレット	【資料 F-2】と同様
【資料 2-1-8】	各学部入試常任委員会規則	
【資料 2-1-9】	入学者選抜検証委員会規則	
【資料 2-1-10】	各研究科運営委員会規則	【資料 1-2-3】と同様
【資料 2-1-11】	大学院入学試験要項	【資料 F-4】と同様
【資料 2-1-12】	地域枠入試のエビデンス資料	
【資料 2-1-13】	昭和大学大学院学則	【資料 F-3】と同様
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	昭和大学統括教育推進室規程	
【資料 2-2-2】	各学部教育推進室規程	
【資料 2-2-3】	各学部教育委員会規則	【資料 1-2-4】と同様
【資料 2-2-4】	学修支援制度ガイドライン	
【資料 2-2-5】	保健管理センター規程	
【資料 2-2-6】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 2-2-7】	学修アンケート結果	
【資料 2-2-8】	学生懇談会議事録	
【資料 2-2-9】	各研究科教授会議事録、各研究科運営委員会議事録	
【資料 2-2-10】	昭和大学大学院ティーチングアシスタント規程	
【資料 2-2-11】	スチューデントインストラクター規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 2-3-2】	各附属病院専門臨床研修プログラム資料	
【資料 2-3-3】	専門臨床研修(専攻医)規程	
【資料 2-3-4】	医師臨床研修規程	
【資料 2-3-5】	歯科医師臨床研修規程	

昭和大学

【資料 2-3-6】	キャリア支援室運営規程	
【資料 2-3-7】	インターンシップ報告書	
【資料 2-3-8】	合同企業説明会関連資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生部規程	
【資料 2-4-2】	学生指導担任制度に関する申し合わせ	
【資料 2-4-3】	武重優秀クラブ賞規程	
【資料 2-4-4】	学校法人昭和大学奨学金貸与規程	
【資料 2-4-5】	正課中の傷病害に関する学生診療費支給規程	
【資料 2-4-6】	昭和大学大学院奨学金給付規程	
【資料 2-4-7】	昭和大学大学院奨学金給付規程第3条第2項の奨学金運用細則	
【資料 2-4-8】	昭和大学医学部特別奨学金に関する規程	
【資料 2-4-9】	昭和大学医学部特別奨学金に関する規程運用細則	
【資料 2-4-10】	昭和大学歯学部特別奨学金に関する規程	
【資料 2-4-11】	昭和大学歯学部特別奨学金に関する規程運用細則	
【資料 2-4-12】	昭和大学薬学部特別奨学金に関する規程	
【資料 2-4-13】	施設借用規程	
【資料 2-4-14】	学生施設管理運営規程	
【資料 2-4-15】	10号館(学生会館)使用規則	
【資料 2-4-16】	長津田総合運動場使用細則	
【資料 2-4-17】	7号館(50年記念館)管理運営規則	
【資料 2-4-18】	7号館(50年記念館)使用規程	
【資料 2-4-19】	富士吉田校舎運動施設使用規則	
【資料 2-4-20】	昭岳舎管理運営規則	
【資料 2-4-21】	クラブ活動成果報告集	
【資料 2-4-22】	学生意識総合調査	
【資料 2-4-23】	昭和大学大学院特別奨学金給付規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	学生生活ガイド	【資料 F-5】と同様
【資料 2-5-2】	キャンパス案内図	【資料 F-8】と同様
【資料 2-5-3】	薬用植物園配置図	
【資料 2-5-4】	図書館規程	
【資料 2-5-5】	図書館利用細則	
【資料 2-5-6】	図書館の分室の運営に関する規則	
【資料 2-5-7】	昭和大学図書館利用案内	
【資料 2-5-8】	昭和大学学術業績リポジトリに関する規程	
【資料 2-5-9】	昭和大学研究者情報・業績集に関する規程	
【資料 2-5-10】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 2-5-11】	臨床実習ローテーション表	
【資料 2-5-12】	学部連携グループ割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生相談件数一覧	
【資料 2-6-2】	学生懇談会議事録	【資料 2-2-8】と同様
【資料 2-6-3】	研究環境に関する職員及び学生満足度調査	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1.	単位認定、卒業認定、修了認定	

昭和大学

【資料 3-1-1】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様
【資料 3-1-2】	昭和大学ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-1-3】	各学部ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-1-4】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 3-1-5】	平成 29 年度昭和大学教育者のためのワークショップ報告書	【資料 1-2-10】と同様
【資料 3-1-6】	昭和大学大学院学則	【資料 F-3】と同様
【資料 3-1-7】	昭和大学大学院ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-1-8】	各研究科ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-1-9】	各学部履修要項、各研究科履修要項	【資料 F-12】と同様
【資料 3-1-10】	大学院研究科学位申請等に関する内規	
【資料 3-1-11】	各学部教授総会議事録	
【資料 3-1-12】	各学部教授会規程・教授総会規程、各研究科教授会規程・運営委員会規則	【資料 1-2-3】と同様
【資料 3-1-13】	学位論文審査基準	
【資料 3-1-14】	学位論文審査評価票	
【資料 3-1-15】	昭和大学学位規則	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	昭和大学カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-2-2】	各学部カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-2-3】	各学部シラバス、各研究科シラバス	【資料 F-12】と同様
【資料 3-2-4】	昭和大学大学院カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-2-5】	各研究科カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-2-6】	各学部履修系統図	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	各学部三つのポリシー	【資料 F-13】と同様
【資料 3-3-3】	学生意識総合調査	【資料 2-4-22】と同様
【資料 3-3-4】	卒業時アンケート	
【資料 3-3-5】	卒業後アンケート	
【資料 3-3-6】	大学院生 学生満足度調査	【資料 2-6-3】と同様
【資料 3-3-7】	研究内容中間報告会資料	

**基準 4. 教員・職員**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様
【資料 4-1-2】	寄附行為	【資料 F-1】と同様
【資料 4-1-3】	法人組織図	【資料 1-2-12】と同様
【資料 4-1-4】	昭和大学副学長に関する規程	
【資料 4-1-5】	事務組織規程	
【資料 4-1-6】	事務組織図	
【資料 4-1-7】	事務局組織	
【資料 4-1-8】	事務職務分掌基準表	
【資料 4-1-9】	事務局配置表	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	昭和大学教育者のためのワークショップ報告書	
【資料 4-2-2】	ビギナーズおよびアドバンストワークショップの資料	

4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	スタッフ・ディベロップメント(SD)実施に関する基本方針	
【資料 4-3-2】	昭和大学スタッフ・ディベロップメントに関する規程	
【資料 4-3-3】	SD 委員会議事録	
【資料 4-3-4】	SD 活動計画	
【資料 4-3-5】	SD 活動報告	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	昭和大学研究活動における行動規範	
【資料 4-4-2】	昭和大学研究費に関する管理規程	
【資料 4-4-3】	昭和大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	
【資料 4-4-4】	昭和大学研究活動における不正防止規程	
【資料 4-4-5】	研究費不正使用による取引停止取扱規程	
【資料 4-4-6】	学校法人昭和大学内部監査規程	
【資料 4-4-7】	学校法人昭和大学における公益通報者の保護に関する規程	
【資料 4-4-8】	昭和大学研究活動規範マネジメント委員会規則	
【資料 4-4-9】	経理規程	
【資料 4-4-10】	学校法人昭和大学生命倫理憲章	
【資料 4-4-11】	学校法人昭和大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-12】	昭和大学における人を対象とする研究等に関する倫理委員会規程	
【資料 4-4-13】	学校法人昭和大学認定臨床研究審査委員会規程	
【資料 4-4-14】	ヒトゲノム・遺伝子解析倫理審査委員会内規	
【資料 4-4-15】	学長トップメッセージ「公正な研究諸活動の促進を目指して」	
【資料 4-4-16】	昭和大学病院及び各附属病院・クリニック臨床研究取扱規程	
【資料 4-4-17】	昭和大学利益相反規程	
【資料 4-4-18】	昭和大学動物実験規程	
【資料 4-4-19】	昭和大学動物実験実施指針	
【資料 4-4-20】	昭和大学大学院リサーチアシスタント規程	
【資料 4-4-21】	昭和大学ポストドクター規程	
【資料 4-4-22】	ポストドクター規程取扱内規	
【資料 4-4-23】	学術研究奨励金給付規程	
【資料 4-4-24】	研究会等開催補助金支給内規	
【資料 4-4-25】	共同研究施設規程	
【資料 4-4-26】	共同研究促進会議規程	
【資料 4-4-27】	昭和大学における競争的資金等の間接経費に関する取扱規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人昭和大学寄附行為	【資料 F-1】と同様
【資料 5-1-2】	学校法人昭和大学令和 2 年度～6 年度中期計画書（改訂）	【資料 1-2-8】と同様
【資料 5-1-3】	学校法人昭和大学内部監査規程	【資料 4-4-6】と同様
【資料 5-1-4】	昭和大学学長の選任等に関する規程	
【資料 5-1-5】	理事協議会	
【資料 5-1-6】	理事会内設置委員会、各種委員会	
【資料 5-1-7】	法人・大学活性化推進委員会（プロジェクト一覧）	

昭和大学

【資料 5-1-8】	病院活性化推進委員会（プロジェクト一覧）	
【資料 5-1-9】	監事の職務基準等に関する規程	
【資料 5-1-10】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同様
【資料 5-1-11】	内部監査報告書	
【資料 5-1-12】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様
【資料 5-1-13】	省エネ推進委員会規程	
【資料 5-1-14】	クールビズポスター	
【資料 5-1-15】	学校法人昭和大学就業規則	
【資料 5-1-16】	人権侵害・ハラスメント防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-17】	人権啓発推進委員会規程	
【資料 5-1-18】	人権啓発講習会コンテンツ（管理者層・管理者層外）	
【資料 5-1-19】	人権啓発講習会実施状況（令和2(2020)年：E-ラーニング形式）	
【資料 5-1-20】	人権啓発広報紙「ヒューマン・ライツ」	
【資料 5-1-21】	ハラスメント防止ポスター	
【資料 5-1-22】	人権啓発標語優秀作品ポスター	
【資料 5-1-23】	人権侵害・ハラスメント相談窓口周知ポスター	
【資料 5-1-24】	ヒューマンライツ・トークショー案内（前回：令和元(2019)年10月開催分）	
【資料 5-1-25】	令和2年度理事業務分担	
【資料 5-1-26】	危機管理規程	
【資料 5-1-27】	災害対策規則	
【資料 5-1-28】	防災訓練プログラム	
【資料 5-1-29】	避難訓練実施要項	
<b>5-2. 理事会の機能</b>		
【資料 5-2-1】	学校法人昭和大学役員名簿	【資料 F-10】と同様
【資料 5-2-2】	令和3年度事業計画	【資料 F-6】と同様
【資料 5-2-3】	令和2年度事業報告	【資料 F-7】と同様
【資料 5-2-4】	理事会出席状況	【資料 F-10】と同様
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>		
【資料 5-3-1】	学校法人昭和大学寄附行為	【資料 F-1】と同様
【資料 5-3-2】	学校法人昭和大学役員名簿	【資料 F-10】と同様
【資料 5-3-3】	令和2年度理事業務分担	【資料 5-1-25】と同様
【資料 5-3-4】	令和2年度至誠塾研究テーマ	
【資料 5-3-5】	理事会の業務基準等に関する規程	
【資料 5-3-6】	学校法人昭和大学寄附行為	【資料 F-1】と同様
【資料 5-3-7】	学部長会規程	【資料 1-2-2】と同様
【資料 5-3-8】	理事会出席状況	【資料 F-10】と同様
【資料 5-3-9】	評議員会出席状況	【資料 F-10】と同様
【資料 5-3-10】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同様
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>		
【資料 5-4-1】	資金計画・長期事業活動収支計画	
<b>5-5. 会計</b>		
【資料 5-5-1】	独立監査人の監査報告書	

**基準 6. 内部質保証**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 6-1-1】	昭和大学学則	【資料 F-3】と同様

昭和大学

【資料 6-1-2】	昭和大学大学院学則	【資料 F-3】と同様
【資料 6-1-3】	昭和大学自己点検・評価規程	
【資料 6-1-4】	学校法人昭和大学内部監査規程	【資料 4-4-6】と同様
【資料 6-1-5】	学校法人昭和大学寄附行為	【資料 F-1】と同様
【資料 6-1-6】	監事の職務基準等に関する規程	【資料 5-1-9】と同様
【資料 6-1-7】	学校法人昭和大学就業規則	【資料 5-1-15】と同様
【資料 6-1-8】	昭和大学宣言カード	【資料 1-1-8】と同様
【資料 6-1-9】	学校法人昭和大学における公益通報者の保護に関する規程	【資料 4-4-7】と同様
【資料 6-1-10】	人権啓発講習会案内（学内情報共有基盤掲示板（全職員通知メール））	
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
【資料 6-2-1】	令和2年度昭和大学自己点検・自己評価報告書	
【資料 6-2-2】	大学公式ホームページ「自己点検・評価」	
【資料 6-2-3】	昭和大学 IR 室規程	
【資料 6-2-4】	IRer 養成講座修了証書	
【資料 6-2-5】	IR 室運営委員会資料令和2年度7月・9月資料	
【資料 6-2-6】	修学支援制度ガイドライン	【資料 2-2-4】と同様
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	入試常任委員会議事録	
【資料 6-3-2】	入学者選抜検証委員会規則、議事録	

**基準 A. 独自の教育体制**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 学部連携チーム医療教育</b>		
【資料 A-1-1】	昭和大学の教育の理念	
【資料 A-1-2】	初年次体験実習手引き	
【資料 A-1-3】	在宅チーム医療と倫理 TBL II 手引き	
【資料 A-1-4】	在宅医療支援演習手引き	
【資料 A-1-5】	高齢者コミュニケーション演習手引き	
【資料 A-1-6】	臨床シナリオ・学部連携 PBL チュートリアル手引き	
【資料 A-1-7】	学部連携病棟実習手引き	
【資料 A-1-8】	卒業時アンケート	【資料 3-3-4】と同様
【資料 A-1-9】	卒業後アンケート	【資料 3-3-5】と同様
<b>A-2. 全寮制教育</b>		
【資料 A-2-1】	寮生手帳	
【資料 A-2-2】	指導担任一覧表	
【資料 A-2-3】	2019 年度全寮制教育に関するアンケート調査報告書	
<b>A-3. 指導担任制度の拡充</b>		
【資料 A-3-1】	指導担任制度ガイドライン	
【資料 A-3-2】	修学支援制度ガイドライン	【資料 2-2-4】と同様
<b>A-4. 少人数医療実習教育（クリニカル・クラークシップ）</b>		
【資料 A-4-1】	臨床実習ローテーション表	【資料 2-5-11】と同様
【資料 A-4-2】	医学部臨床実習ポートフォリオ	
【資料 A-4-3】	歯学部臨床実習ポートフォリオ	
【資料 A-4-4】	薬学部実務実習ルーブリック	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。